

長野県の教育

2023 年度

長野県教職員組合連絡協議会

長野県教職員組合

長野県高等学校教職員組合

長野県私立学校教職員組合連合

信州大学教職員組合

長野大学教職員組合

長野県立大学教職員組合

長野市立高等学校教職員組合

目 次

2023 年度長野県教育研究集会に寄せて・・・1

2023 年度県教研集会実行委員長 細尾 俊彦

記念講演 憲法と学校 木村 草太・・・2

I 課題提起・・・・・・・・・・・・・・・・・4

各分科会 課題提起

第1分科会	国語教育・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
第2分科会	外国語活動・外国語教育・・・・・・・・・・・・	17
第4分科会	算数・数学教育・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
第5分科会	理科教育・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
第6分科会	図工・美術教育・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
第9分科会	技術・職業教育・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
第10分科会	家庭科教育・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
第11分科会	保健体育教育・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
第12分科会	学校保健・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
第14分科会	学校づくり・教育課程	
／第26分科会	高校改革・入試制度・・・・・・・・・・・・	38
第15分科会	生活指導(自立と自治の指導)・・・・・・・・・・・・	39
第16分科会	特別支援教育と障害児の教育・・・・・・・・・・・・	43
第17分科会	幼年期・低学年の教育と保育問題・・・・・・・・・・・・	54
第18分科会	青年期・定時制・通信制の教育・・・・・・・・・・・・	56
第19分科会	子ども・青年と進路・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
第20分科会	平和・人権と国際連帯の教育・・・・・・・・・・・・	64
第21分科会	教育条件整備・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
第22分科会	学校給食と食教育・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
第23分科会	環境・公害と教育・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
第24分科会	現代文化・図書館教育・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
第25分科会	不登校・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
第27分科会	ジェンダー平等の教育・・・・・・・・・・・・・・・・・	77

II 各分科会 報告

第1分科会	国語教育・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
第2分科会	外国語活動・外国語教育・・・・・・・・・・・・	81
第3分科会	社会科教育・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
第4分科会	算数・数学教育・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
第6分科会	図工・美術教育・・・・・・・・・・・・・・・・・	86
第8分科会	書写・書道教育・・・・・・・・・・・・・・・・・	89
第9分科会	技術・職業教育・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
第10分科会	家庭科教育・・・・・・・・・・・・・・・・・	93
第11分科会	保健体育教育・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
第12分科会	学校保健・・・・・・・・・・・・・・・・・	101
第13分科会	総合学習・生活科・・・・・・・・・・・・・・・・・	103
第14分科会	学校づくり・教育課程	
／第26分科会	高校改革・入試制度・・・・・・・・・・・・	105
第16分科会	特別支援教育と障害児の教育・・・・・・・・・・・・	107
第17分科会	幼年期・低学年の教育と保育問題・・・・・・・・・・・・	110
第18分科会	青年期・定時制・通信制の教育・・・・・・・・・・・・	112
第19分科会	子ども・青年と進路・・・・・・・・・・・・・・・・・	113
第20分科会	平和・人権と国際連帯の教育・・・・・・・・・・・・	114
第21分科会	教育条件整備・・・・・・・・・・・・・・・・・	117
第22分科会	学校給食と食教育・・・・・・・・・・・・・・・・・	119
第23分科会	環境・公害と教育・・・・・・・・・・・・・・・・・	122
第24分科会	現代文化・図書館教育・・・・・・・・・・・・・・・・・	124
第25分科会	不登校・・・・・・・・・・・・・・・・・	126
第27分科会	ジェンダー平等の教育・・・・・・・・・・・・・・・・・	128
特設分科会	「気になることなんでも聞こう！話そう！ ～子どもの教育・子育て～」・・・・・・・・・・・・	130

2023 年度 県教研要項・・・・・・・・・・・・・・・・・131

長野県教育研究集会年表・・・・・・・・・・・・・・・・・133

分科会構成・・・・・・・・・・・・・・・・・135

教研集会役員氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・138

—2023 年度長野県教育研究集会に寄せて—

2023 年度県教研集会実行委員長

細尾 俊彦

「コロナ5類移行」のもと、実参加とオンライン参加の併用で、2023 年度長野県教育研究集会が、関係者のご尽力により東御市を中心に開催の運びとなりました。心より感謝申し上げます。

「5類移行」という制度変更が、必ずしも

「コロナ終息」につながるものではありませんが、引き続き感染拡大防止は重視しつつ、今年度は 28 の分科会（特別分科会を含む）の開催を追求しています。2020 年度にはすべての分科会がいったん途絶えてしまったわけですが、現場での教育実践の交流こそ、県教研の枢要であることに変わりはありません。ただし、開催にあたっては、各分科会役員のご努力に依拠しなければなりませんし、現場からの積極的なレポート参加も必要不可欠です。授業や自主研修、支部教研などのそれぞれの教育実践を積み上げて、分科会成功に向けた取り組みを改めてお願いするものです。

教員免許更新制が廃止されましたが、教育公務員特例法の「改正」により、今年度から研修履歴の記入が義務化され、校長による研修受講に関する指導、助言が始まりました。更新制廃止と引き換えに、新たな管理・統制を押し付けようとする側面を持つものです。また、更新制廃止の理由に教員の負担軽減があったにもかかわらず、研修強化で新たな負担が教員に押しつけられる可能性があることも矛盾しています。

学校現場では、教職員が多忙化に飲み込まれ、自由に研修を行うことが難しくなる中、国の定めた「研修」が一方的に押し付けられ、物言わぬ教職員づくりがすすめられてきました。「改正法」成立の際に、「教員の多忙化をもたらすことがないよう十分留意する」「教員が自律的に学ぶこと、主体的に学びをマネジメントしていくことが前提」という附帯決議が同時に採択されました。決議の趣旨を生かし、学校の実態や教職員の要望に基づく研修を保障すべきであり、研修受講にあたっては教職員の自主性を尊重する取り組みが求められています。

本集会が、自主的・自発的な研修を旺盛にすすめていく契機となり、自らの教育実践を集団で創造的に切り結んでいく場となることを心から祈念いたします。



記念講演

憲法と学校

講師 木村 草太さん

【プロフィール】

東京都立大学大学院 法学政治学研究科教授

1980年神奈川県横浜市生まれ。

東京大学法学部卒業。専門は憲法学。社会学者。

【主な著作】

『憲法学者の思考法』青土社、『ほとんど憲法(上下)』(河出書房新社)

『集団的自衛権はなぜ違憲なのか』(晶文社)、『木村草太の憲法の新手』

『木村草太の憲法の新手2』(共に沖縄タイムス社)など

【講演要旨】

本日は、「憲法と学校」というテーマで、憲法上の子どもの人権と学校との関係についてお話しします。学校という制度は、子どもたちの教育を受ける権利を実現するためにあるのですが、これについて憲法の観点から整理します。

憲法は人権を保障しています。人が生まれながらに持つ権利、人間であるという理由だけで保障される権利です。人権保障の枠組みには「層」があります。世界全体を覆う国際法レベルでの人権保障があり、各国レベルで憲法を通じた人権保障もあり、自治体レベルでも人権保障のしくみがあります。国際人権規約、子どもの権利条約、そして日本国憲法。いずれも「子どもが教育を受ける権利は重要な人権である」と定義しています。

18世紀の人権は「教養と財産のある男性」を前提にしており、女性や障害者、少数民族、LGBT等の権利は議論されませんでした。しかし20世紀半ば以降、弱い立場にある人たちの「特別の権利」も人権として考えるべきという発想が広がり、その中で子どもの権利も「発見」されました。子どもは自立的な自己決定能力を発展させる段階なので、「保護される権利」や「意思決定の支援を受ける権利」が必要ということです。

教育を受ける権利は、憲法26条1項で「全ての国民がその能力に応じて等しく教育を受ける権利」として保障されています。これは抽象的権利なので、権利を具体化するための法律が必要です。中心となるのは教育基本法と学校教育法の2つです。法律上の学校とは、学校教育法1条に定める人と施設の集まりを指します(1条校)。1条校は厳しい基準をクリアしないと設立できません。

校則問題を法律的な観点で説明しましょう。裁判所は「学校は校則を制定して生徒を規律して良い」と確認しています。校則の無効を訴えた熊本「丸刈り裁判」や千葉「制服裁判」では、校則は任意の努力目標であって強制力がないので無効にする必要なしと判断されました。しかし、考えておきたいのは「生徒にとって転校や学校からの離脱は非常に難しい」ということです。1条校の卒業認定がないと日本社会においては極めて大きな不利益になります。もちろん学校に規律は必要ですが、違反者から教育を受ける権利を奪う重大な効果を伴っているからには、校則は合理的でなくてはなりません。

次に学校の教育カリキュラムと公教育の役割についてです。欧米諸国では「親の教育権 v s 国家の教育権」が重大な対立軸です。たとえばアメリカでは、保守的な親が「トランスジェンダーやLGBTの概念を教えるな」と主張し公教育の土台が揺らぐ事態が起きています。一方、日本では「国家の教育権 v s 国民の教育権」として、「保守政権による介入から人権や民主主義のための教育を守ろう」というのが対抗論理になってきました。日本の教育法学説では、公務員である現場の教員が親の側、国民の側にいるとされているところに特徴があります。有名な旭川学テ訴訟では、「全国一律の学力テストは政府からの教育介入であり違法だ」として学テを妨害した人



たちの処分を巡り、教育内容を決めるのは親（国民）か中央政府かということが争点になりました。判決は「親は子どもの教育に対する一定の支配権がある。一方、中央政府は社会的・公共的問題について国民全体の意志を組織的に決定すべき立場にある」という折衷説をとりました。「親の教育権」から独立した空間が確保されるのが公教育です。学校には自律性がありますが、それには責任が伴います。「子どもの自由かつ独立の人格としての成長を妨げるようなやり方はしない、だからこそ自律性があるのだ」という論理を基にして、学校は運営されなければなりません。

学校の多忙化問題についても考えてみます。学校教育はカリキュラムだけで成り立っているわけではありません。学習指導要領があれば教育ができるわけではなく、教科書や教室があり、教える先生がいて初めて成り立つのです。「教員に時間的な余裕がない状況で教育が提供されたとき、十分な公教育が実現されないのではないか」という問題提起が必要です。子どもたちの教育を受ける権利を具体化するためには、先生が合理的な授業の準備時間が取れる、子どもの話を聞く余裕があることが不可欠です。教員の多忙化問題について、憲法の公教育の観点から論じることができるのではないのでしょうか。

最後に、教育現場でも知っほしい問題についてお話しします。現在、日本では離婚後の共同親権制度について議論が進んでいます。婚姻中の親権は共同で行使し、離婚後はどちらか一方の単独親権になるというのが現在の法律です。これを離婚後も共同親権にして「子どもについての決定に別居親の許可を必要とするしくみ」が検討されています。子どものことを話し合える離婚家庭であれば、共同親権でも混乱は生じないでしょう。しかし、法務省は、合意がなくても強制的に共同親権を維持させるしくみを検討しています。これによって子どもについての決定が混乱したり、DVや虐待から逃れられなくなったりする懸念も示されています。ぜひ教職員組合で、また学校全体でも考えていただきたい問題です。

まとめます。子どもは人権の主体です。学校は子どもの人権実現のためにあります。学校が持つ事実上の強制力は非常に大きく、先生方一人ひとりが、自らが権力者で子どもに対し強い強制力を持っているという緊張感を持って子どもの権利を守っていくことが重要です。教育を受ける権利を巡っては、教育内容に注目が集まり、憲法上もカリキュラムに保守的な政権党の主張が入ることを警戒する議論が行われてきました。これは非常に重要な論点ですが、一方で、教員の労働環境もまた「教育を受ける権利の保障」として重要な観点であることも指摘しました。

私たちがマクロで体験していることは、ミクロの試みの積み重ねです。日々の教育活動は、すべてが大きな問題に関わっています。子どもと時間をかけて話す、そんな積み重ねが問題解決に通じています。大きな社会課題を一発で解決するイメージではなく、私たち一人ひとりが現場で、誠実さやいろいろな試みを積み重ねる先に問題解決があると考えることが大切ではないのでしょうか。

2023 年度
県教研課題提起
分科会課題提起

課題提起

1 はじめに

3年にわたるコロナ禍は、子どもたちの学びと生活に大きな影響を及ぼしました。学校では給食の黙食をはじめ会話や行動の抑制で我慢を強いられ、家でも不自由な生活を余儀なくされました。こうしたことから、子どもたちの抱えているストレスは非常に大きなものになっていると考えられます。さらに、諸物価高騰による家計への打撃が子どもたちの健康と成長に重大な影響を与えています。国は全数調査をやめ、「コロナ後」に向けて経済活動優先の政策に舵を切り、5月には「5類感染症」に移行しました。類型が見直されても一定の割合で重症の患者は発生し、リスクが高い人たちを受け入れている高齢者施設は、これまでと同じように感染対策を徹底しなければならず、その負担はこれまでと変わらず重い状況にあります。学校においても感染者数の増加があり学級閉鎖が少なからず行われています。

最大の人権侵害である、武力侵攻がロシアによってなされ1年9か月になります。2月の国連総会緊急特別会合で、ロシア軍に「即時、完全かつ無条件の撤退」を要求し、「ウクライナでの包括的、公正かつ永続的な平和」の必要性を強調する決議案を141カ国の賛成で採択しましたが、軍事対軍事ではない解決の道筋を模索することが重要です。ウクライナ情勢に乗じて日本の防衛費を5年間43兆円で対GDP比2%を突破しようとしています。また、「安保3文書」の閣議決定で「敵基地攻撃能力(反撃能力)」保有を決めるなど、平和憲法を踏みにじる動きに対して、平和な世界を希求し人権を擁護することは子どもたちの健やかな成長を保障する上での絶対条件です。本研究集会では、社会環境の激変の中で、私たちは民主的な教育のあり方や目的を教育実践の交流を通して、ともに考え、学びあいたいと思います。

2 格差社会における教育

政府の経済失政で諸物価高騰し家庭と子どもたちの生活を直撃し、コロナ禍を経て、経済的に困窮する家庭が増加しています。「国民生活基礎調査」(2023.7、厚労省)から2021年の「子どもの貧困率」は11.5%(2018年、14.0%)、「子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率」は44.5%(2018年、48.3%)と報告されています。8.7人に1人が貧困である点や、一人親世帯の半数近くが貧困であるという事態は大きな問題です。

この状況下、日本の教育費の保護者負担は世界的にも突出している一方で、教育機関への公的財政支出はOECD37カ国中36位と最低レベルです。

厚生労働省によれば、全国の高校進学率は98.8%(2021年)、生活保護受給世帯の高校進学率は93.7%(2021年)、また、高等教育機関への進学率(過年度高卒者等含む)は全国83.8%(2021年)に対して39.9%(2021年)です。経済的な負担が教育を受ける権利を奪っている実態があります。(数値は内閣府、「子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況について」と「学校基本調査R4」)

生活保護世帯の子どもの大学・短大、専門学校への進学率調査(2019年度・2020年度、生活保護情

報グループ)では、上位の東京都や大阪府が両年度とも40%を超えたのに対し、長野県は24.4%(2019年度、全国35位)、22.4%(2020年度、39位)、30.5%(2021年度、30位)と低位でした。

高等学校等就学支援金は、公私ともに支給対象者を年収910万円未満世帯に制限し、私学の加算支給の対象は年収590万円未満世帯までとなっています。大学・短大、専門学校等への進学における就学支援新制度については、個人要件・機関要件によって、対象者が限定されること等、問題は解消されないままです。制度の改善・拡充をすすめるとともに、大学等学費の引き下げ、給付奨学金の拡充など、権利としての教育無償化、所得制限のない「普遍的な教育無償化」の施策が求められます。

3 「こども基本法」の施行と「こども家庭庁」の設置

日本政府は「子どもの権利条約」を1994年に批准しましたが、30年間、国内法をつくらず現在に至り、このような状況の下、子どもの権利条約に対する国内法と位置付けられた「こども基本法」が2022年6月国会で可決成立し、2023年4月から施行されました。

子どもが意見を表明し、社会参加をすることは重要なことですが、現状は虐待、いじめ、不登校、障害・医療的ケア児、非行、経済的困窮などを始めとする困難な状況に置かれた子ども・若者や、ヤングケアラー、社会的養護経験者(いわゆるケアリーバー)、宗教二世など、様々な状況にあって声を聴かれにくい状況があります。

「こども基本法」は憲法と「子どもの権利条約」の4つの原則、①差別の禁止(差別のないこと)、②子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)、③生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)、④子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)を取り入れています。

「こども基本法」第2条で「こども施策」を規定しており、個人の尊重、基本的人権の保障、適切な養育、福祉にかかわる権利の保障、教育を受ける権利、意見表明、社会的活動への参画など6つの基本理念に基づき行われなければならないとしています。施策実施においては国と地方自治体に責務があるとしていますが、財政措置については実効性が課題として残ります。

学校においては、子どもの権利条約の「条約実施に関する一般的措置」で「あらゆる段階の学校カリキュラムに条約および人権一般の学習を編入すること」と定めており、①子どもたちに子どもの権利条約の学習を保障すること、②校則改善などの学校運営に子どもの参加と意見表明を保障することを実現する必要があります。こども基本法には、子どもコミッショナー／オンブズパーソン制度が盛り込まれませんでした。世界的には、コミッショナー等設置する国は増加していますが、日本の子ども基本法では見送られました。独立した監視機関の設置は子どもの権利保障で必要です。

「こども家庭庁」の設置がされました。当初「こども庁」の名称が使われていましたが、「子どもの基盤は家庭にある」という保守派議員による主張があり、「こども家庭庁」になりました。「家庭」が挿入された理由は、こどもが抱える危機的状況は家庭の問題と密接に関わっており、家庭基盤の支援・充実が大切で、親も子どもとともに育つ(育自)、親育ち支援が必要であるというものです。しかし、これは家庭支援では救えない子どもに目を向け、取りこぼさないという重要な概念を置き去りにしており、多様化といいながら、結局「家庭はこうあるべき」という固定観念の押し付けが行われています。さらに子育ては親がやるものだという見えない圧力があるのではないのでしょうか。

「こども基本法」に基づき、政府はこども施策に関する「こども大綱」を定めなければなりません。「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、「こども大綱」を策定します。こども家庭庁のこども家庭審議会(首相の諮問機関)は9月に政策指針「こども大綱」の年内策定に向けた中間整理案を取りまとめました。中間整理案では子どもの権利

保障と最善の利益を図るという基本方針が明記されました。今後、当該都道府県はこども大綱を勘案して、「都道府県こども計画」を定め「こども基本法」に基づく「こども施策」を国と地方自治体は実施することになります。

4 「生徒指導提要」改訂

「生徒指導提要」（以下、提要）が12年ぶりに改訂されました。改定は大きな一歩ですが、十分ではありません。提要の中で、生徒指導の定義は「社会の中で自分らしく生きることができる存在へと児童生徒が、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである」こと、生徒指導の目的は「児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支える」こととしました。また提要では、「子どもの権利条約」や「こども基本法」にも触れられていますが、不登校、いじめ、校則変更など事案ごとの対応に権利保障の観点がなく、子どもが権利の主体であることが明記されていません。

提要は生徒指導のあらゆる場面で、権利を保障した指導を行うための指針が不十分です。各論において子どもの権利の視点の記述がないことも問題です。しかし、使える部分はこれまで以上あるため、子どもの成長と発達や自治的・自主的活動を保障するために「活用」を考えていきます。

この間、校則問題で生徒や保護者が立ち上がり署名を進め、メディアの批判で文科省を動かしました。学校は子どもの意見表明と参加を保障することの重要性を受け止めて、生徒の意見を尊重する学校運営を進めていくことが課題となっています。憲法、「子どもの権利条約」や「こども基本法」の理念に立脚した教育活動が望まれます。

5 第4次教育振興基本計画と教育「大綱」

2023年3月定例教育委員会で長野県第4次教育振興基本計画（2023年-2027年）が決定しました。政策の進捗状況や成果を、成果指標によって数値評価することが記されていることも問題です。特に成果指標設定の考え方では「客観的指標」に加えて「主観的指標」を設定するとしています。生徒児童等の実態把握のために主観的指標を用いて数値化することは、PDCAサイクルによる学校の教育内容の統制につながるものが危惧されます。

第4次計画では、「個人と社会のウェルビーイングの実現」を長野県教育の目指す姿として、その実現には、「探究」や、「探究県」であることが重要だと提起しています。

実現には学校における教職員の労働条件、教職員定数など教育条件整備や社会改革や福祉の事業改善がなされなければならないと言えます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教法）では「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」（「大綱」）を定めることとなっています。長野県の大綱は第3次長野県教育振興基本計画（2018年-2022年）をもって代えてきましたが、2023年1月の総合教育会議で長野県総合5か年計画が上位計画であるので大綱とすると変更になりました。行政が直接教育政策に介入する可能性が出てきています。

6 学習指導要領について

学習指導要領が幼小中高校で本格実施となりました。学習指導要領は「資質・能力」論を基本として、法律で定められた「学力の三要素」による狭い学力定義となっています。学校教育でどのような学力や能力を育成するのか、様々な議論をしながら教育実践がなされるべきです。

この能力観は競争社会の中、貧困と富裕層の格差が大きくなり生きづらい社会であっても、グローバル人材としてこの状態を受け入れながら、新自由主義の社会活動を支えていけるかどうかというものです。それは旧教育基本法にあったように、教育の目的は「人格の完成をめざし、平和な国家及び社会の形成者として、心理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成」とは全く逆方向を向いた学力観だと言えます。

学習指導要領では評価方法や授業方法までが示されています。高校でも観点別評価が始まりました。「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」が評価項目となっています。学力の三要素の「学びに向かう力、人間性等」が観点別評価によって数値評価されることとなります。本来は数値で置き換えることができない人の評価が、観点別評価で位置づけられることとなります。子どもの成長のためには、どのような学力の育成をするのか議論を積み重ねる必要があります。

学校づくり、教育課程編成においては、目の前の児童生徒の現実から出発して各学校が学校の教育活動の全体計画としての教育課程づくりを進めることを追究し、具体化の方策を検討することが必要です。

7 GIGAスクール構想と授業のICT化

「教育DXを支える基盤的ツールの整備・活用」としてCBTシステム(MEXCBT)の「全国学力・学習調査」での活用や「教科調査の悉皆実施」に向けた機能拡充、「次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進」などが提起されています。

「GIGAスクール構想の着実な推進と学校DXの加速」や「教育DXを支える基盤的ツールの整備・活用」として、すべての小・中学校に英語のデジタル教科書を提供したり、「学習者用デジタル教科書普及促進事業」など文科省はデジタル化を推進しています。この中で教科書会社の淘汰と寡占化が進み、教科書の種類の減少が起きています。

「スクールダッシュボード」などのとりくみが各自治体で始まっています。子どもたちの個人情報が市場にさらされ、営利目的で「活用」されかねない状況です。目まぐるしく変わるシステム変更やクラウド化によって、新たな業務が増え、教職員の働き方をひっ迫させています。多くの施策で民間事業者を「活用」するとしており、「公教育の市場化」を進めるものになっています。

児童生徒の学習履歴、個人データを学校教育外の教材会社、学習塾などで「蓄積」「流通」させる計画です。個人情報データの利活用が利潤追求の材料として利用されると同時に個人情報流失の危険性があり人権擁護の観点からも大きな問題を含んでいます。子どもたちの個人情報保護の厳守を最優先にしなければなりません。

長野県は学びの改革支援課内に長野県ICT教育推進センターを設置し授業の研修方法などを発信しています。GIGAスクール構想による1人1台端末導入においては、高校において生徒個人による端末や有料アプリ等の購入による経済的負担が増え、経済格差による教育格差が生じることが懸念されます。

ICTの利活用については、教職員の専門性にかかわる権限事項であり、利用するかどうかの権限を個々の教職員が持つ必要があります。生徒の実態や教職員の判断によらずに、利活用の導入が進むことは授業の画一化をもたらすこととなります。授業内容によっては使わない選択もあることを確認する必要があります。ICT教育におけるデジタルコンテンツの利用については、特定のアプリやコンテンツの使用が強制されると授業の画一化が進行し、教職員個々の専門性に立脚した創造的な授業が失われることが危惧されます。一括の強制を避け、コンテンツの批判的な教材分析を進める必要があります。

ます。

8 「生命の安全教育」と「包括的性教育」

インターネットや SNS の影響で複雑化し、暴力的、差別的な情報があふれる中で、性について学ぶ機会は保障されていない状況があります。子ども、若者を取り巻く性的環境は深刻で、男女を問わない子どもの性被害が起きています。性に関するオープンな議論が親や教員を含む大人が避けている現実があります。性の問題がタブー視され正しい知識を得ることができない状況があります。

文科省は 2021 年から「生命の安全教育」を、性暴力防止プログラムとして開始しました。しかしながら内容は決して十分なものではなく、文科省は「学習指導要領の中には『ほどもめ規定』があり、性行為は取り扱わないことになっている」としています。性暴力や性被害は何かの説明がないままの「生命の安全教育」で、自分の体を大切にすることや、性暴力に対する正しい認識を身につけることはできないのではないのでしょうか。

「子どもの安全」をめぐる全国郵送世論調査（2023.9、日本世論調査会）によると、中学の学習指導要で「妊娠の経過は取り扱わない」とする「歯止め規定」は、なくすべきとする回答が 88%、「包括的性教育」を導入した方がよいは 64%でした。その理由として正しい知識を得られるからとしています。性教育を始める適切な時期は小学校高学年が 52%と最多でした。この結果が示すように、初等、中等教育において、「包括的性教育」の必要性が高まっており、「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」（2018、以下「ガイダンス」）を学校の指針として取り入れることを検討する必要があります。

「ガイダンス」では、「性は人間の生涯にわたる基本的な要素であり、それは身体的、心理的、精神的、社会的、経済的、政治的、文化的な側面をもつ」とし、「包括的性教育」の在り方を提起しています。包括的性教育においては、学習内容や誰も排除しない学習者の包括性が特徴です。主要な概念として、「人間関係、価値観、人権、ジェンダーの理解、暴力と安全確保、セクシュアリティと性的行動、性と生殖に関する健康」など、8項目を設定しています。

「ガイダンス」は、包括的性教育は「公正で思いやりのある社会の構築に貢献する」としており、教育の本質的目的を実現すると言えます。

9 不登校の現在

全国の不登校児童生徒が過去最多となり、長野県についても同様の結果が報告されています。2022 年度、県教委が公表した調査結果から、不登校の児童生徒は、9 年連続で増加しており、全国と同様に過去最多となっています。2022 年度小中学校における不登校児童生徒数は 5735 人（2021 年度、4707 人）で前年度から 21.8%増加、高校は 949 人（同 787 人）で前年度から 20.6%増加しています。背景として、「休養の必要性等の浸透、生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況、制限のある中で交友関係を築くことになった、登校する意欲がわきにくい状況」があったとしています。要因として小中高校では、人間関係をめぐる問題、学業の不振、親子の関わり方、無気力・不安などが挙げられています。

特に気がかりなのは、「不登校児童生徒が学校内外で相談・指導等を受けた状況」で過去 5 年間に、相談・指導を受けていないとする児童生徒が 17.5%（2018 年度）から 32.6%（2022 年度）に増加していることです。

文科省は「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」を出し、不登校、いじめ、組織的対応を支える取組を提言しました。早期発見、一人一台端末を活用しての相談窓口等定期しています。またスクール

カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置充実を打ち出していますが、拡充策のための財政的保障が十分とは言えません。

長野県内では、全小中学校にスクールカウンセラーを、また、教育事務所にはスクールソーシャルワーカーを配置していますが、実際の相談件数・割合は減少しており、実効性のある対策になっているとは言えない状況があります。

学校外の多様な学びの場を保障しつつ、子どもたちにとって、学校が弱さを表出できない環境になっていないか、子どもたちに過度なストレスを与える環境になっていないか、多様性を受容して、支える場所になっているのかを考える必要があります。

また、学習指導や生活指導の中で「学校スタンダード」に象徴される画一的な教育や、国連子どもの権利委員会が勧告している日本の「高度に競争的な教育環境」が学校のどの部分にあるのか問い直し、改善のために何をすべきかを検討する必要があります。

1 0 新たな研修履歴管理制度と自主研修

2022年5月11日に「教育公務員特例法および教育職員免許法の一部を改正する法律案」が国会において可決成立し、教員免許更新制が廃止されました。しかし、同時に教育公務員特例法の改訂により、教員毎に「研修などに関する記録」を行うことを義務付け、校長による「指導・助言」を行うという、新たな仕組みの導入を強行しました。文科省から「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」（2022年8月）が出されました。

2023年度から研修履歴の記入が義務化され、校長による研修受講に関する指導、助言が始まりました。衆参両院の附帯決議には「教員が、探究心を持ちつつ自律的に学ぶこと、主体的に学びをマネジメントしていくことが前提」「研修に関わる教員の主体的な姿勢の尊重と、教員の学びの内容の多様性が重視・確保されるものとするを周知・徹底すること」とあります。研修内容の画一化や硬直化をなくし、学校の実態や教職員の要望に基づく研修を保障すべきであり、研修受講にあたっては教職員の自主性を尊重する必要があります。

支部教研、県教研は自主的で主体的な研修であり校種を越えて実践交流ができる貴重な場となっており、より多くの教職員や市民の参加で継続、発展させます。

1 1 学校統廃合と高校再編

長野県内の少子化と学校統廃合の状況は、公立・国立・私立の小学校・中学校・義務教育学校を合わせた学校の数はこの20年で50校ほど減少していますが、さらに今後5年間で15校以上減少することが計画されており、学校の統廃合は急激に進むことになります。

県内には「小規模特認校」が小学校7校、中学校2校、義務教育学校2校があります。「特認校制度」により、特定の通学区域がなくなり、当該市町村内であればどこからでも就学することができます。少人数で、良好な環境で学べる一方、周辺地域の児童・生徒の取り合いになるなどの問題もあります。

長野県内の高校再編は、「第2期再編の動き」（2023年9月、高教組）のようになっています。県教委は「高校改革～夢に挑戦する学び～再編・整備計画【三次】」を2023年1月決定しました。再編統合による課題は1期再編校でも解消されず積み残しの状況があります。1期再編校の課題解消と同時に2期再編で同じ課題を生じさせないためにも、当該校の生徒や教職員、保護者、地域を含め懇話会での協議や丁寧な話し合いが必要です。既存校や新校の設立には、教育行政による教育条件整備のため

の財政的な措置、教職員の確保などが必須です。

文科省は、高校の学級規模の現状について、全学年で3学級以下の全日制公立高校は2021年度で全体の4.0%となっていて、30年前に比べて3.4ポイント増加しているとしています。さらに、2021年5月1日時点で全国1741市区町村のうち、公立高校の立地が0ないし1であるものは1129(64.8%)に達していることが明らかにされました。[0が489(28.1%)、1が640(36.8%)]高校の小規模化や学校数の減少により地域の過疎化に拍車をかけることが心配されます。

学校は地域の文化・コミュニティの中心であることを踏まえ、教育条件を低下させる拙速な統廃合につながらないように、地域と共にある学校の姿について、様々な立場の人と話し合い、地域と学校が力を合わせて学校づくりをすすめることが求められます。

	所在地	校名(すべて仮称)	再編対象校	検討開始年	開校年度	開校学科(数字は募集学級数)	校地
【一次】	小諸市	小諸義塾高校	小諸・小諸商業	2020年	2026年	全日制：普通科(3)商業科(3)音楽科(1) 定時制：商業科(1)	小諸商業
	佐久市	佐久新校	野沢北・野沢南	〃	2029年	全日制：学際領域に関する学科(8) 定時制：普通科(1)	野沢北
	伊那市	伊那新校	伊那北・伊那弥生ヶ丘	〃	2028年	全日制：普通科(6)・特色学科(2)	伊那北
【二次】	中野市	中野総合学科新校	中野西・中野立志館	2021年	検討途中	検討途中	検討中
	須坂市	須坂新校	須坂東・須坂創成	〃	2029年	全日制：農・工・商・普(あわせて7程度)	須坂創成
	辰野町・箕輪町・南箕輪村・駒ヶ根市	上伊那総合技術新校	辰野(商業科のみ)・箕輪進修(工業科のみ)・上伊那農業・駒ヶ根工業	〃	検討途中	検討途中	検討中
	駒ヶ根市	赤穂総合学科新校	赤穂(普通科・商業科)を総合学科へ	〃	2029年	全日制：総合学科(5~7) 定時制：普通科(1)	赤穂
【三次】	長野市	長野東スーパーフレックス新校	長野東・長野定時制・長野吉田戸隠分校・長野商業定時制・長野西通信制	2023年	-	-	-
	千曲市	長野千曲総合技術新校	更級農業・松代(商業科のみ)・屋代南	〃	-	-	-
	東御市	東御清翔高校	夜間部を設置して三部制へ合わせて上田(定)を移管	〃	-	-	-
	岡谷市	岡谷新校	岡谷東・岡谷南	〃	-	-	-
	岡谷市・諏訪市	岡谷諏訪総合技術新校	岡谷工業・諏訪実業	〃	-	-	-
	茅野市・富士見町	茅野富士見新校	茅野・富士見	〃	-	-	-
	塩尻市	塩尻総合学科新校	田川・塩尻志学館	〃	-	-	-
安曇野市・池田町	安曇野総合技術新校	南安曇農業・穂高商業・池田工業	〃	-	-	-	

1.2 教職員の勤務実態と教員不足

県教組の勤務実態調査結果では、2023年6月の超過勤務時間の月平均は80時間26分となりました。「高教組2022労働実態アンケート(時間外勤務時間、10月)」で、高教組では時間外勤務時間(平均)は62時間25分でした。回答者の67%が月45時間以上の時間外勤務を行っています。振休・代休日が取れないと回答した教職員は6割を超えています。

2022年に文科省が実施した勤務実態調査でも、月45時間を超えて残業した教職員の割合は中学校5割、小学校と高校で3割という調査結果が出ました。長時間労働の教職員が依然多く、超勤改善のためには教職員数増や少人数学級などによる負担軽減など教育条件整備が喫緊の課題となっています。多忙化により教職員は子どもと接し人格形成に関わる豊かな教育活動に支障が出ています。また同僚性の希薄化を引き起こし大きなストレスを生み、教職員の離職につながっていることも大きな課題です。精神系疾患を理由に離職した公立小・中・高等学校の教職員が昨年度は全国で953名と、過去最

高になりました。

持続可能な勤務環境整備には教職員定数の改善が必須であり、社会問題化している教職員の長時間過密労働、教員不足問題など、学校現場の実情を訴え課題を共有し、活き活きと働ける学校にしていくことが必要です。

1.3 特別支援教育の動き

2023年4月から第3次長野県特別支援教育推進計画が実施されています。これは第4次長野県教育振興基本計画の個別計画で、特別支援教育にかかわる今後5年間の目指すべき基本方向や分野別の取組の方向性を示したものです。幼・小・中・特別支援学校、高校を通じた連携の中で推進計画の取り組みを具現化するためには人的、条件整備面での充実が必要であり、財政的な裏付けがなされなければなりません。

障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に関しては、「日本では相変わらず、障害に応じた特別な指導・支援は、特別な場（特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室）以外には用意されず、しかもこれらの特別な場は、通常の教育から segregate（隔離）されたものであることも少なくない」と課題があることが指摘されています。すべての子どもたちの発達を保障するインクルーシブ教育の実現のために、通常学級に在籍している障害のある子が求めている教育的ニーズに対応できる通常学級の条件整備はどうあるべきか討議をします。

2023年度から施行された特別支援学校設置基準が実効性あるものとなるよう、既存校への適用の動きについて状況の交流を行います。全国教室不足調査が2年ぶりに行われます。公立特別支援学校の教室不足の状況等の調査では、2021年度は全国で3,740教室の不足がありました。設置基準に照らした条件整備の改善を求めること、さらには人的な措置が行政の責務として取り組まれる必要があることを現場の実態の交流を通じて明らかにします。

1.4 討議と研究の視点

長年にわたる教育研究集会の研究の成果を踏まえ、県下各地の教育研究・教育実践に学び、次の観点から分科会での討議を深めましょう。

(1) 「子どものいま」をとらえてその背景を探ろう

子どもの貧困と格差、デジタル機器への依存、児童虐待・性暴力、不登校など、子どもを取り巻く環境や子どもたちから表出する言動は様々です。環境が子どもたちに与えている影響、子どもの姿や行動に表れている事象の背景は何か。そして、子どもたちが抱える生きづらさはどこからくるのかを議論の中で明らかにしましょう。その中で、子どもに寄り添い、励ます教育実践を交流しましょう。

(2) 子どもの「学び」について語り合おう

学習指導要領には、育成すべき「資質・能力」や「主体的・対話的で深い学び」が協調されています。これは子どものためのものではなく、国や企業が求めるグローバル人材の観点からの教育課程編成をめざすものです。私たちがめざす、人生を生きる主権者としての子どもの成長・発達のために何が必要なのか、教育課程の自主的な編成、授業実践について討議し、研究を深めましょう。

(3) 憲法・児童憲章・子どもの権利条約の理念を生かした学校づくりのあり方を討議しよう

憲法、児童憲章、子どもの権利条約の理念を生かした授業づくり、学級づくりはどうすればよいの

か。参加と共同の開かれた学校づくりについて討論し、実践を交流しましょう。

課題提起「学習指導要領に関わるこれからの国語科の課題」

1) 課題の整理

現行の学習指導要領の本格的な実施が開始してから随分と時間が経つ。県内の様々な研修を通して、指導要領の理念が現場に浸透しつつある。しかし、現行指導要領の是非をめぐる議論が止むことはない。長野県教研でも学習指導要領の課題点と、これからの授業のあり方についての議論を積み重ねてきた。

まずは、これまでの県教研国語教育分科会で指摘されてきた新学習指導要領の課題点について改めて整理する。

(1) いわゆる「人格の完成を目指す」個人の発達を期する教育から、OECD の国際学力調査 PISA の学力観に基づく、国家に資するための「資質・能力」の獲得を第一義とした国語への転換。

(2) 「実社会」「実用性」など、ことばの情報伝達機能の面を過度に重視するあまり、ことばの持つ芸術性や内言の深化などを軽視する傾向のさらなる強まり。

(3) 国語の科目を細分化し、対話的で深い学び(アクティブラーニングの視点)に立った授業改善を求めるとともに、「学びの基礎診断」を利用し、PDCA サイクルを回し、高大接続改革と称して、大学入学共通テスト」を導入することを通して、教育目標、教育内容、教育方法すべてを固定し、こと細かに管理統制を強化しようとする点。

(4) 新指導要領による具体的な教育課程編成や実際の授業の組み立てを考えた場合の困難性

(5) 学びの基礎診断と大学共通テストをめぐる問題

(6) 小・中学校の指導要領の特徴：実用主義に貫かれ、さらなる学力格差を生む懸念

これらに加え、国語教育の観点からは、以下のトピックも看過できないだろう。

- ・教育現場における ICT の急速な普及とその推進
 - ・OECD Education2030 プロジェクトにより示された「ラーニング・コンパス」
 - ・経済的格差、発達格差、デジタルデバイドなど、様々な格差環境から生じる子どもの国語力格差
- 本稿では、上記のような話題に通底する問題として「評価」という言葉を取り上げたい。「評価」という

文言には、上下関係、統制、決めつけなど、管理教育的なイメージがついて回るが、ここではそういった政治理念的な意味合い、あるいは「評定」という意味合いではなく、もっと本質的、根源的な意味合いで「評価」という文言を用いたい。つまり、教師として、また一人の大人として、「子どもの変容の、何に価値を見いだすか」「価値ある変容を、子どもにどう伝えていくか」、そして子ども自身が、「学びにおける自分の変容をどのように価値づけていくか」という意味合いである。その意味で、「評価」という営みの範囲は必然、授業内にとどまらず、教育活動全てに関わることになる。

昨年度の県教研国語分科会では、共同研究者である小池由美子氏より、「できた・できない」「A・B・C」という価値基準による他者との比較を前提としたいわば「水平的な評価」と、児童生徒個人の中の成長や成熟に目を向け、子ども自身が満足できる学びであったかをパーソナルに自己評価する「垂直的な評価」という二つの側面、及び前者の危険性と後者の重要性について指摘があった。教育界には、

「学校におけるすべての子どもの言動は、教員に対する適応行動である」という旨の言葉があるが、我々教員は、「評価」という行為によって、子どもの言動、ひいては子どもの未来を大きく左右しうるのである。様々な教育課題が渦巻き、先行き不透明な現代社会において、我々国語教員は、「評価」という行為についてより注意深くならなくてはならないだろう。本稿で提起する課題の核心は、以下の2点に集約される。

- ・子どもの学びの何を、どのように見取ればよいのか。
- ・子どもの学びの成長を、どのように後押しすればよいのか。

以下、いくつかの具体的な事例をもとに、課題を浮き彫りにしていきたい。

2) ICT 普及の現状とこれから

東京大学名誉教授の佐藤学氏は、『第四次産業革命と教育の未来 ポストコロナ時代の ICT 教育』の「あとがき」で、以下のような事例を紹介している。長い引用になるが、教育への ICT 導入推進の問題点が顕著に表れている事例であるので、ここに示したい。

ニューヨーク市の学校では州、市、教育企業、IT 企業による学力テストが年間一三回も行われ、貧困地域の低学力の学校は教育企業が管理する公費による私立学校（チャーター・スクール）へと経営が委譲され、それらの学校では ICT の導入によって教師を解雇する改革が進行していました。土・日の公園では、公立学校の危機を訴える教師たちのデモと集会が頻繁に行われ、デモに参加した小学校の子どもたちは「I am not a test score. I am Catherine (Robert, etc.)」というプラカードを掲げていました。資本とテクノロジーの暴走は、子どもの人としての尊厳を破壊していたのです。翌年訪問したメキシコシティでは、ICT 技術で解雇の危機に直面した教師たち数千人が中央広場（ソカロ）にテントを張って、数カ月に及ぶ座り込みデモを展開していました。第四次産業革命によって公教育は崩壊の危機に直面しているのです。

「私はテストの点数ではありません。1 人の人間です。」…心ある教員であれば皆、この子どもの悲痛な叫びに戦慄を覚えるだろう。長野県でも、東京法令出版の「CBT ミライ」（CBT…Computer Based Testing）というシステムを利用した、児童生徒の学習状況フィードバックシステムの整備が進んでいる。令和 5 年 6 月末時点でシステムが活用可能な段階になっており、県教育委員会はその積極的な活用を現場に求めている。しかし、このシステムで評価可能な領域は知識・技能の領域に偏っており、また ICT の特性上、「○か×か」で採点可能な問題が前提となっている。長文記述問題の採点アルゴリズムの開発も進んではいるが、現状、「○か×か」以上に精細な評価、例えば思考の広がり・深まりの評価や、思考の過程の評価などは、人間である教員が行わなければならない。ただ、もし仮に今後教育現場が無目的に ICT の導入を加速させ、「○か×か」というやせ細った評価観で子どもを追い詰めることになったならば、待っているのは未来を担う子どもの尊厳の破壊である。

また、ICT を活用して具体的にどのような授業をデザインするか、ということも考えなくてはならない。例えば ICT の特性として、学習者同士情報共有がしやすいということが挙げられる。しかし、学習者間で情報を共有しているということと、学習者の中に実際に思考の広がりや深まりがあるかどうかということは、分けて考える必要がある。つまり、ICT の学習への利活用を考えるには、ICT を使っているかという「現象」的な側面ではなく、ICT によって深い学びが実現しているかという「機能」的な側面を見取らなくてはならない。さらに昨今では、出版社の資本力と ICT との関係、またそれによる教科書選定への影響についても考えていく必要があるだろう。ICT というツールが非常に便利なものであることは疑いようがない。しかし、子どもと日本の未来を深く考え、何を学びどう評価するかを吟味した上で、ICT を教育に取り入れるか否かを決めるのは、行政ではなく我々現場の教員

であるべきだ。

3) OECD Education2030 プロジェクト「ラーニング・コンパス」について

OECD は、標記プロジェクトの中で「学習枠組み」としてのキー・コンピテンシーを示すものとして、「ラーニング・コンパス」を設定した。OECD の説明によると、ラーニング・コンパスは「学習枠組み」であって、「評価枠組みやカリキュラム枠組みではなく、包括的な構造の中に、広汎で多様な学習を詳細に示すことで、学習の本源的価値を示すものである。」となっている。(OECD, 2019) 端的に言えば、「子どもたちはこれから何のために何を学ぶべきか」を世界標準で示したものである。

「OECD Education2030 プロジェクト」の前身にあたる「DeSeCo プロジェクト」では、多様なコンピテンシーの中からキー



ー（鍵）となるものを抽出する上での基準として、以下の視点が定められている。

- ・学習可能であること（一定程度、教育可能であること）
 - ・様々な文脈における重要で複雑なニーズを満たすために役立つこと
 - ・誰にとっても重要であること
 - ・メタ認知など高次のスキルを含むこと
 - ・社会的に高い価値が認められる結果につながる（例えば、個人のレベルでは雇用、収入、健康、安全、政治参加、知的な資源の獲得、社会的ネットワーク、文化的活動への参画などであり、社会のレベルでは経済的な生産性、民主主義的プロセス、社会的連帯・結束、人権、安全、公平、平等、持続的な環境といったこと）
- 本稿はこの「ラーニング・コンパス」に無条件に賛同する立場をとるものではないが、上記のような視点は今後の国語教育の在り方を議論する上で、重要な足がかりとなることは間違いないだろう。指導要領の理念は、あるいは我々の教育は、子どもたちのより良い未来を育むのにふさわしいものであるだろうか？

4) 子どもを取り巻く様々な状況から生まれる「国語力」の格差

ノンフィクション作家の石井光太氏は、著書『ルポ 誰が国語力を殺すのか』の中で、数々の実例を基に、子どもと言葉をめぐる根深い問題を浮き彫りにしている。以下に、序章の一部を引用する。これも長い引用となるが、我々が言葉の力をどのように認識すべきなのかという核心的で根源的な問いを投げかけてくれる重要な一節であるので、ここに示す。

そうした人間（※筆者注：不適切な教育や社会のあり方によって、生きていくのに必要な言葉の力を得られなかった子どもを指す）が大人になればどうなるのか。社会に適応できずに簡単にドロップアウトする、他者と信頼関係を築くことができずに孤立する、無分別にネットで暴言を吐き散らす、批判的思考が欠落しているために極論やデマに踊らされる、自分がうまくいかないのは社会のせいだと被害妄想を膨らませる……。／私が思うに国語力とは、社会という荒波に向かって漕ぎ

だすのに必要な「心の船」だ。語彙という名の燃料によって、情緒力、想像力、論理的思考力をフル回転させ、適切な方向にコントロールするからこそ大海を渡ることができる。／ネットカフェ難民にせよ、ホームレスにせよ、最底辺風俗嬢にせよ、私が取材で出会ったのは、十分な言葉を持たず、自らの心の船を適切に操ることのできない人たちだった。言い換えれば、いろんな事情によって、想像し、考え、表現するための言葉を奪われた人々だ。

また、著書の中で石井氏のインタビューに答えた認知科学者の今井むつみ氏は、こう語る。

誰もが生まれ持って分析力、推論力、学習力を兼ね備えています。それを発揮させられるかどうかは家庭環境が非常に大きな役割を担っています。よく親の経済力や遺伝が子供の語彙力を左右すると言う人がいます。しかし、アメリカの研究でも日本の研究でも、親が子供に対して話しかける言葉の量と質が、経済力よりはるかに大きな影響を与えることがわかっています。

我々は、教員として、また一人の大人として、言葉の持つ力について適切に理解していなくてはならないだろう。そして、我々の言葉による働きかけが、子どもたちにどれほど強く影響するのかについても、深く理解していなくてはならない。我々教員の「評価」の背後には、言葉に対する深く鋭い洞察が必要不可欠である。現行の指導要領は果たして、石井氏が目を向ける子どもたち、ひいては未来を担うすべての子どもたちに正面から向き合えるものになっているだろうか。

5) おわりに

以上、主に「評価」という言葉を抛り所として、何人かの識者の眼と言葉を借りつつ、現状の国語教育における課題提起を試みた。評価とはすなわち、未来の社会についてのビジョンを具象化したものである。未来を担う目の前の子どもたちに、我々大人が何を期待するかを示すものである。目の前の子どもたちは、我々大人にとって、「希望」そのものである。学校の中で精一杯に学び、生きようとしている子どもたちに目を凝らし、子どもたちの声に耳を澄ませ、明日からの教育に思いを巡らせる…。教研集会は、そのような場である。志篤い教員たちの、自主的な研修の場である。言葉と教育、そして子どもについての深い理解と洞察をもとに、今後も熱い議論が交わされることを願って止まない。

(文責：藤森祐介：大町市立大町中学校教諭)

「過去に何が行われ、それをどのように総括し、誰がどう責任を取ったのか。こういった歴史を振り返ることなしに、過去と同様の失敗を繰り返すことは避けなければなりません。」 (久保野, 2021)

年	特徴など	科目(単位)
昭和22 (1947)年 試案	「英語で考える習慣を作るためには、忠実にまねること、何度も繰り返すこととたくさん応用が必要である。このために、一学級の 生徒数は30名以上になることは望ましくない 」	外国語(英語)(各学年5)
昭和31 (1956)年 改訂版	外国語科は、外国語の聞き方、話し方、読み方および書き方の知識および技能を伸ばし、それをとおして、その外国語を常用語としている人々の生活や文化について、理解を深め、望ましい態度を養うことを目標とする。 ※「 試案 」が削除される	第一外国語(3 or 15) 第二外国語(2 or 4)
昭和33(1958)年 昭和35年10月施行	1 外国語の音声に習熟させ、聞く能力および話す能力を養う。 2 外国語の基本的な語法に習熟させ、読む能力および書く能力を養う。 3 外国語を通して、その外国語を日常使用している国民について理解を得させる。 ※「 法的拘束力 」の強調 「 能力主義 」の推進	英語A(9) 英語B(15)
昭和45(1970)年 昭和48年施行	外国語を理解し表現する能力を養い、言語に対する意識を深めるとともに、国際理解の基礎をつちかう。 このため、 1 外国語の音声、文字および基本的な語法に慣れさせ、聞き、話し、読み、書く能力を養う。 2 外国語を通して、外国の人々の生活やものの見方について理解を得させる。 ※「 国際理解 」「 後期中等教育の多様化 」	初級英語(6) 英語A(9) 英語B(15) 英会話(3)

2

年	特徴など	科目(単位)
昭和53(1978)年 昭和57年施行	外国語を理解し、外国語で表現する能力を養うとともに言語に対する関心を深め、外国の人々の生活やものの見方などについて理解を得させる。 ※「 ゆとりと充実 」「 中学校週3体制 」	英語Ⅰ(4) 英語Ⅱ(5) 英語ⅡA、B、C(各3)
平成元(1989)年 平成6年施行	外国語を理解し、外国語で表現する能力を養い、 外国語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度 を育てるとともに、言語や文化に対する関心を高め、国際理解を深める。 ※「 新学力観 」「 生徒の関心・意欲・態度を重視 」	英語Ⅰ(4) 英語Ⅱ(4) OCA、B、C(各2) リーディング(4) ライティング(4)
平成10(1998)年 平成15年施行	外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や相手の意向などを理解したり自分の考えなどを表現したりする実践的コミュニケーション能力を養う。 ※「 生きる力 」「 週5日制完全実施 」「 SELHi・教育特区 」 「 学力低下問題 」	OCⅠ(2) OCⅡ(4) 英語Ⅰ(3) 英語Ⅱ(4) リーディング(4) ライティング(4)
平成21(2009)年 平成25年施行	外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養う。 ※「 脱ゆとり 」「 グローバル人材 」	C英語基礎(2) C英語Ⅰ(3) C英語Ⅱ(4) C英語Ⅲ(4) 英語表現Ⅰ(2) 英語表現Ⅱ(4) 英語会話(2)

3

新学習指導要領をめぐって

- ・小学校「外国語」教科化
→「英語嫌い」の早期化、家庭の経済格差が学力差に
- ・中学校「教科書が難しい！」
→語彙、文法事項の増加、都立高校入試におけるESAT-J
- ・高校観点別評価
→どうやって評価をするか…

現行		新課程	
「コミュニケーション英語」		「英語コミュニケーション」	
「英語表現」、「英語会話」		「論理・表現」	
(語彙数)	(指定なし)	小学校	600~700
小学校		中学校	1,600~1,800
中学校	1,200	高校(コミュⅠ)	400~600
高校(コミュⅠ)	400	高校(コミュⅡ)	700~950
高校(コミュⅡ)	700	高校(コミュⅢ)	700~950
高校(コミュⅢ)	700	Total	4,000~5,000
Total	3,000		
読む、聞く、書く、話す(4領域)		読むこと、聞くこと、書くこと、話すこと[やり取り]、話すこと[発表](5領域)	

全国学力調査 スピーキングテスト

朝日新聞デジタル > 記事

中3英語スピーキング、正答率12% 0点が6割 全国学力調査

久永隆一 2023年7月31日 17時00分

教科	前回調査の正答率	23年度の正答率
英語[話す]	30.8%	12.4%
英語[聞く、読む、書く]	56.5%	46.1%
数学	52.0%	51.4%
国語	69.3%	70.1%
小学5年生 算数	63.3%	62.7%
小学5年生 国語	65.8%	67.4%

文部科学省は31日、小6と中3を対象とする今年度の全国学力調査の結果を公表した。4年ぶり2回目の実施となった中3の英語では、「聞く、読む、書く、話す」の4技能のうち「話す」の平均正答率が1割強にとどまった。文科省は問題の難易度が高かったと認めつつ、「学習状況に課題があることも明らか。授業改善につながる研修の支援などに取り組む」としている。

三角形の面積、基本問題で正答率2割 専門家「衝撃的」全国学力調査 →

「中3英語スピーキング、正答率12% 0点が6割 全国学力調査」(朝日新聞デジタル 2023年7月31日)

<https://www.asahi.com/articles/ASR7052PR7XUTIL01X.html>

中学英語のスピーキング 平均正答率4.2%の問題も

今回の全国学力テストでは中学校の英語のスピーキング問題があわせて5問出され、中には平均正答率が4.2%となった問題もありました。

はじめに動物園で留学生を案内する場面を想定し、相手の英語を聞き取った上で解答時間内に英語で答えたり質問したりする問題が4問出題されました。

(通常) - 大問1

あなたは、オーストラリアからの留学生ソフィアのために動物園へ行く予定をたてました。今日がその当日です。会話が続いていくように、質問に答えたり、あなたの考えを伝えたりしましょう。指示がある場合は、その指示に従って答えましょう。

問題は(1)から(4)まであります。解答時間は(1)から(3)が7秒、(4)が20秒です。

それでは、始めます。

このうち、看板に日本語で書かれたゾウの誕生日を英語に訳す問題の正答率は19%、園内でどこを回るかなど次の予定を伝える問題の正答率は9.4%、カンガルーが食べるものについて英語で質問する問題の正答率は13.4%、間違、クッキー、Tシャツの中から4歳の男の子へのお土産としてふさわしいものを選び、その理由を伝える問題の正答率は16.1%でした。

最後に環境問題についてのプレゼンテーションを聞き、それに対する自分の考えと理由を伝える問題が出題されました。

具体的にはニュージーランドの留学生が「日本ではプラスチック製の袋を店で売るのがやめるべきだ」と発表したことに対して、自分の意見や理由を英語で伝えるという問題で、正答率は4.2%とすべての設問の中で、最も低くなりました。

「中学「英語」話す力や書く力に課題 全国学カテスト結果公表」(NHK 2023年7月31日)

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230731/k10014147941000.html>

観点別評価をめぐる①

・2001年学習指導要領以降、「目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）」が採用された。学校では、評価が主観的にならないようにするため、目標にどの程度達しているかを示す材料・資料集めに追われ、「評価疲れ」の状況が生まれている。これを繰り返すことになる。

観点別評価をめぐる②

・「妥当性」は担保されるのか。

「主体的に学習に取り組む態度」を評価対象とすることが可能なのか。

・「信頼性」は担保されるのか。

「評価者間信頼性」（評価者が異なっても同じ採点が行われるのか）と「評価者内信頼性」（同じ評価者が一人の子どもを何度か評価しても同じ採点になるのか）を担保することは可能なのか。

・公正性は担保されるのか。

評価対象となる生徒の家庭の経済資本、文化資本、教育資源の格差がある中で、評価の公正性を担保できない。

観点別評価をめぐる③

観点別評価、先にありきで、評価結果を導き出すためのパフォーマンス課題が教科ごとに実施される逆転現象が起きる。ポートフォリオ評価により長期的に学習活動等の見取り行われるが、一層の教育活動の多忙化を招くことになることが危惧される。

都立高校入試における「ESAT-J問題」

・東京都の「英語スピーキングテスト（ESATJ）」を都立高校の入試に利用。本来「アチーブメントテスト」であるESAT-Jは、「入学試験問題」とは性質が異なる。

・ESAT-JがGTECに酷似している。「模試」としてGTECを受験している中学校もある。

教育条件の改善と教育の原点

・教育投資を増やす：OECD平均並みに

・クラスサイズの削減：高校も順次学級規模の縮小を！

・専任教員の増員による教師の「ゆとり」を将来を担う子ども達への願いと思いを込めた教育活動の実践

参考

・久保野雅史「歴史の教訓から『主体的に』学ぶ」（『新英語教育』2021年6月号）

・New Crown 2（三省堂）

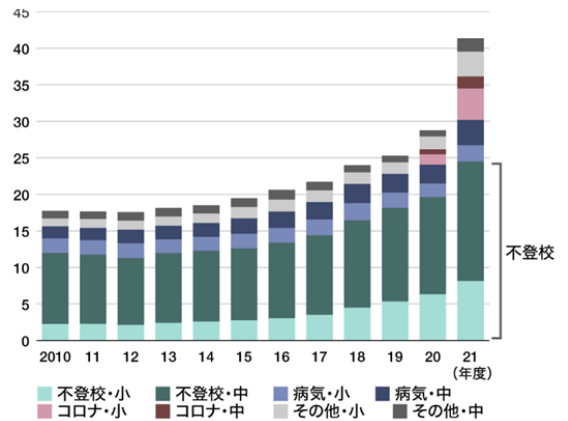
・2021年度教育課程研究協議会総則・特活意見発表（高校教育研究会）

・大津由紀雄「東京都の『英語スピーキングテスト（ESAT-J）』が抱える本質的問題」

https://www.iizuna-shoten.com/column_book/gengokyouikujihyo-9/

丸山大樹（飯山高校）

現行の学習指導要領が全面実施されて、小学校・中学校・高校で様々な矛盾や問題点が指摘されています。その中でも特に学校現場で深刻になっているのが授業内容の多さ（OECD の2030「学びのコンパス」ではカリキュラムオーバーロードと呼ばれている）です。子どもの実態から、もう一時間追究させたいと私たち教師が思っても、教科書の内容が終わらないかもしれないという不安感からそのまま次に行ってしまうを得ないという経験はないでしょうか。内容の過多がスピードの速い授業につながり、わからないまま進むことから学習嫌いになり、ひいては学校に行きたくなくなる、結果さらに学力の差が開くという悪循環を心配する声も聞かれています。2012年から日本の不登校は右肩上がりです。この年は、ゆとり教育からの脱却を謳い、授業内容が大幅に増やされた学習指導要領の本格実施の年と一致しています。果たして偶然でしょうか？現在の学習指導要領はさらにそこにコンテンツが上乘せされているのですから、子どもが息つく暇もないほど追い立てられて授業をしていることが容易に想像できます。そのうえ学力向上の名のもとに「NRT」でどこができていないか調べ、弱点克服を行えといわれ、基本的な事項の定着を図るように授業改善を求められます。その一方で、じっくり考え、対話的に検討し、深く学べとも言われます。この二つを両立するには、今の1.5倍の授業時間を与えられなければ不可能ではないでしょうか。私たちは、学習者の視点から、これだけの学習内容を一気に呵成に行うことが本当に良いことなのかどうかを検討し、授業内容の縮減と本当に必要な内容は何なのかの国民的な議論を求めていかなければなりません。政府(OECD)から押し付けられた教育内容を黙って実践することは、すでに限界にきていると思います。



教育課程の編成権が学校にあることから、私たちが工夫して授業を効率的に進めることは可能です。義務教育での算数・数学の授業の中で最も大変なのは、小学校5年生と中学校2年生です。今回、この課題提起の中で、試案として単元組み替えや、内容の精選をいかに行うかを考えてみました。できるだけ学習者の意識の流れに沿った展開になるように提案しています。そしてその是非について忌憚のない議論をしていただけたら幸いです。

また、スパイラス的な指導と称して同じことを小学校、中学校で行うように指導要領が作られています。中学校現場からすれば、小学校でここまで行わなくても、中学校で丁寧にやっているということもあります。その内容を提案し、どこまで行かなどを実践的に交流しようと思います。小学校の先生方からは「そうはいつでも」というようなご意見を、中学校の先生方からは「ここまでやらなくても」というようなご意見を自由に出し合い、短時間で効率的に、かつ楽しくわかる方法について意見交流をし、課題提起としていきます。よろしくお願います。

試案 小学校5年生

- ① 面積は平行四辺形から導入しよう。
 - ② 通分は九九の範囲で
 - ③ 分数の加減の答えは仮分数のままで（検討）
 - ④ 帯分数+帯分数は「整数部分の和」+「分数部分の和」は小数と分数の比較で扱う。（検討）
- 小5の面積指導は平行四辺形から

$$2\frac{1}{3} + 3\frac{1}{2} \downarrow$$

$$= (2+3) + \left(\frac{1}{3} + \frac{1}{2}\right) \downarrow$$

$$= 5 + \frac{5}{6} \downarrow$$

$$2.3 + 3.5$$

$$= (2+3) + (0.3+0.5)$$

$$= 5.8$$

1 小5の面積について

(1) 面積指導は、平行四辺形→三角形の順に

啓林館の教科書では、三角形の面積を指導してから平行四辺形の面積へと進む流れとなっている。しかし、啓林館以外の他社（東京書籍、学校図書、教育出版、大日本図書、日本文教出版）はすべて平行四辺形を指導してから三角形へと進んでいる。

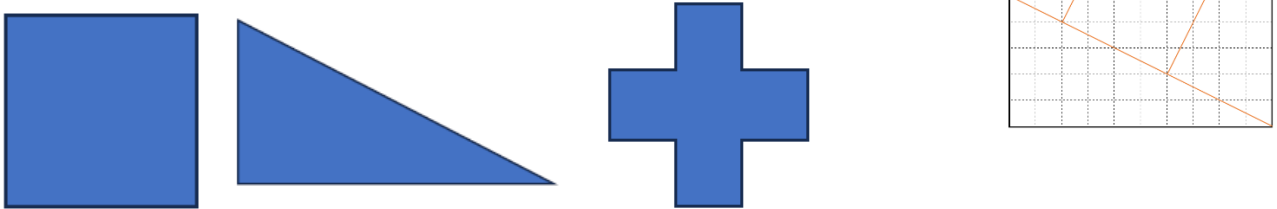
おそらく、平行四辺形→三角形の順の面積指導の方が、子どもたちにとってわかりやすいし、教える教師側の負担も少ないのではないか。

(2) 具体的な実践例

<第1時>

① 十字パズル

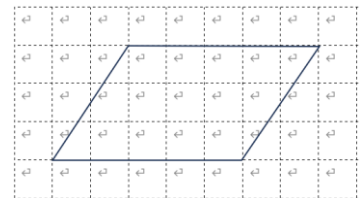
導入として「十字パズル（タングラム）」でいくつかの形を作ってみる。今回は、時間を各5分間として、正方形、平行四辺形、十字の3種類に挑戦してもらった。



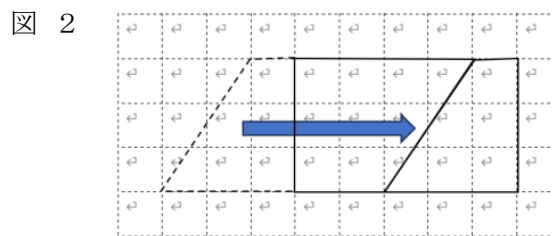
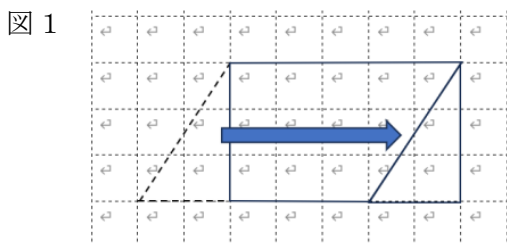
ところで、「いま作った3種類の面積でいちばん大きいのはどれ？」と問うと、子どもたちからは「みんな同じ」という答えが返ってくる。「形が変わっても、部品が同じならば、面積は変わらない」ということを確認しておく。

② 平行四辺形を長方形にしよう

右のような平行四辺形をノートにかいてもらい、「これを長方形に変えることはできるだろうか」を問う。多くの子どもたちは、三角形の部分を切り取って、反対側に移すことによって長方形ができることに気づく（図1）。また、平行四辺形の内部にある縦線で切って動かしても、長方形になる（図2）。



ほかに方法はないか？を問うて、第1時終了。



<第2時>

前時の続きから。平行四辺形の左右の辺のちょうど真ん中で切って、はみ出した部分を足りない部分に動かしても長方形になることに、何人かの子どもたちが気づく（図3）。以上のことから、平行四辺形は、その形を長方形に変えることができる。

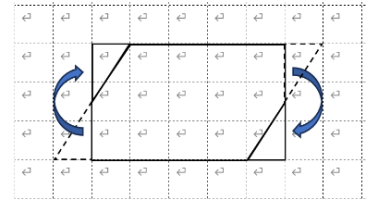
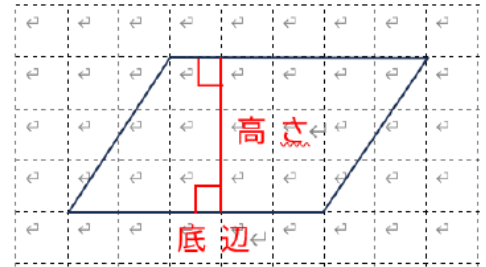


図3

ところで、できあがった長方形の面積はたて×横で求められるから、 $3 \times 5 = 15 \text{ cm}^2$ 。

ここで、「もとの平行四辺形の中には、3 cm や 5 cm という長さはないだろうか」を問う。すると、横の辺の長さ（底辺）が 5 cm、平行四辺形の上下の辺の幅（高さ）が 3 cm であることに気づく。そこで、できあがった長方形の横とたての長さは、平行四辺形の横の辺の長さと同じなので、平行四辺形を長方形に変えられることを頭において、平行四辺形の横の辺の長さと同じ幅をかけて面積を求めることにしよう。



このとき、平行四辺形の下を底辺、上下の幅を高さという（右図）。すると平行四辺形の面積は、**平行四辺形の面積＝底辺×高さ**で求められる。

このあと、ななめの辺が底辺ならば、そこに垂直に引いた線が高さになる（図4）ことを押さえ、

教科書 P.137 の問題（図5）にとりくむ。

図4

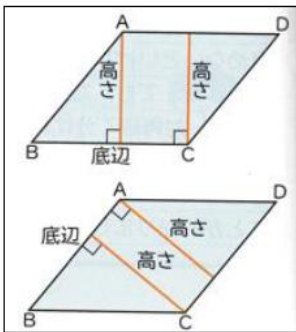
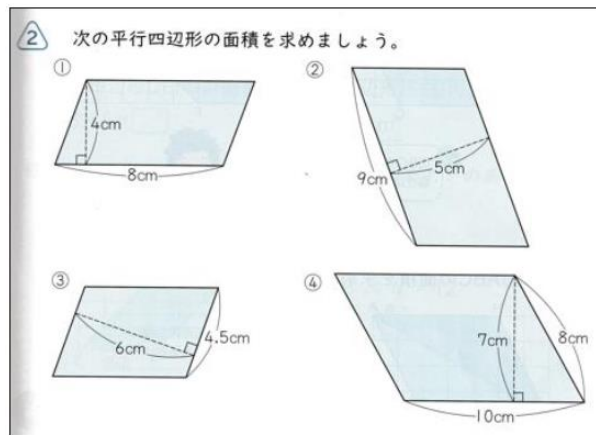
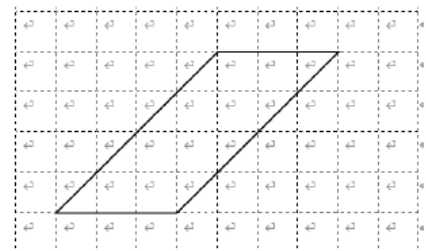


図5



<第3時>

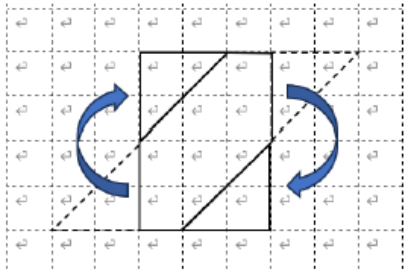
教科書 P.267 の問題にとりくんだあと、右のような平行四辺形を長方形にすることができるかどうか、考えた。DくんやMさんのような考えが出された。Tくんの考え方は、残念ながら長方形のたて、横の長さがわからないが、Sさんの方法だと、底辺が 3 cm、



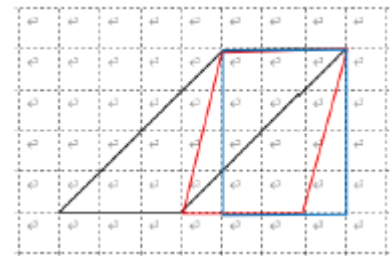
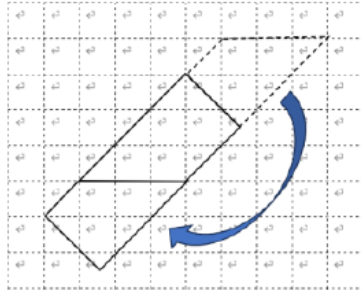
高さが 4 cm であることがわかる。したがって、このような平行

四辺形にも、底辺×高さの公式を当てはめることができる。なお、教師の方から、右図のような方法も紹介した（黒の平行四辺形→赤の平行四辺形→青の長方形）。ここで、第2時までは平行四辺形の内部にとることができた高さだが、このもとの図では、高さは平行四辺形の外部になることも確認した。

Sさん



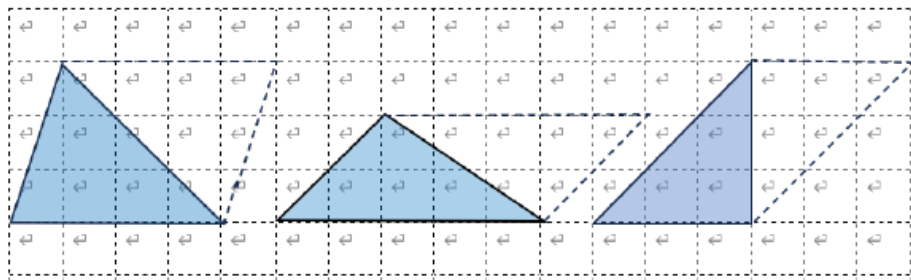
Tくん



<第4時>

(やや教師の主導が強いが) 合同な2つの三角形を合わせて平行四辺形をつくることができるかどうかを、画用紙で作った合同な2つの三角形を見せて問う。子どもたちは「できそう」と答える。黒板で、画用紙の三角形を実際に動かして確認する(3通り確認した)。

そのことを利用して、三角形の面積を考える。三角形の面積は、平行四辺形の半分になることを確認した上で、次のような三角形をノートにかいてもらい、平行四辺形をつくって面積を求めてもらった。



<第5時>

三角形を見ただけで、できあがる平行四辺形の高さはわかるだろうか、を問う。すると、頂点から垂直な線を引けばよいことに気づく。頂点から垂直な線を引いたとき、この長さを三角形の高さといい、高さの線と垂直に交わる辺を底辺という。そして、**三角形の面積=底辺×高さ÷2**で求められることを確認する。

なお、鈍角三角形についてもこの方法で面積が求められることは、平行四辺形の第3時に見たような面積の求め方から、言える。

<第6, 7時>

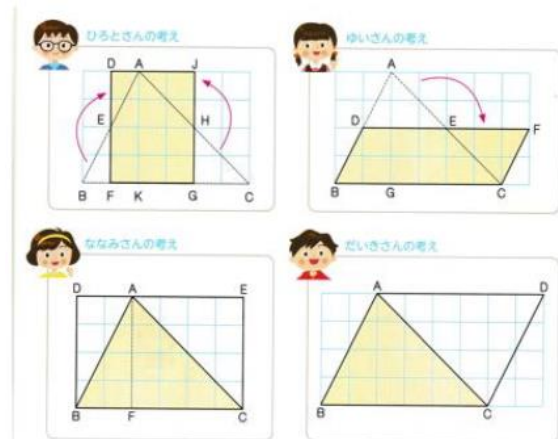
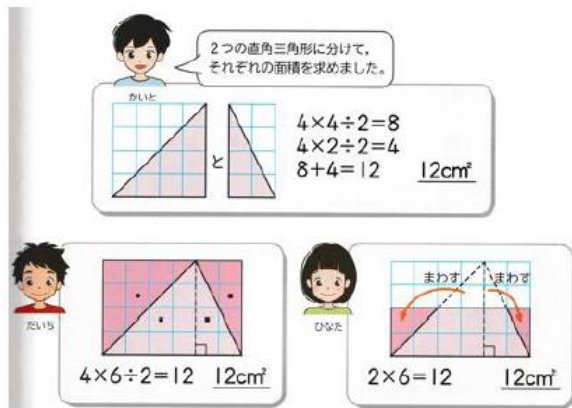
台形の面積の求め方へと続く。なお、台形も三角形と同様に、同じ形を2つ合わせると平行四辺形になることから、平行四辺形の面積の求め方をもとに考えることができる。

2 教科書の比較

ここで、三角形の面積の求め方の教科書によるちがいを見てみよう。

【啓林館】 三角形の面積→平行四辺形の面積

【学校図書】 平行四辺形の面積→三角形の面積



啓林館では、平行四辺形の面積を学習していないため、三角形を長方形に直すしか方法がない。しか
 他社では平行四辺形の面積を学習しているため、平行四辺形を利用して三角形の面積を求めることができる。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行されましたが、ウイルス自体は存在しており、今もまん延を続けています。しかし、ウイルスへの理解は進んだのでしょうか。専門家たちの間では理解されていても、一般市民へはどれほど周知されてきたのでしょうか。ワクチンひとつとってもその目的さえもうやむやのまま進められてきたように感じます。集団防疫なのか、重症化リスクを下げる個人防疫なのかすら、首相の記者会見では不明確で、専門家が懸命に説明しても政治が関わると、とたんに訳のわからない見解にすり替わっていました。RNAワクチンは今年のノーベル賞生理医学賞を受賞したカタリン・カリコ氏をはじめ多くの研究者が長年研究してきた最先端の科学技術によって作り出されており、それ自体は素晴らしいことです。しかし、RNAワクチンは研究途上にあるワクチンであること、実用化されるのはこれが最初であることなどはほとんどクローズアップされてこなかったように思われます。新型コロナウイルスのワクチンについては高校の「生物基礎」を学習すれば、どのようなしくみでワクチンとしてはたらくのかをおおよそ理解できます。ブラックボックス化する現代社会では本質を見極めることは難しくなっていますが、本質を見極めるために必要な知識、あるいは本質を見極めるための手法を身につけるのが理科という教科の役割のひとつだと思います。

新教育課程も来年度、高校3年生まで実施となり移行が終了します。旧課程の十分な検証もなく「産業界から求められる人材」育成をめざす新課程は、多くの課題を含んでいます。高校では設定時間数より過剰な教育内容が盛り込まれたままで改善されておらず、小中高ともに日々の校務が増大し、教材研究に時間を割けず、画一化した授業に陥ってしまう恐れがあります。また、評価では児童生徒の内面まで評価の対象とされ現場は苦悩しています。さらにGIGAスクールが前倒しされ、ひとり1台端末の活用がはじまりましたが、活用の仕方次第ではかえって教育効果の低下をもたらすこともあり、いかに有効に利用するかなど学校現場の負担は大きくなるばかりです。さらに経済政策から生まれた学びの自立化・個別最適化を推し進め、能力主義的な方向性へと向かう人材育成が進められようとしています。こうした状況に対し、目の前の子どもたちのために私たちができることは教育課程の全体を見回して、系統を整え順序の組み直しを行い、自主編成する工夫です。

コロナ禍を小中学校で過ごした子どもたちがどのような影響を受けたのか、その結果が見えてくるのはこれからと思われます。理科で言えば実験実習が感染防止を理由に省略され、学校行事だけでなく、外出の自粛もあり自然と触れる機会が奪われてきました。また、休校による授業の減少を十分に補充できないままに進級してきた子どもたちは、学習内容に相応な経験ができていない可能性があります。だからこそ改めて、実物と身のまわり（地域）の自然から学ぶことが何よりも大切で、そうした「モノ」に即した教材開発こそが重要なのではと考えています。

私たちは「興味を持って取り組める、楽しくわかりやすい授業」をつくっていくことが重要だと考えています。身のまわりの自然や体験した実験実習に感動を覚え、その事実を理論化でき、つまり「わかる（原理が理解できる）→できる（理解したことを使える）→やりたくなる（どんどん使いこなせる）→いっそうわかる」ことのできる人間形成を実践していきたいと考えて研究活動を行っています。教材や実験内容は文書等で保存でき、インターネットが発達した現在にあっては情報を簡単に取得できる状況にあります。しかし、その情報通りに授業をしても、なかなかうまくいきません。そこには、本やインターネットでは伝わらないノウハウが隠れています。そういったノウハウはネットなどでは伝わりません。長年の経験やそれを有する授業者との対話、授業実践記録を通しての議論の中で見いだされてくるモノです。「モノに即して、モノで教える」長野県教育文化会議理科研究会やこれまでのこの分科会の理念を伝えていきたいと考えます。

県教研は、小中高大の教員が一堂に会してそのような実践報告を行う貴重な機会です。小中高の各段階でどのような教材がどのように扱われ、自然認識・自然観がどのように深まっていくのか、といった観点で討論を行っています。議論を深めていく中で、小学校から高校までの流れを把握し、一貫した理科の教育課程の創造をめざしています。あわせて、平和・環境問題・情報教育についても、自然科学教育の視点から研究していきます。同様に、教育効果のある実験等の教材を紹介し合い、日頃抱えている悩み・その対処についての考え方・具体的方策等も交流します。

この貴重な時間と空間を理科の授業実践の力を分かちあい、子どもたちを育むエネルギーを蓄える機会としましょう。

以上を踏まえて討議の柱を以下のように提案します。

1. 魅力ある授業の探求

新しい教材やテキスト、実験・実習の紹介を通して互いに学び合い、ノウハウを出し合い、交流しましょう

2. 新学習指導要領完全実施にともなう小中高を見通した教材編成の探求

子どもたちに着けさせたい理科の力とは何かを考え、それを踏まえて各分野における学習内容の配置・取り扱われ方などを検証し、改善の方向を探っていきましょう。

3. 理科教育のありかた

現代社会が抱える諸問題（環境、エネルギー、防災・減災、平和と人権等）を踏まえ、これからの社会を担う子どもたちに、理科教育として「着けたい力」は何か？共に議論・交流し、方向性を確認しましょう。

1 図工・美術教育における課題とは

図画工作や美術を指導していると「ぼく、絵が下手だから図工は嫌いだ」「私は立体作品を作るのは好きだけど、絵画作品は色をうまく塗れなくて苦手です。」といった声をよく耳にする。学校教育の現場や保護者を含めた社会から求められている「図画工作・美術」の価値は「作品をうまく完成させること」に主軸が置かれていると未だに感じることもある。「上手い」「下手」という評価を子どもたち自身が常に意識し、格付けしてしまう。学校現場では特に「図画工作の指導・評価に自信が持てない」という教師側の思いが「より写實的・より洗練された作品」を生み出すことが「指導力」としての価値であるように感じてしまうこともある。これらはコンクールなどへの参加がその傾向をさらに助長し、教科として目指すべき目標にさえなってしまう現実もある。結果的には、児童・生徒の表現活動（特に描写）に対する苦手意識を形成してしまい、教科そのものに対する意識も嫌いにさせてしまっている可能性がある。

「図画工作では、児童一人ひとりの思いや考えが尊重されるような学習空間、それらが否定されたりつぶされたりすることのないような温かい学習空間でないと、目指すべき児童の本当の表現は、生まれてこないであろう。」（※1より）とは鉤治雄の言葉である。私たちは日々授業を進める中、授業時間数までに作品を完成させなくてはならない、自分の好みに左右されないよう子どもたちに課題を与える指導方法、基本的な用具や材料の管理や準備、造形遊びなど決められたゴールが見いだしづらい活動の指導のあり方や評価、どの児童も夢中になって取り組める題材など、多くの悩みや困難さにつづかっている。そしてそれらを乗り越えてきた実践もある。今一度、県教研の場で「自分の悩み」や「自身の実践」を持ち寄って、子どもたちの造形活動について語ってみる意味があるのではないかな。

2 課題提起

はじめに、「身近にある生活やデザインを生かし、生徒が自ら発見・探求することができる支援や題材設定のあり方とは。」を討議の柱として、2本のレポートを紹介していただく。自らの周囲から優れた造形やデザインを見だし、自ら探究していく生徒の様子を紹介していただきながら、題材の優れた可能性、授業展開・環境設定の工夫などを学んでいきたい。

次に「様々な実践を通して、図工・美術教育における日々の工夫や悩みの共有を図り、これからの県教研図工・美術分科会のあり方を考える。」を討議の柱として、参加者の皆様が持ち寄ってくださった実践などを鑑賞したり、お話を伺ったりする時間を設けていく。もちろん、成功実践だけでなく、「指導や評価に対する悩み」を相談し、共有する時間になってもよい。多くの仲間と共に、子どもたちの姿や作品で語り合う時間としたい。

3 参考資料

「図工・美術科教育における現実的な課題 体系的な教科カリキュラム構築の意義」降旗 孝 著
（※1）「学校現場における図画工作教育の課題」降旗 孝 著（山形大学地域教育文化学部）

I 高校再編・整備計画

県教委は2022年5月の定例会で第2期再編「再編・整備計画【三次】」(案)を公表し、【二次】で対象校とならなかった5つの旧通学区の全日制と全県の定時制の再編案を示しました。そして、本年1月16日に行われた定例会において「再編・整備計画【三次】」が決定されました。県教委は2022年5月の公表以降行われた住民説明会での意見・要望を踏まえて今回の計画を策定したと説明しています。わたしたちは、「再編・整備計画」に関しては一貫して、教職員や地域の議論・意見を盛り込むように要請してきましたが、「案」と比べてほとんど変更はなく、いくつかの文言の加筆や削除などの修正にとどまっています。

【三次】の決定により、第2期再編・整備計画が出そろいました。第2期再編の議論の始まりは2017年3月「学びの改革基本構想」の策定に遡り、検討を始めた2015年からは実に8年が経過しているにもかかわらず、当時の状況をもとに計画が進められています。この間、学校や教育を取り巻く環境は大きく変わりました。コロナ禍によって過密空間での学習の見直しや少人数学級、少人数指導の重要性が改めて注目され、学校現場の縮小が学びの質の低下を招くとした県教委の論理はほころびを見せています。

高校がどうあるべきかについては、教職員、生徒・保護者、地域住民などの当事者が主体となった議論が尽くされるべきであり、スケジュールありきの進め方は許されるものではありません。

II 高校専門教育の再編

専門高校の統合については2022年5月、第2期再編・整備計画【二次】において「総合学科高校」・「総合技術高校」の対象校が確定し、旧第2通学区では、中野立志館高校(総合学科高校)と中野西高校(普通高校)を統合し「中野総合学科新校」とし、須坂創成高校(総合技術高校)と須坂東高校(普通高校)を統合し「須坂新校」に、旧第8通学区では辰野高校(商業科)・箕輪進修高校(工業科)・上伊那農業高校・駒ヶ根工業高校を再編統合し「上伊那総合技術新校」とし、赤穂高校は総合学科高校に転換することが決定しています。そして本年1月、第2期再編「再編・整備計画【三次】」においては、更級農業高校・松代高校(商業科)・屋代南高校(普通科・家庭科)を「長野千曲総合技術新校」に、岡谷工業高校と諏訪実業高校(商業科・家庭科)を「岡谷諏訪総合技術新校」に、茅野高校(普通科)と富士見高校(普通科・農業科)を再編統合し、「茅野富士見新校」に、そして南安曇農業高校・穂高商業高校・池田工業高校を「安曇野総合技術新校」とすることが決まりました。

このような専門高校の集約化は第2期再編の「実施方針」に書き込まれた「学習成果と投資効果の最大化」を具現化しようとするものです。総合技術高校は長野県産業教育審議会答申の『総合技術高校の構想は、複数の学科をもち、それぞれの学科の専門性を確保しつつ、学科の枠を越えた科目選択ができるシステムを基本に、他学科の基礎的な専門科目や学科横断的な新たな専門科目を学習する等、学科を連携させた教育活動を展開するものである。』という専門性の確保と学科間連携という相矛盾する条件を満たすことが強要され、専門学科としての専門性の希薄化が懸念されてきました。総合技術高校であっても専門学科としての専門性の基礎がしっかりと身につく、科学的・系統的に専門性の深化が図れる教育の保障は必要不可欠です。

高校再編により新たな個性を持った高校が生まれてくることへの期待感は少なくありません。個々の高校の特性を維持しつつ「地域の特性や地域の期待に沿った高校教育」という観点を大切にして教科の垣根を低くし、文理融合、教科横断的な授業内容を前向きに取り入れるという考えも大切です。

特に、総合技術高校については、強制される専門性の確保と学科間連携という相矛盾する条件を逆手にとって学科の枠を超えて、持続可能な社会の実現を探究できる高校としての総合技術高校のあるべき姿を追求していきましょう。

Ⅲ 高校への「観点別学習評価」導入に関する課題

観点別評価には多くの課題があり、無批判な導入は生徒と教職員の間に問題を引き起こすことが危惧されています。観点別評価が評定に換算され、生徒の進路における公的な資料として使用されることにおいて、生徒や保護者に対して透明性を確保する必要があります。また「主体的に学習に取り組む態度」（「学ぼうとしているかどうか」という意思的な側面）の評価にあたっての「信頼性」「妥当性」などが問題になります。評価結果を指導要録に記載し、進路等の資料として使用される時、評価の客観性や公正性などが担保されなければなりません。「観点別学習状況の評価や評定」で示しきれない「感性や思いやり」など「個人内評価」についても、「新しい学びの『指標』」と同じく内心、思想の評価に通ずるものであり批判と検討が必要です。

学習評価が生徒の成長に寄与するのではなく、生徒の資質さらには学習に対する態度の在り方を画一化し、人格形成がゆがめられることになることは避けられなければなりません。

学習評価は生徒のがんばりを支え励まし、自分の「伸び」を実感して新たな目標をもてるようにするためのものでなければならぬと思います。現在、学校現場の多くの教職員からは観点別学習評価への対応に加え、GIGAスクール構想によって授業で一律にICT活用が求められていることへの対応に苦慮する切実な声があがっています。

Ⅳ 中学校技術・家庭科（技術分野）の課題

学習指導要領、技術分野の指導内容は、A「材料と加工に関する技術」B「エネルギー変換に関する技術」C「生物育成に関する技術」D「情報に関する技術」で、社会の変化に対応できる「資質・能力」の育成が目標に掲げられ、その目標や内容を達成するために「主体的・対話的で深い学び」の手法が提唱されています。現場の技術科教員は学習指導要領で述べられている「問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、表現する」ことを製作や実習を通して、技能を高めながら日々授業で進めています。

現在の技術科の「技術」とは、かつての『ものづくり』の技術ではなく、ものの見方や考え方を鍛え、社会の中にある「技術」を評価していくという、新しいものへと移行していく過渡期にあるとも言われています。しかし、技術科にはものを作ることを通して創造的な活動を行う強みがあり、知識だけでは測ることのできない「深い学び」が活動の中にあります。学習指導要領の内容をよく吟味し、どのような教材で子どもたちにどんな力を付けていくか、これまで私たちが積み重ねてきたものづくりを通じた実践を大切にしながらプログラミングや制御といった情報に関わる内容を組み込んでいく工夫が大切なのではないでしょうか。

現場の技術科教員の置かれている状況は、授業時間数が少ないため多くのクラスの授業を受け持たなければならず、生徒数の多い中学校では一人で数百人もの授業を受け持ち、実習や後片付け、成績処理に時間がかかり、重い負担になっています。また、少子化による学級数の減少によって2校兼務する技術科教員や技術科免許を持った教員がいない学校も増加しています。さらに持ち時間数が少ないために特別支援学級の担任になったり、多くの授業を割り当てられる教員もおり、保護者対応や会議、研修会などで教材研究や授業準備の時間が確保できないという声も聞かれます。

教材教具については文部科学省の示す教材整備指針、目安数量が各学校に配備される必要があります。しかし、国からの対応する予算が、自治体によっては、学習環境の整備ではなく他への予算とし

て流用されることも生じ、学習環境の整備が不十分になることも懸念されます。ごく限られた授業時間内で、ものづくりに興味を持って意欲的に学習し、技術的素養を身につけた生徒を増やしていくためには適切な予算配分と人員配置が求められます。

このように技術科教員の置かれている状況は厳しいですが、技術教育を少しでもよい方向へ導くために技術科教師自身も、これから何をなすべきか考えていかなければなりません。

授業時間を増やすために技術教育の重要性を訴えていく必要があります、限られた授業時間内で授業の質を上げ、安全性を保証していくために少人数指導も働きかけてく必要があります。そのために政府や文部科学省だけでなく、各県や全国レベルで行われているものづくりの競技会や作品の展示会などを通して積極的に経済界や社会にもアピールしていかなければなりません。また、授業時間数が少ないため技術科教員が1人だったり、非免許教員だったりする中学校も多く、日々悩みながら実践をしています。実践力を高めていくためには、技術科教員間での実践内容の共有や教材開発などの研修が欠かせません。

技術科教員が孤立しないために、公的研修の充実と共に、各学会との連携、そして民間教育団体やインターネットや SNS SNS を活用したつながり等が重要になります。我々も主体的に様々な研修に参加していくことが求められます。また、小学校段階も含め、プログラミングの学習が急速に増加してきました。これは、技術教育の側から見ると、小学校段階に技術教育に関わる内容が設定されたとも考えられます。プログラミング教育を機会に、小学校と中学校の連携も考えられるでしょう。この点についても議論を深めたいと思います。

技術科を担当する教員が一生懸命取り組み、生活に密着した知恵と技を体験的に学習することの大切さを世の中に訴え、生徒たちが意欲的に学習に取り組むことのできる学びの姿など、目に見える成果を上げることで、これからの日本が明るい未来にむかうものと信じて中学校技術教育の課題提起とします。

参考資料

- ・「再編・整備計画【三次】決定にあたって（2020年11月20日）長野高教組 書記長談話
- ・観点別評価について（2021年6月23日）長野県教育文化会議
- ・県教研 課題提起（2018年度）「中学校技術・家庭科（技術分野）の課題」

I 家庭科研究会がすすめていきたいこと

(1) 自己肯定感を強く持ち、自分の人生を積極的に構築できる力を生徒に付けさせたい。

今の生徒は、幼い頃から生活体験が少なく、絶えず知識偏重の競争にさらされ、結果として自己肯定感が低くなっていることが様々な社会現象の中から読み取れる。高校生は、他者との関係性の中で葛藤しながら自己を確立していく発達段階にある。昨今のIT化は、本来意見の異なる他者との共生に資するべきものであるが、現実には分断や差別を助長している側面が大きく、生徒への影響も見逃ごせない。

高校家庭科の授業では、生徒自ら課題解決や作品を完成するなど結果を導くことにより、充実感や達成感を得ることができる。また、仲間と意見を出し合い、協力して実験・実習を行うことで他者との相互理解、集団の一員としての存在意義や成長を感じ取ることができる。こうした経験と科学的に裏付けられた理論を学ぶことで生徒に自信を与え、それが自己肯定感の向上に結び付く。それらを積み重ねることで生徒自身の人生を積極的に構築できる力につながる授業を目指していきたい。

(2) 現実から出発し、将来の生活を自分自身で主体的に生きる力を生徒に付けさせたい。

生徒の家庭の経済状況はますます格差が広がり、深刻な困難を抱え、さらに孤立感を深めている生徒が増えている。また、実現困難と思われる働き方改革など、生徒の将来には、人間らしい生活を送ることすら見通せない不安な現状がある。グローバルとキャリア教育の名のもとに高校間格差が生じ、生徒の学校における経験は授業の内容だけでなく様々な場面にも差別化が進んでいる。どのような高校であろうと、将来、自分が直面するであろう課題や問題を解決するために必要な知識や技術を学ぶ機会は平等でなければならない。家庭科の授業では、生徒の現在の生活の問題点に立脚し、そこから本来の「生きる力」を身につける授業を目指していきたい。

(3) サステイナブルな社会の構築を目指すと共に、変化の激しい今の社会に柔軟に対応できるような資質・能力を育てたい。

世界的に海洋汚染や温暖化による気候変動が大きな問題となり、環境に配慮した生活は引き続き重要であると強く考える。二酸化炭素の排出を抑えた生活や、健康を考えた科学技術の発展は、知恵と工夫と生活の技術がなければ実現するものではない。

高校家庭科の授業において、実習や体験をすることにより、環境負荷の少ないサステイナブルな生活や命と健康を大切にする方法をイメージできることで、その先の具体的な科学技術の研究や発明につながっていくと考える。生徒の柔軟な能力を十分に発揮させ、社会の発展につながる授業を目指していきたい。

II 討議の柱

- ① 児童・生徒の直面している課題や学習要求に沿い、家庭科の探求的な学習内容や子どもを主体とする授業づくりについて検討する。
- ② 児童・生徒、学校、家庭、地域の状況を出し合い、児童・生徒を主人公にした学校づくりについて家庭科の視点で検討する。
- ③ 時間数・単位数削減の中での学習内容の編成・精選について検討する。
- ④ 新学習指導要領において家庭科がどのようになっているかを捉え、新たに生じている課題を検討し、これからの時代を生きる生徒・児童にどのような力をつけるべきか学び合う。
- ⑤ 家庭科教育の内容が道徳教育にすり替えられないように、家庭科の視点を明確にする。

体力・運動能力調査に見られる体力の低下

10月4日、2022年度に実施した体力・運動能力調査の結果をスポーツ庁が公表した。8日の報道発表では、最近10年間で、男子では、握力、上体起こし、20mシャトルラン、ボール投げが多く年代で低下傾向を、長座体前屈と立ち幅とびでは多くの年代で向上傾向を示しており、女子では、長座体前屈、立ち幅とびが多く年代で向上傾向を示していること、また、合計点については、男子のみ一部の年代（10代後半）で低下傾向を示していることが明らかにされた。「コロナ禍で練習時間の制限などを受けたことが一因の可能性ある」との分析もなされている。さらに、16歳の男女のうち週3日以上かつ2時間以上の運動を行っている人が「なんでも最後までやりとげたいか」という問いに「とてもそう思う」と「まあそう思う」と答えた割合は合わせて9割を超え、運動する頻度が低い人よりも達成意欲が高いことも報告された。

同年代の経年変化をみると、体力の減少傾向は2018年ごろからみられる。このような傾向が続く中、2022年3月に示された第3期スポーツ基本計画の中では、今後の施策目標の一つとして、「体育の授業等を通じて、運動好きな子どもや日常から運動に親しむ子どもを増加させ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質や能力の育成を図る。」ことを通して、「運動時間の増加、卒業後も運動やスポーツをしたいと思う子どもの増加、体力合計点の向上」をねらいとしている。

長野県も公立の小・中・特別支援学校の調査結果を独自に分析しており、おおむね全国と同様の結果となっている。課題として挙げられているのは、①体力合計点の低下が継続していること、②運動時間の少ない児童増加していることの2点で、特に②への対策として、「子ども自身の願いを育て、本県の体力課題にアプローチする体育授業・支援事業の拡大」、「多様なかかわり方」からつなぐ豊かなスポーツライフの実現（運動とのかかわり方を、自分の適性等に応じて多様に広げて考え、学ぶ、体育・保健体育授業の実現）」の2点が学校での保健・体育の授業に対して求められている。過去には「体力向上プラン」を各学校が設定し、数値目標を掲げながら取り組むことが求められた時期もあったが、現在では体力向上は指導要領にも示されている通り、目的化することなく、活動の結果として向上することが求められるようになってきている。学校教育における体育の目標について、いま一度確認しておく必要がある。

気温上昇に伴う体育・体育行事の扱い

2023年、9月末までに最高気温が30度以上（真夏日）となった日数が県内30観測地点のうち25地点で観測史上最多を記録したと長野地方气象台が発表した。最多は上田市の86日、次点は松本市の85日。最高気温の月ごとの平均を見ても7月から9月、3か月連続で30度を超え、時期的には5月から複数日で30度を超えている。35度以上（猛暑日）となった日数も20日以上（長野市）あった。

文科省が令和3年に示した「熱中症対策ガイドライン作成の手引き」にも示されているWBGTによる基準域によると、2023年長野市を参考に、運動は原則中止とされる危険（WBGT31℃以上）こそほとんどないものの、激しい運動は中止とされる嚴重警戒（WBGT28℃以上）となる日時は頻繁にあることがわかる。全国の熱中症関連の記事には、「こんな時期に体育祭を行うなんて」「以前とは環境が違う」「持久走（体力テスト）とか何を考えているのか」など厳しいコメントが多数書き込まれている。実際に長野県内の学校現場では6月には小学校の体育の授業、7月には高校の体育祭、8月には中学校の部活動で救急搬送される事案が発生している。教室へのエアコン設置が進む中、体育施設

へのエアコン設置は予算の面からも難しく、ましてやグラウンドなど屋外に関しエアコン設置が進む中、体育施設へのエアコン設置は予算の面からも難しく、ましてやグラウンドなど屋外に関しては物理的に不可能な状況で、子どもたちの安全に配慮した実施時期や体育行事の在り方が問われている。では物理的に不可能な状況で、子どもたちの安全に配慮した実施時期や体育行事の在り方が問われている。

水泳授業の民間施設利用と指導の外部委託

学校のプール施設の老朽化や維持管理の経済的・人的負担軽減のために、水泳の授業の外部委託化が進められている。学校のプール施設は、全面改築にかかる費用は1億5千万～2億円、部分的な修繕でも数百万円、年間の水道代は100万円、水質の維持のための塩素や薬品類にも数十万円程度かかるとされ、その維持管理には多額の経費がかかる。さらに、シーズン前の全面的な清掃、定期的な清掃、水質管理には多大な労力がかかり、多額の経費がかかる。毎年のように水の補給ミスによって教員に多額の弁償が求められたというニュースが世間を騒がせる。

全国的に広がる水泳の外部委託化は、長野県も例外ではない。長野市では、校外の屋内プールを活用する「新しい水泳学習」の取り組みを行っている。2023年、小学校54校のうち校のうち11校で行われているほか、中学校でも2校が加わり、今後も拡大が予想される。長野県内のほかの自治体でも同様に外部施設を活用する取り組みが増加している。また、2020年8月に県立学校学習空間デザイン検討委員会がまとめた「長野県スクールデザイン 2020～これからの学びにふさわしい施設づくり～」の中では、「学校プールは屋外施設であり年間利用できる施設ではないことから、整備にあたっては、近隣のプール施設が授業・部活動で利用可能かどうかを確認した上で、整備するか否かを判断することが必要」と書かれるなど、高校においても例外ではない。

民間施設を利用して行うことの主なメリットとして挙げられているのは、維持管理にかかる費用、人的負担が減ること、野外プールに比べてゴミなどがなく水がきれいであること、天候や季節に左右されず授業が行えること、より専門的な泳ぎの指導が行えることなど。対してデメリットとして挙げられるのは、活用できる学校に限られること、移動に時間がかかること、活動時間（回数）に制限があること。さらに検討していかなければならないこととして、外部委託指導者と学校側で、評価方法を含めた学習指導要領に則った授業内容について、どのように共通理解を図るかや、外部に委託するのであれば学校の体育科教員の役割はなんなのかなど、学校教育における体育の中の水泳の授業の位置づけを明確にする必要があるのではないかと。

休日部活動の地域移行の現状

日本中学校体育連盟（中体連）は2023年度から全国中学校体育大会について、学校単位だけでなく、民間のクラブや団体としても出場できるよう、出場要件を緩和した。クラブ側にも一定の条件が科せられるが、スポーツ庁が部活動の地域移行を進める中では、必然的な流れと言える。部活動の地域移行については、当初2023年から3年間で行われる予定だった。しかし、スポーツ庁と文化庁は2022年12月、「学校部活動および新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を公表し、この目標達成時期について「地域の実状等に応じて可能な限り早期の実現を目指す」と改めた。この見直しは「期間内の移行が難しい」という意見が多数寄せられたことによるものとのことだが、実際モデル校などの実践を通し、多くの課題が浮き彫りになってきている。

地域クラブや指導者の不足（地域格差含む）、指導者の適正（教育的配慮等）、平日部活動との引継ぎ、生徒の経済的負担、教員が担っていた大会運営の人手不足など、取り組み前から懸念されていたことも含め、一朝一夕には解決できそうにない。また、指導者への報酬に関しては、受益者負担の考え方から、指導を受ける生徒（家庭）が負担するのが当然との声もあるが、誰もが軽い経済的負担で

スポーツや文化に親しむことができる現在の部活動が、広い裾野を生み出し、いまの日本のスポーツや文化を支えてきたことは間違いない。経済的負担を受け入れられる者でなければスポーツや文化に深く触れられなくなるとすれば、それは望ましいと言えるのだろうか。国や自治体、保護者、そして、教員もしくはいちスポーツ従事者としての我々はこの問題にどう関わっていくか考えるべきことは山積している。

二極化する児童生徒

部活やスポーツ少年団、スポーツクラブに所属している児童・生徒と日常的に運動に親しんでいない児童・生徒の運動能力・技能の二極化が進んでいる。これは現場で感じるということだけではなく、冒頭紹介した体力・運動能力調査において、運動の頻度や時間の二極化、運動の頻度や時間と体力テストの得点の比例関係が見られることから明らかである。

数学や英語などでは習熟度別に授業が行われることも珍しくないが、体育ではどうか。前述の水泳の授業の民間委託などでは、学年単位で民間施設に赴き、習熟度別にインストラクターがついて泳法の指導を行っている例もあるようだが、学校で行われる通常の授業において習熟度別に体育を行うのは現実的ではない。なぜなら、体育の目的自体が単にそのスポーツ種目の技能を習得することにあるわけではないからだ。しかし、体育の授業の中で、技能の習得は育むべき資質能力の一つであり、その種目を得意とする児童生徒のモチベーションを維持するのが困難である。また、ゲームの場面においては逆に独壇場となり、苦手な児童生徒が疎外されたり、消極的なプレーに終始してしまったりする場面もある。このように、技能に幅のある児童生徒に対して、1つの集団として体育の授業を展開していくことの困難さを如何にして解決していくか教材研究を続けなければならない。

ICTを使うのかを使うのか ICTICTに使われるのかに使われるのか

コロナ禍によって、学校現場では一気にICT化が進んだ。公立の小中学校では、2020年度からGIGAスクール構想の実現に向けて1人1台端末の整備とネットワークの整備が進み、2021年度から本格的に1人1台端末による学びがスタートした。体育の授業においても、その活用について様々な取り組みがなされている。

体育学習におけるICT機器活用のメリットとして、お手本となる例示を示すことができ、めざす姿を共有できること、動画撮影により個人やチームの動きを客観的に見ることができること、また、繰り返しやスローで視聴することで、お手本と自分の動きをじっくりと見比べ、課題把握ができること、さらには単元を通して動画を蓄積することにより、子どもたち自身が自分やチームの成長を感じることができ、教員側も評価がしやすいことなどが挙げられる。

反対に、デメリットとしては、活動時間が減少する懸念があること、機器の管理（ボールが当たらないか、砂が入らないかなど）に注意が必要であること、授業の仕組み方によっては個人で完結してしまい、学び合いに発展しない場合があることなどが挙げられる。

急激なICT化に伴い、ICTを使用した授業の研究が積極的に行われる中で「ICTを使わなければならない」という意識をもつ教員も実際にいるのではないだろうか。ICTの使用が目的になっては本末転倒である。体育の授業の中で、めざす姿を明確にしたうえで、どのようにICTを活用すればその姿に近づくことができるのか有効な方法を研究し、広げていくことが求められる。

「子どもたちの生きる力を育むために養護教諭に求められているもの」

はじめに

新型コロナウイルス感染症が5類になったことで、様々な制限がなくなり、平常が戻ってきています。しかしこれまで感染症対策として様々な制限がされたなかで生活しなければならなかった子どもたちは、心身に大きな影響を受けています。今もマスクを外すことの出来ない子どもたちが大勢います。「入学からずっとマスクだから、外すと恥ずかしい」「つけていた方が落ち着く」と感染予防の目的ではなく、自分を他人の視線から守るアイテムかのようにマスクをしているのです。

本来学校は人とかかわる中で人間関係を学び、社会性を培いながら、成長していく場です。しかし、そうした機会が奪われてしまったことによる人との関係性の育ちそびれは見過ごすことができません。子どもたちの日常生活の中にスマートフォンやタブレットなどのデジタル機器がますます浸透し、スクリーンに向かう時間が増えました。子どもたちが SNS やオンラインゲームなどで同じ趣味や共感する人とつながろうとする状況は、人と関わりたいという発達欲求と捉えると同時にネットや顔が見えない相手とのつながりのなかに自分の承認欲求を満たそうとしているようにもみえます。人との関係性の築き方をどう学ばせていくかが今後の課題と言えるのではないのでしょうか。

精一杯生きようとしている子どもたちは、今、何を求めて何を必要としているのでしょうか。コロナウイルス感染症やその対策が子どもたちに及ぼした影響、それを踏まえて子どもたちの健やかな成長をどう支援していくのかを考える大切な時期にあります。しかし学校現場は忙しくなる一方で、子どものことをゆっくり話す時間を作りにくい状況が依然としてあります。子どもの成長を教職員で共に考え、語り合える学校にしていくための働き方改革が今こそ必要であると思います。

1 今、養護教諭に求められるもの

保健室は、社会が抱える問題や課題を、子どもの姿を通していち早く察知できる場所です。子どもたちは様々な不安やストレスを抱え、何らかの訴えを持って保健室にやってきます。頭痛や腹痛、吐き気などの身体症状を訴えて来室する子どもの中には、虐待や家庭内の問題を抱えているケースもあります。子どもの悩みや葛藤に寧に向き合い、まるごと受け止め、成長につながる支援をすすめることが必須です。しかし、複雑化する社会において、子どもたちの家庭環境も複雑化多様化しており、学校だけで対応するのはその子の根本的な課題に寄り添うことが難しい場合があります。子どもたちの健康課題や発達課題を受け止められる養護教諭が軸となり、校内体制や家庭・地域の関係機関等との連携体制を構築しながら、子どもたちを支えていくことが求められています。時代の変化とともに、養護教諭の役割は多岐にわたっています。生徒指導や特別支援教育、医療的ケアなどのコーディネーター的な役割を担っている仲間も多い状況です。常に学び続け、養護教諭としての力量を高めていくだけでなく、子どもたちと丁寧に向き合うための複数配置等、人的配置増員の必要性が一層高まっています。

コロナ禍で、文部科学省の一人一台端末や高速通信ネットワーク等の学校環境を実現するGIGAスクール構想は加速整備され、学校現場での電子端末の普及率は飛躍的に増加しました。ICT教育がほぼ当たり前の日常になり、学校での学習や家庭での生活に子どもがパソコンやタブレット、スマホといったICT機器に触れる機会は増えました。長時間画面を見続けることで、目や肩、首の疲れや頭痛等、体の不調が起きやすくなっていたり、睡眠不足や依存傾向に陥る子どもたちもいます。文

部科学省「令和4年度学校保健統計調査」によると、「裸眼視力1.0未満の者の割合は、小学生36.8%、中学生60.6%、高校生70.8%」で、過去最悪を更新しており、さまざまな生活習慣の変化が影響しているといわれています。スマートフォンは、24時間いつでもどこでも人とつながることができる魅力がある一方で、使い方によっては脳に与えるダメージも大きいといわれています。ICT機器とどう付き合っていけば良いか。自分の身体にどのような影響があるのか、正しい距離感や、適切な使い方について、家庭、地域や医療と連携し、子どもたちと一緒に学び、考えていくことが必要となっています。

2023年度から実施されている性犯罪・性暴力対策を推進するための教育プログラム「生命(いのち)の安全教育」が始まりました。折しも芸能プロダクションの性加害の問題や性犯罪から子どもを守る「日本版DBS」の有識者会議の報告がとりまとめられるなど社会的な関心が高まっています。しかし、この教育プログラムの実施については、単に子どもを性暴力被害者や加害者にしないだけでなく、自己理解や人権尊重、他者理解のために必要な学びである性教育の視点から、継続的に学んでいける包括的性教育を展開していくチャンスとしてとらえることができます。自分の身体や心を肯定的に捉える事を基盤に、子どもたちが自分で考え自己決定できる力を育む事を目指し、どう進めていけばよいか、議論を深めましょう。

新学習指導要領では、現代的課題への対応として、心の健康や精神疾患に関する内容の充実が図られています。メンタルヘルス上の課題は、思春期に多く発生し、精神疾患は子どもや周囲の大人にとって身近なものと言えます。一人で抱えこまず周囲の人に相談することが、心の回復のために大切であることを理解するとともに、自分自身や周囲の人が抱える苦痛に注目しながら、精神疾患への理解を深めることが重要視されています。子どもたちが発するSOSを受け止め、身体の不調と心の問題をつなぎながら、休養や相談することの大切さを伝え続けている養護教諭。心の健康への理解を広げるために、養護教諭の果たす役割は大きいと考えます。

2 小中高特支で子どもの育ちを考える。

少子化で、子どもの数が減っている中、特別な支援や配慮を必要とする子どもは年々増加しています。発達障がいのある人は、小さな頃から、その特性によって通常的生活環境で困難が生じやすく、結果として不登校やひきこもり、精神疾患の併存などの不適応状態を引き起こしているケースもあります。適切な学びの環境作りや、教室での合理的配慮の提供等、一人ひとりの特性を理解した校内の支援体制を構築し、保護者をはじめ医療機関や地域の関係機関との連携が重要になっています。そして地域や社会全体で子どもたちを見守る切れ目ない支援体制を築くために小・中・高・特支間での連携もとても重要になっています。

少子高齢化や家族の経済状況の変化といったさまざまな要因により、幼いうちから兄弟や家族の世話、介護、感情面のサポートをする18歳未満の子どもがヤングケアラーと認知されるようになりました。大人が担うようなケア責任を引き受け、学校や友人のこと、健康状態や将来について悩み困っている子どもたちに気づき、支援へつなぐ対応も大切になっています。ここでも校種を超えた連携が必要です。

小中高特支の連携をもっと深めていくために、それぞれの保健室で「見て・聴いて・感じた」子どもたちの実態を話し合い、子どもたちのよりよい育ちを支えていくためにどうするかを、みんなで考えることが何よりも求められています。

おわりに

社会情勢や児童生徒を取り巻く環境は絶えず変化しています。そして、社会が抱える課題のしわ寄せ

せが子どもたちに影響を及ぼしています。どんな状況にあっても、子どもたちは沢山の可能性を秘めて、懸命に生きようとしています。その子どもたちの可能性を引き出すために、学校・家庭・地域が協働して考えていくことがますます大切になっています。養護教諭である私たちは、学校のなかの安全で安心できる居場所としての保健室の役割を果たし、子どもたちが主体となり成長していける学校づくりのために、共に考え学んでいきましょう。

課題提起

文責 中村富貴子

県教委は「高校改革～夢に挑戦する学び～再編・整備計画【三次】」を2023年1月決定しました。Ⅰ期再編の課題を積み残したまま、「第2期再編」が進められようとしています。

課題解消のためには、当該校の生徒や教職員、保護者、地域を含めて懇話会での丁寧な議論が必要です。既存校、および新校の設立には教育行政による教育条件整備の財政的な措置、教職員の確保は不可欠の条件であることは言うまでもありません。

県の描く「学びのイメージ」の一つに「地域との共生」があります。過疎化が加速度的に進む中、地域の活性化を探究活動を通してはかろうとするものです。もちろん、その活動を通して、生徒達が地域に暮らす当事者として、市民として主権者としての成長を促すものであるならば、そこには、大きな教育的価値が存在します。一方、再編統廃合によって、費用対効果をあげることを第一義とし、地域に貢献する人材育成、人材確保という、行政側・経済界の願いが、透けて見えることも否定できません。

そして、あえて言うならば、有能な人材を確保し、地域活性化を図ろうとしても、その思いと裏腹に、整備計画による高校再編統廃合の問題は、地域の文化やコミュニティの崩壊という危険性も孕んでいる、諸刃の剣であることも、忘れてはなりません。

子ども基本法が施行され、子どもの意見表明権がクローズアップされています。いまこそ、学校づくり、地域づくりにその当事者となる生徒や地域住民の声をどのような形で、教育行政側に届けるか、そしてそれをどう具現化していくかが問われています。

学校現場における探究活動自体も、単に、人材育成として考えるのではなく、将来、地域に暮らす当事者として、主権者として、どう社会参画できる「人」を育てるか、という視点を持つことが重要です。

本分科会においては、前半は高校再編に関して、本部より、現在の情勢を報告してもらい、併せて、中学校側はそれをどのように受け止めており、課題はどこにあるのか、考えてみたいと思います。また、職業科が「総合技術校」あるいは、「総合学科」へと変化が加速される中で、「民研『年報2022』を読み高校再編を考える」レポートは、変化が統廃合に最大限利用されている中で、「キャリア意識形成を育む学校づくりとは」という点について考えさせられる内容となっています。さらに、今回の整備計画の特色として、「普通科」がターゲットとなっている、という点があげられますが、普通科の特色競争に参入することによって、「校風」や「学校文化」が解体され「高校が高等教育機関への通過点になっていないか」という指摘は大きな示唆を与えるものです。

後半では、その再編統廃合問題に対して、当事者の生徒達の声が置き去りにされないよう試みた実践を報告してもらいます。

次に、暗中模索の中、始まった探究活動において、生徒達が地域づくりにどう関わっていき、どう生徒達は成長していったのか、高校と中学校の両方の現場から、実践報告が予定されています。

短い時間ではありますが、この教研集会は、義務教育、高校の教職員と研究者が、市民も含め、現在の長野県の教育について、議論できる貴重な場です。明日からの私たちの教育活動の糧となるよう、活発な議論を期待します。

(文責 中澤照夫)

1. はじめに

10月5日の信濃毎日新聞は、文科省の発表によると全国の小中学校で30日以上欠席した不登校児童・生徒が10年連続の増加となり、30万人弱を数えて過去最多になったと報じた。また、いじめ認知件数も68万件を超え、「重大事態」とされるいじめも923件に上り、いずれも過去最多を更新したと報じた。現在、教育現場に課題は山積しているが、このことは深刻な課題の一つである。文科省は不登校増加については「必ずしも学校に行く必要はないとの認識が広まったことなどが要因」とし、いじめ認知件数の増加については「積極的な掘り起こしの結果」と、それぞれ分析しているが、果たしてそれが正しいといえるだろうか？その問題意識に基づきながら、本分科会の課題を提起してみたい。

2. 佐貫 浩（＝教育科学研究会委員長、法政大学名誉教授）氏の論文に学ぶ

雑誌「教育」2023年9月号の冒頭特集、「いま2000年以降の教育政策と社会を問う」において、佐貫 浩氏が「人格の基盤からの声をつむぎ出す ―新自由主義教育政策に対抗する教育の方法―」と題した論文を載せている。その要約を以下に紹介する。

(1) 新自由主義（グローバル資本）による支配の一環としての教育政策

20世紀終わりからの資本主義経済システムのグローバル化は地球という自然の制約を抵触する事態を引き起こした。（原発事故、安保法制、コロナパンデミック、ウクライナ侵攻、地球温暖化、ナショナリズムの高まり等の矛盾に結びつく＝筆者解説）そして今、多くの国家が新自由主義の権力として存在している。20世紀後半の国民主権政治と福祉国家に対する強い反発のもとにグローバル資本が政治権力、国家権力を再構築している。この危機に対処するには、新自由主義の本質を理解し、この権力を統制し、自然や人間から搾取して利潤を追求しようとする衝動をおさえ、生存権と労働権の実現、地球環境の回復、平和の経済へと転換する人類的共同プロジェクトを立ち上げなければならない。今日の教育政策もこの支配戦略の一環に位置づけて理解しなければならない。

(2) 2000年代の教育政策の構造

その視点から2000年代の教育政策の構造を見ると、国旗国歌法成立、学校選択制導入、職員会議の校長による円滑執行機関化、人事考課制度導入、国立大学独立行政法人化、教育基本法の改変、教育振興基本計画による学校システム化、教員免許更新制実施、教員不足、教科書検定基準への政府介入、教科「道徳」の設置、GIGAスクール化、教員の非正規化を呼び込む賃金制度などの公教育の貧困化、民営化を呼び込む教育補助金制度等が強権的に実現されてきた。

これらの政策全体に貫かれている構造的特徴は、第一に、教育のすべての過程に「監視」と「評価」に応じた「信賞必罰」の仕組みを組み込むこと、第二に、教育の価値内容を政策として規定し、それを国家・教育行政の管理下において目標管理する仕組みを作ること、第三に、政治権力が教育の価値と目標を直接決定・管理するため、教師や住民、国民、子ども自身の関与と議論の民主的仕組み＝教育に関与する権利、国民の「教育の自由」を排除していくこと、が基本となっている。

本来ならばそれぞれに大闘争が起こって当然の重大な改編だが、反対闘争が十分に展開されないまま突破されていった。そして、戦後教育改革の教訓は次々とうち捨てられていった。その結果、非常に緻密な公教育管理の仕組みが構築される20年間となった。今私たちが直面しつつある危機、それ

に向けて国家をはじめとして、教育も含んであらゆる場での全力の共同が組織されるべき課題への、本質的かつ異様な無関心、無責任が示されている。

(3) 人格の内面に浸透する支配

この教育政策の新自由主義的特徴は、子どもと教職員の価値意識や行動規範に深い管理と統制が展開し、それを内面化させ、「主体的」に思考・行動する人間の形成という、人格形成機能がかつてない深さで組み込まれていると思われることである。(換言すれば、知らず知らずのうちに自らが積極的に、自らを支配する一翼と化してしまい、そのことに疑いをもたなくなること=筆者注。)

競争という強力な世界の仕組みの中に投げ出され、PDCA という強力な評価システムをあてがわれた生活を強いられ、加えて孤立を恐れつつ、脅迫的に同調と付度を求められる空間の中で、子どもや若者はあてがわれた規範を自分に押し当て、次第に自分自身の固有の思いや存在の価値と意味を見失っていく。求められるものを演ずる絶えざる努力に疲れ、本当の自分が見えなくなっていく。弱さや困難は「自己責任」となり、自分の思いには何の意味も価値もないものに思えてくる。

その結果、人格の内面からの表現が断念される。能動的に他者とつながって共同し、自己実現に踏み出す意欲と自信も奪われていく。そして自らを取り囲む暴力や同調の力学に自由を奪われて尊厳を犯され、他者への信頼を失い、自分を守るために攻撃態度を取ったり引きこもりに陥ったりする。

(不登校・いじめの図式もこれに当てはまる=筆者注) 子どもの人間的危機の矛盾がこのように現れつつある。

子どもは自分が受け入れられる関係に支えられて他者への信頼を獲得し、自分自身の生きる意味を見だし、他者との関係の中に自己を展開させ、主体的に世界に生きる自分をつくり出していくことができる。しかし、体と心に突き刺さる否定的な評価は、声を奪い、他者と共に生きる意欲や自信を奪う。人間の最も根源的な共同性の本質が奪われる苦しみが広がっていく。それは新自由主義の支配の人格への内面化の行き着くところであろう。

加えて、新自由主義の教育政策の隠されたメッセージがある。それは、子ども・若者の目と意識を、競争世界の内側に閉じ込めること、ホモ・エコノミクス(自己の経済利益を極大化させることを唯一の行動基準として行動する人間の類型のこと。経済人。=筆者注)として生きる意識に閉じ込めることである。それは生活や未来を脅かすリアルな危機への体感を切り捨てる意識であり、その危機に立ち向かう人間の共同性の新たな構築への道を閉ざす。教師も同様に閉ざされた意識のまま教育に臨めば、ますます子どもたちは現実の課題から分断されてしまう。

(4) 本当の自分の声を取り戻す

今教育現場で、教師は、このような子どもたちの個の尊厳の基盤で引き起こされている矛盾や葛藤に直面しつつ、そこからもう一度人間的な共同の再生への挑戦に寄り添おうと苦悩している。しかしそのとき、学校空間に張り巡らされている規則やスタンダードや「指導基準」を背負わされて、子どもの内側にある思いに共感する声と構えを作り出すこと自体が、厳しい抵抗と闘いの様相すら帯びてしまう。本来教師は、子どもが現実に対して感じるかすかな人間的な思いや気づきを、科学的、文化的に意味づけし、子どもを励ましながら意識的に生きる道を探り当てようと、対話的探究を伴走しながら進めるのが務めである。外からの規範の押しつけから解除されなければ、自分を紡ぎ直す自己との対話を取り戻すことはできない。

ケアとは、子ども自身に共感し、子どもの中から声を引き出し、自分で自分をつくり出したいという思いと自信を取り戻すための手法である。他者からのケアに支えられた場から生み出される声(表現)は、人格の基盤から自分を再発見し、意識化し、人格を意識的に紡ぎ出し、他者との関係の中に、世界に自分を投げ込み、自己存在の証しを刻み込む力として働く。そのためには、教師に時間と自由と専門性と支え合う仲間が必要になる。PDCAで管理された場を超えて、子どもとの共同の

場、新自由主義の支配に対抗するミクロな人間の共同の場を切り拓く教育実践をいかに繋げ広げるかが問われている。

(5) 国民の教育への権利の再度の自覚へ

国民の教育への権利、子どもの学習権の実現の過程は、教育の本質にふさわしく、子ども、教師、国民がそれぞれの立場から権利実現に必要な関与をし、そこに働く教育的価値を探求するプロセスでなければならない。しかしこの20年間の政策展開は、そこから権利的性格を奪い、目標管理のPDCAをあてがおうとしてきた。そのため教育の自由を主張した「国民の教育権論」は国家による攻撃の焦点に置かれたのである。だとするならば、今こそ「国民の教育権論」の到達点に立った、教育についての権利の自覚の回復が不可欠になっている。その一つ一つの過程が、新自由主義教育政策に対抗する営みとして、改めて意識化され、繋げられなければならない。2000年代の教育政策は、憲法的原理の根幹に国家がかつてない深さで権力的な統制と管理を及ぼそうとしている。危機に人間世界を直面させる国家とグローバル資本の支配戦略、新自由主義の人間支配のメカニズムに立ち向かうために、共同と平和を求める人間の声を、教育の内側にも、教育の外側にも繋ぎ合わせていきたい。

3. 新自由主義的教育政策を無意識に内面化させているという自覚をもとう

上記に示した佐貫氏の指摘は、今日の教育問題につながる経済政策・教育政策との関係を的確に述べたものである。2001年に始まった小泉構造改革は、新自由主義を基調にグローバル・エコノミストの独壇場をつくり出した。それに続く二度にわたる安倍政権下において、財界・産業界の意向に沿った教育政策が主導され、ホモ・エコノミクス化が進められた。それに並行して教育基本法の改悪、道徳の教科化などを典型に、国家が教育の価値内容を政策として規定し、PDCAの評価システムによる目標管理で、同調と付度を志向し、その規定に主体的に順応しようとする心構えを余儀なくされるようになった。いわゆる教育の国家統制が新自由主義の下で能動的に受けとめられながら形作られてきた20年間だったといえる。

自覚されなければならないのは、この統治システムが進行する中で、「学校スタンダード」がそうであるように、子どもと教師の思考や行動が、ますます標準化＝規格化していることである。子どもについて言えば、思考と行動の標準化は、個別具体的な生活背景を生きる子どもの育ちを均質的に管理するような、無機質な学校空間を出現させている。いっこうに歯止めがかからない不登校の増大や、精神的不調を理由に休職する教師の増加は、学校が子どもにとっても、教師にとっても息の詰まるような重苦しい空間になっていることを表している。

そんなことから、他方で教職志望者の減少や、新任教職員の退職増は、常軌を逸した多忙化・時間外勤務も大きな要因ではあるが、若者たちが職業としての「教員」、職場としての「学校」を敬遠する背景には、自らが児童生徒として経験した学校教育への、その中核である指導への幻滅があるのではないだろうか。これらの問題は、学校が本来の形や体をなしていないことを物語っている。統治機関化した「学校」と、それを下支えする「指導」が、人間的な成長・発達を保障する学校を蝕んでいる現状をもっと自覚的に捉えなければならない。

今、目の前にしている子どもたちの苦悩から目をそらさず、「学校」を覆っているマジョリティの同調圧力に屈せず、人間的な声に耳を傾けて学校を問い直すことが必要となっている。

4. 「ケアの倫理」に基づいた教育実践を展開しよう

いじめ・不登校増加の問題は、学校に行く必要はないとの認識が広まったとか、積極的に事例の掘り起こしを行ったとかで片付けられる問題ではないことは、現場にいる教師たちにとっては感覚的に

理解できるはずである。決して学校を相対化することで、生きる道の選択肢が広がったのではない。むしろ孤立して、生きる選択肢を見いだせないで苦しんでいると捉えるべきである。新自由主義の教育統治の下で、学校が以前にも増して自治と学びを抑圧する空間と化している。そのため、仲間とともに自分たちの願いや要求に基づいた生活と学習を共同化させる経験が奪われているので、子どもたちは、他者や世界と能動的に応答していく基盤を喪失し、精神的孤立へと追いやられてしまうのである。残念ながら文科省はそのことから目をそらしている。自らが推し進めてきた教育政策が今日の深刻な教育荒廃を招いていることを少しも省みようとしない政権や文教当局に、教育の未来を語る資格はない。

精神的な孤立に追い込まれ、自分を受け入れてくれる関係を見失い、他者への信頼と自分自身の生きる意味を見い出せなくなった子どもは、他者との関係の中に主体的に生きる自分をつくり出していくことができない。そんな基本的信頼を奪われた子どもたちは自らヘルプを出すことができない。そのためには「ケアの倫理（ケアする、ケアされるの関係）」を取り入れた集団づくりを実践していくことが求められる。ケアとはリベラリズム（新自由主義が求める、自立した個人による競争原理を前提とした考え方）の対極に位置する。ケアは人間の弱さ、依存、相互依存を前提にずる人間観、自立観である。人間は人生の中で他者の世話や配慮に依存しなければ生きていけない。依存しながら自立していく。その依存を価値のないものとしてきたものがリベラリズムであり、新自由主義である。その原点に照らしてみると、今の学校教育がこのどちらに軸足を置いたものであるかは言を俟たないだろう。

ケアを必要としているのは孤立に追いやられている子どもたちだけの問題ではない。新自由主義が「自己責任」という言葉とセットで語られるように、選択すべき思考や行動は「自由」の言葉を持ちながらも自由を許されない。セーフティネットが保障されない限りはマジョリティに付渡し、同調圧力を受け入れるよう仕向けられている。そして、多くの教師や子どもたちがその価値観に縛られ、包摂される。そこから飛び出す先には孤立と排除が待ち構えている。つまり、両者の間には分断線が敷かれているのである。この分断線を境に、非人間的な葛藤が子どもたちを支配しているのである。

私たちは、こうした学校や教室を、教育全体を支配している構造に目を凝らし、子どもたちの真実の声を聴きとらなければならない。実践的には「呼びかけと応答の関係」を子どもたちの世界に構築していくことである。そんな角度からの実践的な論議を期待したい。

課題提起

1. はじめに

2022年2月24日、ロシアがウクライナに軍事侵攻を行ってから1年8ヵ月以上が経過し、これまでに民間人を含む両国の死者は10万人を超えるとされ、ウクライナでは1300万人以上が戦火を逃れて避難を余儀なくされています。改めてロシア政府に対し、軍事侵攻の即時停止を求めるとともに、平和の回復に向けて国際社会が外交努力を尽くすことを求めていく必要があります。またプーチン大統領が核兵器使用について繰り返し言及し、人々の命と安全を踏みにじる暴挙を繰り返していることを断じて容認することはできません。「戦争は障害者を作り出す愚かな行為」であり、「平和であつてこそ障害者が生きられる」という言葉が叫ばれます。

一方日本国内では、改憲・同盟強化・軍事による安全保障の論議がいつそう高まってきています。22年12月には、中国や北朝鮮を仮想敵として名指しし、「敵基地攻撃能力の保有」や「5年間に43兆円にも上る大軍拡」を盛り込んだ「安全保障関連3文書」を、国会での議論もなく閣議決定しました。「軍事には軍事で」とエスカレートさせることは戦争の可能性を高めるだけです。5年間に43兆円もの大軍拡を行うことは、社会保障や医療、教育などの予算が圧縮されることを意味し、国民のくらし、健康、学びを軽視することになります。

また、エネルギーや原材料などの価格が高騰し、さらに円安の影響も加わり、日本の物価高は深刻な状況です。物価高を上回る賃上げを行い、消費税を下げ、国民の生活を向上させる施策が必要ですが、政府の現在の施策が障害児者やその家族、市民の安心できる生活につながるとは考えられない状況です。このような社会にあって、私たちの現場ではどんな問題が起きているのでしょうか。

2. 特別支援教育の動向

① 2023年度特別支援教育関連予算について

政府の2023年度予算は、防衛省予算が9年連続で過去最大を更新し6兆7880億円に達する一方、文部科学省の一般会計は5兆2941億円（22年度比123億円増）、文教関係予算は4兆146億円（同82億円増）と、22年度を若干上回る予算となりました。保護者や教職員、地域の人々の強い願いである少人数学級については、21年度から学年進行で35人学級が進められ、25年度には小学校全学年で実施となりますが、中学校については40人学級のまます。35人以下学級の推進に3283人、通級指導の充実のために664人、日本語指導教室の充実化に111人、計4058人の基礎定数増に加えて、「小学校高学年における教科担任制」に対しての950人の加配をはじめとした1100人の加配定数増がありましたが、少子化の影響などから6132人の自然減となり、教職員全体で974人の減少となっています。教職員を増やすどころか定数減を行うという、「先生を増やして！」という願いに逆行したものと なっています。

障害児学校の設置基準策定が現実のものとなりました。文科省予算の「公立学校施設の整備」は、昨年度と同額の687億円となっており、喫緊の課題となっている「特別支援学校の整備」が本当にすすむのかどうか疑問です。「特別支援教育の充実」の面では、医療的ケアのための看護師配置が3740人に増やされましたが（昨年比740人増）、ICT活用にかかわる予算が多くを占めており、父母・保護者や教職員が望む教育条件整備となっていません。

② 「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」が示した方向

2020年11月、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」（以下、有識者会議）

の「報告（素案）」が示されました。その中で、「設置基準策定」「強度行動障害などの児童生徒の指導体制の在り方の検討」「看護師を法令上に位置づける」など、私たちの長年の訴えを反映した記述がある一方、「特別支援学級在籍の児童生徒は学級活動などを通常学級で行うことを原則とする」「特別支援学級で過ごす時間が一定の時間に満たない者は通級を検討」「特別支援教室構想の具体化を進める」「知的障害者用の文科省著作教科書をすべての教科で作成」「特別支援学校の総合化の推進」「求められる教師の専門性を細かく規定」「ICT教育の推進（障害や発達段階を考慮しない1人1台端末、通級指導や訪問教育をICT利用の遠隔教育で行う等）」「寄宿舎の記載が一切ない」など、懸念されることが多く含まれていました。その後、12月に行われた第13回の会議では、パブリックコメントのまとめが出され、

- i. 特別支援学級の児童生徒については、「通常の学級に特別支援学級の児童生徒の副次的な籍を導入し、子供の障害の特性や事情を勘案しつつ、ホームルーム等の学級活動や給食等については可能な限り共に行うこととする」に修正。
 - ii. 記載のなかった寄宿舎については、「また、特別支援学校の寄宿舎については、特別支援教育における教育的意義も踏まえ、引き続き、その機能の維持に努めるべきである」と記載。
- の2点について変更が加えられましたが、その他の項目について変更はなく、問題を多く含んだままの報告となっています。

③ 特別支援教室構想

文科省は、小学校の通常学級を35人学級にしたことで特別支援学級の児童生徒増に歯止めがかかるような甘い見通しをもち、障害児学級の定数改善の具体化には消極的です。「有識者会議」は、特別支援学級と通常学級の「交流及び共同学習の拡充」と称して、「ホームルーム等の学級活動や給食等については原則共に行う」等の一面的な方向性を示し、障害児学級をなくして通級に一本化していく「特別支援教室構想」を新たな形ですすめようとしています。

東京都では、それを先行する形で2016年度から昨年度までにすべての公立小中学校に「特別支援教室」を設置しました。発達障害などのある児童・生徒が在籍学級の授業を抜けて、自校の特別支援教室で自立活動の授業を受けています。担当教員は拠点校に籍を置き、各校を巡回指導しています。東京都の情緒障害等通級指導教室は児童・生徒10人で1学級、学級数+1人の教員配当があります。また、特別支援教室は市区町村ごと児童・生徒10人に1人の配当ですが、それを12人に1人の配当とするよう削減計画をすすめようとしています。都教委は削減計画の根拠を示していませんが、どうやら35人学級実現のために削ったのではないかと考えられます。

④ インクルーシブ教育とは

「特別支援教室構想」はインクルーシブ教育とセットで語られることが多く、「障害のある子もいない子も通常学級と一緒に学ぶことがインクルーシブ教育」ととらえられがちです。サラマンカ宣言（1994年）で謳われた「インクルーシブ教育」は、日本で特別支援教育がスタートした2007年頃から強調されるようになり、マスコミなども含めて多くの人が「インクルーシブ教育」を『障害のある子もいない子も同じ教室で学ぶこと』と、非常に狭い解釈でとらえられる傾向があります。しかし、「インクルーシブ教育」は、単に「学ぶ場の問題」だけではありません。配慮すれば通常学級と一緒に学ぶことができる子には、もちろんそのための配慮がされなければなりません。しかし、現在の通常学級は、管理教育・競争教育が進み、配慮が必要な子どもたちが安心して学べる場にはなっていません。通常学級の教育を改め、どの子も安心して過ごせる場に転換することが求められています。また、配慮が行われたとしても、その子が自分に必要な学びができず、成長・発達が損なわれているならば、それは「インクルーシブ教育」とは言えません。どの子も成長・発達する権利があり、それを保障するのが「インクルーシブ教育」であり、障害者権利条約の精神もそれと同様であることを広く知らせ

ていく必要があります。

⑤ 国連障害者権利委員会の「総括所見」をどう読み解くか

国連障害者権利委員会は「日本の報告に関する総括所見」(22.9.9)を公表しました。この中の教育に関する「懸念事項」と「勧告」は、(a)隔離された特殊教育の永続化への懸念とインクルーシブ教育への権利の確認 (b)通常の学校へのアクセスと文科省 4.27 通知 (c)合理的配慮 (d)通常の教育の教師の研修および意識変容 (e)通常学校におけるコミュニケーション方法 (f)高等教育 の6項目からなされています。

このうち、(a)における隔離された特殊教育をめぐる記述が、日本では「分離された特別な教育をやめるよう要請した」と訳されましたが、それは果たして妥当かと論議されています。日本では相変わらず、障害に応じた特別な指導・支援は、特別な場(特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室)以外には用意されず、しかもこれらの特別な場は通常の教育から隔離されたものであることも少なくありません。こうした状況は改められないどころか、特別な場で学ぶ子どもの数は増え続けており、それは通常学校・通常学級が障害のある子どもへの排除圧力を強め続けていることと深く結びついています。権利委員会が「特殊教育の永続化」という表現を用いて懸念を示したのは、この国のこうした状況に対してなのであり、それを転換するためにこそ、インクルーシブ教育への権利を認めることを求め、具体的な目標、時間枠および十分な予算措置を伴った国レベルの行動計画の策定を求めたということではないでしょうか。

(b)では通常の学校における障害児の受け入れ拒否と、受け容れる準備ができていないという認識および事実があげられ、それと並んで特別支援学級に在籍する児童生徒は、学校で過ごす時間の半分以上を通常学級で過ごすべきではないとする文科省通知(2022.4.27)の問題性が指摘されています。

(c)では、障害のある児童生徒への合理的配慮の提供が十分ではないことへの懸念が示され、インクルーシブ教育を確保するための合理的配慮を保証することが求められています。

(d)は通常教育の教師のスキルの不足と否定的態度が懸念事項とされ、研修の確保、障害の人権モデルに関する意識の向上が要請されています。

(e)はろう児への手話教育の欠如、盲ろう児へのインクルーシブ教育の欠如などに対する懸念が示され、通常の教育環境において、さまざまな障害に即した補助的・代替的コミュニケーション(ACC)のモード・方法の使用が保障されるべきと要請されています。

(f)は大学入試および入学後の学修・研究プロセスの両面において、障害学生に対する社会的障壁を除去するための国レベルの政策が欠如していると指摘しています。

以上のことから、通常の学校、通常の学級を含み、さらに義務教育段階や高等教育等も含んで、障害のある子ども、青年、成人の教育を受ける権利の保障、そのための諸条件の整備を求めており、それは各領域における教育条件を貧しいものに留め置き、障害のある人たちの学習し発達する権利を侵害してきたこの国の教育行政に対する痛烈な批判として受け止めるべきと思います。

⑥ 「第3次特別支援教育推進計画」～当事者・関係者の願いをもとにした施策を！～

2021年10月から、長野県特別支援教育連携協議会において議論されてきた「第3次長野県特別支援教育推進計画」が23年3月の定例教委で決定しました。23年から5年間適用されます。「小・中学校における特別支援教育の充実」「高校における特別支援教育の充実」「特別支援学校における教育の充実」「地域連携・教育支援の充実」という4つの柱について現状と課題を明らかにし、それぞれにおける今後の方向性を検討してきました。

この連携協議会には、研究者、医療関係者、療育関係者、教育行政関係者等とともに、現場教員も委員として参加していますが、小・中学校、高等学校、障害児学校の児童生徒の実態や現場教職員の実態や課題などの分析が不十分であり、学級定員の引き下げによる少人数化や教職員増などの教育条

件整備の記述が一切なく、現場にますます困難な状況押し付けたものとなっています。

3. 障害児教育の現場では

今日の競争社会の中で子ども達の生きづらさが顕著になっています。障害児教育の現場でも同様の事態が進んでいます。特別支援教育「元年」と言われた2007年から16年、「学力」向上を競わされる各自治体の教育行政は、授業や学級づくりの面では「教育スタンダード」「授業スタンダード」などと称してその「標準化」をめざし、管理面では校長のリーダーシップの下に学校外の専門機関との連携・分担を促進しようとする「チーム学校」(中教審答申、15年12月)を一律に押し付ける傾向を強めています。その背後には「教育の目標が達成されるよう…体系的な教育が組織的に行われ」ることを求める改定教育基本法(第6条学校)があります。この条文は「教育を受ける者」に対しても「学校生活を営む上で必要な規律を重んずる」こと、「自ら進んで学習に取り組む意欲を高めること」を求めます。18年度から本格実施の「特別の教科・道徳」もこの延長線上に位置づくものです。このような学校観・教育観の蔓延によって、教室がかつてなく息苦しくなってきた結果、特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室などで学ぶ子ども達が急増しているのではないかと推測されます。

(1) 小中学校の通常学級では

通常学級に在籍している配慮を必要とする児童生徒の数は、全体の8.8%(前回調査+2.3%)といわれました。しかし、医学会では1割超(約16%;信大病院・本田秀夫氏)が通説となっているようです。今、通常学級にはさまざまな実態の児童生徒がいます。落ち着きがなく先生や友だちの話が聞けない子、気持ちが逸れやすく集中できにくい子、字の形が取りにくく書くことにとても時間のかかる子、特定の事柄にこだわって切り替えができにくい子、表現力が乏しく会話が成立しない子、時には多動・衝動性が激しくトラブルに発展しやすい子など、様々です。

それらに加え、3年間のコロナ禍を経た子どもたちの小学校入学により、教師が活動を提案しても「やだー」「やりたくない」などと平気で叫ぶ子どもたちが多いため、一部の学校のことでしょうか。家庭生活からようやく保育園という集団を作るべき時期に集団を作りにくかった経験をしてきています。離席が多い、先生や友達の話が聞けない、話していても響いてこないなど、相手意識の薄い自分勝手な子どもたちが増えています。また、保育や子育てにあたる大人が常に不安を抱く日々の中にあり、アタッチメント(愛着形成)を築きにくい社会的な背景も大きかったと思われる。

こういった子どもたちを含めた学級では、ユニバーサルな生活や環境設定、視覚支援を併用した誰にも分かりやすい学習展開、楽しさを共有した集団作り、個々の児童に合わせた支援の充実をしていく必要があります。そして、私たちはコロナ禍の中で「分散登校」という経験を通して、子どもたちとじっくり関わることができ、少人数学級の必要性を改めて強く感じることもできました。このことから、1学級の人数をもっと少なくして、落ち着いた環境の中で生活・学習できるよう条件整備していく必要があります。また、「配慮を必要とする児童生徒」を、「困った子」としてとらえるのではなく、「困っている子」ととらえる発想の転換をすることによって、その子の困り感を理解しながら考えや気持ちに寄り添っていくことが求められています。一面的な「学力」思考により、授業の質が変化したり、プリント漬けとなったりするようでは、このような子どもたちは自ずと学級での居場所を失っていくでしょう。

そして、通常学級担任の支援力を高めていくことも課題です。市町村ではそれぞれに巡回相談が計画され、専門家が現場に定期的に入って指導・支援のあり方を検討しています。しかし、日々忙しい学校現場では一人ひとりの子どもについて年間通して継続的に検討していく余裕がないのが現実かと思われれます。国連権利委員会が要請しているように、現場にもっとゆとりを保障し、研修の確保や障害の人権モデルに関する意識の向上となる取り組みをしていく必要があります。

(2) LD等通級指導教室では

通級指導に対するニーズは高く、指導を受ける子どもたちも年々増加しています。2022年度は小中学校の通級が基礎定数化されて6年目でした。児童生徒13人に1人の教員配置を基準に、毎年定数としての配置数は増えています。通級における指導には、2023年度、文科省は新たに664人分が予算化されました。しかし、長野県では20人、30人を担当しているというケースも報告されています。「13人未満には配置しない」「13人～25人に1人の教員を配置」という方針が適用された自治体もあり、「規模の小さな自治体から通級がなくなる」「1人の担当が最大25人を担当する」ということが起きています。通級指導教室を本務校として設置したいと思っても、まずはサテライト教室を設置し、人数を多く受け入れている実績を示している学校からという県の方針があるようで、教員の過度な負担あつての設置が条件となっています。また、制度としては週1～8時間まで利用できることになっていますが、サテライト教室では週1時間が限度で、特別支援学級に入級している子が退級に向けて通級指導教室を利用したいと考えても、それができない実態もあります。このようなやり方をやめ、必要としているところにきちんと通級が設置できるよう求めていかなければなりません。

長野県の第3次特別支援教育推進計画では「通級による指導の拡充」と項目をたて、「必要とするすべての児童生徒が、通級指導教室を利用できるように、通級指導教室とサテライト教室をニーズに応じて適切に設置します」と記載されていて、歓迎したいと考えます。

ことばの教室の増設についても、「適切な配置について増設を含め努力する」という県教委の考えもあり、実際に上高井・須坂小学校に新設されました。

(3) 小中学校の障害児学級では

① 学級定員の問題現場からは、「定員の引き下げ」を求める声が非常に強く上がっています。「特別支援教育」や「インクルーシブ教育」の考え方の広がりにより、「遠くの特別支援学校ではなく、地域の学校に」という流れが強まり、「学校判断」の子が小中学校にも多く在籍しています。また、国が認定就学者制度から「認定特別支援学校就学者制度」へと制度を転換したこともあり、もはや障害児学級と障害児学校の法的にも実態も垣根がほとんどなくなってきているといえます。それに関わらず、障害児学級の定員は四半世紀以上「8名」に据え置かれたままです。早急に6名に引き下げる必要があります。

全国的にみると、各自治体独自の努力により定員を引き下げているところがあります。15年度は山形と奈良が6人、鳥取は7人、愛媛は「情緒障害において特に必要があると認める場合」5人となっています。青森には県独自の加配があり、知障学級も自・情障学級も8名になると加配教員がつかます。こうした取り組みに学びながら、定員引き下げを前進させていくことが重要です。

② 特別支援学級の利用時数と入退級の問題

県教委は、全国トップクラスの障害児学級（特に自情障学級）の在籍率を下げることに、ここ数年躍起になっています。21年1月には、「『適切な学びの場』ガイドライン」を現場に下ろし、入級・退級についての基準や道のりを示してきました。その中で、「自情障学級で、概ね週8時間以内の利用が継続している際は、…退級に向けた目標を設定します」という記述が見られたり、文科省の756号通知を強調し、そもそも入級の対象ではないということを暗に押し付けたりする内容になっています。また、文科省は第375通知で、特別支援学級の子どもを対象に、「原則として週の半分以上を目安として特別支援学級で学ぶこととし、大半の時間を通常学級で学んでいる場合は、学びの場の変更を検討すべきである」としました。これには「時間数で画一的に判断すると地域の柔軟な取り組みを妨げ、共に学ぶことが制限されてしまう」と障害者団体からも疑問視されています。

学びの場の問題は、言うまでもなく通常学級において、どんな障害があっても効果的な授業が受けられるような手厚い教員配置や学級定員の引き下げがなされ、また「通級指導教室」が必要な学校す

べてに設置されて、学びの場の選択肢として用意されている前提のもとで言えることです。

「通級指導教室」は、国の定数化を受けて長野県でも徐々に整備されつつある状況ですが、「ガイドライン」や文科省通知を示して退級を迫る一方的なやり方は不当と言えます。実際に、入級の判断が厳しくなったという事例や、ようやく保護者の同意を得て入級をすすめようとしたところ「小6になっての入級はあり得ない」などと実態を考慮しない事例も報告されています。その子にとって最適な学びの場で学ぶことは大いに歓迎すべきことですが、「自・情障学級の在籍率を下げる」という数字合わせのために、「ガイドライン」や文科省通知が恣意的に運用されることがないように注視する必要があります。

③ 特別支援学級のサービス通級の問題

ここ数年、以前からあったサービス通級の問題が大きな問題になって、子どもたちの教育を圧迫しています。「年度当初定員ぎりぎりの8名でスタートしたが、年度途中で入級があり、気がつけば10人在籍していた」「通常学級にいられなくなった子がサービス通級として自情障学級に通い、本来の在籍している学習にも大きな影響を与えている」などの声が多数あります。年度途中の加配や支援員等の配置など、早急にできる措置を県や地教委に求めていくことが重要です。

④ 標準から外れた障害児学級の編制

通常の複式学級は14人1学級ですが、複式にしてよいのは2学年までで3学年にまたがらないのが原則です。生活年齢や学年行事などへの参加を考えれば、障害児学級も同様の編制が行われるべきです。また、通常の複式学級は小1が在籍する場合は、14人ではなく、8人1学級となります。そうであるなら、障害児学級も小1が在籍していれば8人より少なくするという配慮がされるべきです。

また、学級の大規模化について、13・14年に出された「特別支援学級および特別支援学校小学部・中

学部における『標準学級』の考え方について」に基づいて、学級全体の児童生徒数を8で除するので

はなく、児童生徒数が標準を下回っている下学年から順に編成するよう文科省は考え方を（表1）各都道府県教委に示しています。しかし、長野県は「実際の学級編成が標準学級に縛られるものではない」などとし、標準から外れた編成を行っています。表のような事例であれば3学級になるところを単純に8で割って2学級編成に抑えているのです。

学年(年)	1	2	3	4	5	6
児童生徒数(人)	3	2	2	4	3	2
標準編成(文科省)	①		②		③	
標準から外れた編成(長野県)	A		B		A B	

表1：文科省「標準学級」の考え方について
(2014)

⑤ 1名でも障害種別の学級の設置を！

国は1名でも特別支援学級の設置は可能としているにも関わらず、長野県では「3名揃わなければ社会性が育めない」との理由で「3名そろふこと」が条件となっています。運用上の工夫で簡単にクリアできることであり、理由としては成り立ちません。

弱視、難聴、肢体不自由、言語障害、身体虚弱、自閉症・情緒障害の学級が各々設置され、それぞれの学級で専門性が発揮された障害種別の教育が行われることが、「合理的配慮」の観点からも当然必要ですし、各学校の特別支援教育の充実の面からも非常に有効です。各担当者が専門性をもちより、一人ひとりの子をより多角的で多様な視点からとらえることもできるようになります。

⑥ 支援員制度の抜本的改善を

特別支援教育のスタート時、発達障害のある子どもたちへの対応として、新たな教員配置は行われず「特別支援教育支援員」の配置で乗り切ろうとしました。しかし、国からの支援員の予算が「地方

財政措置」として、他の予算とひっくるめて市町村に交付されるため、各自治体の考え方によって、支援員の配置や待遇に大きな格差が生まれています。また、どの学校でも感じられているように、現在の学校において支援員の存在は欠かせないものになっており、通常学級の支援や特別支援学校判断のお子さんへの支援など、専門性の非常に高い内容を請け負っているのが実態です。それにも関わらず、低賃金で時数や日数にも制限があり、大きな矛盾と困難が支援員に押し付けられているというのが実態です。

⑦ 特別支援教育コーディネーターの課題

特別支援教育コーディネーターからの悲鳴が年々深刻さを増しています。学校全体がインクルーシブ教育を推進する上で、まず、その中心となる特別支援教育コーディネーターを定数配置し、専任化することが不可欠です。文科省も「コーディネーターの専任配置」について言及しました（16年教育再生実行会議第9次提言）。一方、長野県は県の推進計画に記されていた「マネジメントリーダー」の計画が実施されないうちに、次期推進計画から削除されてしまいました。「UD（ユニバーサルデザイン）リーダー」が配置されていますが、県教委は、特別支援教育コーディネーターとは関連がないと明言しています。特別支援教育を学校に位置づけるためには、そのキーパーソンとなる特別支援教育コーディネーターの専任化が欠かせません。

⑧ 医療的ケアを要する子どもたちの教育

特別支援学校に限らず、近年では小・中学校にも医療的ケアを要するお子さんが入学するケースが増えています。インクルーシブ教育の観点からも「地域で暮らす」という当たり前のねがいからも、これからも増えていくことが予想されます。医療的ケア児が増加する中、21年6月、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下、「医療的ケア児支援法」）が成立し、同年9月に施行されました。「医療的ケア児」を法的に定義し、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを日本で初めて明文化した法律です。医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止することを目的としています。

今回の医療的ケア児支援法の成立により、各自治体が予算を持ち、保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業、学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）などで医療的ケア児の受け入れに向けて支援体制を拡充する責務を負うこととなります。各自治体や現場の実態を把握し、改善を求めていく必要があります。

（4）障害児学校の課題

① 障害児学校「設置基準」既存の学校への適用により、過大・過密の改善に向けて前進！

障害児学校の教室不足の問題が切実となり、21年10月に発表された文科省調査では、全国で3740教室が不足し、19年より教室不足が578教室増加しました。長野県でも19年の44教室から69教室へと教室不足が増加しています。

20年に文科大臣が「設置基準は必要」と述べ、その後中教審答申にも「設置基準の策定」が盛り込まれ、21年5月には、「特別支援学校設置基準の制定（案）」を公表しました。文科省の制定案には、「適正規模を示さない」「障害種に応じた必要な施設、設備について定めない」「既存校は努力義務にとどめる」など不十分な内容も多くありました。

9月に出了された省令は、今回の設置基準が学校を設置する上での「最低限の基準」であり、設置者は「これらの水準の向上を図ることに努めなければならない」としていることから、子どもたちの教育条件の改善を図っていく上での足がかりを築くことができましたと言えます。尚、既存校の基準の適用について設置基準では「当分の間、なお従前の例によることができる」と猶予されていますが、可能な限り速やかに設置基準を満たすことが求められます。既存校の教室不足解消のための「集中取組計画」を作成することを国から要請され、長野県は「長野県特別支援学校整備基本方針」を提出しまし

た。普通教室等（小諸養護9、安曇養護8、飯田養護9、諏訪養護5、伊那養護3）を増築するとし、計画がすすめられています。

今回の増築の計画は、教室不足解消という面ではたいへん大きな成果です。しかし、教室増や駐車場の確保でグラウンドがどんどん狭くなり、運動が制限され、廊下で体育をしている現状や、調理室や音楽室・プレイルーム・職員室などの特別教室が教室になる現状などもあり、さらに過密・過大化がすすみ、教育条件が悪化する点で大きな問題があります。学校や分校の新設など、抜本的な改善計画の策定が求められます。

② 問題だらけ！当事者不在の「長野県特別支援学校整備基本方針」 県教委は、「県特別支援教育連携協議会」や、それに付随する「専門家委員会（非公開会議）」からの意見を受け、21年3月に「長野県特別支援学校整備基本方針」を決定しました。「個別の指導計画を全県統一の形式にする」「生活単元学習などを学習指導要領との関連を明確にするためにシラバスを県の示した形式に基づいて全特別支援学校で実施させる」「障害のある子どもたちの教育を就労偏重のまま見直そうとせず、『専攻科』については一言も触れられていない」「障害児学校の増設はもちろん、分校の設置すら全く触れられておらず、分教室路線を踏襲していく方向」などなど、現場が求めている内容、子どもたちの願いとはかけ離れた内容で埋め尽くされています。

今後、この方針に従い、現場への大きな負担、子ども不在・教科優先・就労偏重の授業、個別の指導計画・シラバス等による県教委による教育内容の統制と強制が上意下達的に広がり、障害児学校に留まらず、障害児学級に波及することも予想されます。それはこれまで、子どもたちをまるごと捉え、子どもの願いから出発して組み立ててきた教育を180度転換させる危険性をはらんでいます。

③ 障害児学校の教職員定数増の課題

19年度から5年間で自立活動担当教諭120人増の計画が出され、複数年の計画としては決定されませんでした。単年度で22年度も25人増となりました。22年5月での教職員定数の乖離は152人（実習教員・寄宿舎教員等含む）となっています。寄宿舎教員については、乖離解消に向けた計画が未だに示されていません。引き続き乖離解消に向けてとりくみを進めていく必要があります。

④ 障害児学校スクールバスに関わって

20年度以降、感染症対応などとして「児童生徒の通学保障に対応するスクールバスの配備」「安心・安全な通学保障のためのスクールバスの増便」「感染症対策として、重症化リスクの高い児童生徒を対象にジャンボタクシー等を利用した増便」などが行われてきました。22年度には松本養護学校に1台増車、花田養護学校に2台新規配置、飯田養護学校と小諸養護学校、諏訪養護学校は各1台更新とされています。増車にあたっては、民間委託がセットで行われています。教職員の負担軽減といった側面はあるものの、運転手の高齢化が指摘され、事故の報告も何件か上がっているなど、安全な運行という面で心配があります。県教委に対して民間委託にあたっての具体的な条件整備などを示すことや、丁寧な実態把握を求めていく事が必要です。

⑤ 障害児学校でも進められる「GIGAスクール構想」

ICT環境を整備し、いつでも・どこでも・誰でもが充実した学びを享受する方針を文科省が全国の小中高校で進めており、県内の障害児学校でも各種機器の配置が行われています。一見、障害の有無の隔てなく平等になされた措置のようですが、実際の使用法は現場任せというのが実態です。問題点の一つは、危機の整備やメンテナンスの担当者を中心に各教員の仕事量が増えることです。これでは多忙化の解消とは逆方向です。そもそも、子どもも教職員も、それらの機器を使いこなすことが前提であることが最大の問題です。本来なら目的に適したハード・ソフトを選択し、必要なサポート体制の下で教育活動が実施されるわけですが、前もって与えられた機器や限られた人員のみで活動を考えなければならぬのが今回の施策です。もしそれらを使いこなせないなら、それは本人の努力不足に

過ぎないという自己責任論が、ここにも垣間見えます。

⑥ 全国的にすすむ寄宿舎の統廃合に注意を

全国的に寄宿舎の統廃合には引き続き注意が必要な状況です。生徒が減少している盲学校、ろう学校の統合や、寄宿舎に安易に他校の子どもたちを入舎させて片方の寄宿舎を廃舎にする動きが各地で見られます。入舎基準を「通学困難」に限定することで舎生を減らし、舎生の減少を理由に統廃合を行うという事例も見られます。また、養護学校義務制から40年以上が経過し、校舎や寄宿舎の老朽化が顕著になり、建て替えや移転をきっかけに統廃合がもくろまれるという例もあります。コロナ対策として利用人数を減らして対応している寄宿舎も多いようですが、それが意図的な舎生減につながれる可能性もあります。放課後児童デイなどが増加する中、学校教育の一環としての寄宿舎の教育的意義や役割を丁寧に語っていくことが大切です。

(5) 高校では

①高校に在籍する発達障害、知的な困難さを抱える生徒

公立高校に在籍する「発達障害の診断名を持つ生徒の割合」は4.14%（2022）となり、特別支援教育制度導入から毎年増加しています。課程別では全日制2.63%に対して、定時制19.6%、通信制5.7%と、多部制・単位制高校を含む定時制・通信制課程に発達障がいの子供を持つ生徒は多く偏ります。

また、長野県は中学校「自・情障学級」卒業生のうち89%（公立高校に54%）「知障学級」卒業生の45%（公立へ27%）が高校に進学しています。更にスクリーニングで発達障害の疑いのある生徒数も加わり、特別なニーズがあり合理的配慮があれば生きやすくなる可能性のある生徒は、ほぼすべての高校に在籍しています。診断名の有無にかかわらず各校とも可能な範囲で支援や配慮が実施されることが求められます。

中学校まで障害児学級在籍で少人数（最大8名）の環境で学校生活を送ってきた生徒も、全日制高校では40名を定員とする学習環境となります。高校入学を目標として、生きづらさに蓋をして支援の手から離れて進学した生徒が行き詰まりを感じてSOSを発します。または中間教室在籍で適切な個別支援を受けていない生徒もいます。特性は周囲の受け止めによっては学級集団のムードメーカーとなることもあります。無理な環境下では二次障害が発生し教員の目は事態の収拾に集まってしまうがちです。全日制高校でもスクールカウンセラー、SSW、各圏域の発達障害サポートマネージャーなどの活用が広がっています。また、行政はこれまで以上に不登校支援、貧困家庭支援、引きこもり予防、若年層の自殺予防対策など学校との連携が頻繁になりました。これまでの学校文化にとらわれずコーディネーターを中心に柔軟な連携が求められます。

②多部制・単位制高校、夜間定時制高校

全日制課程に比べ少人数の学習環境が実現しているため安心につながる生徒が在籍します。多様性を受け入れる学びの場として特別支援教育コーディネーターを中心に組織としての取組が必要ですが、教職員の要求であるコーディネーターの明確な専任化はなくすべての高校と同様に校内の分掌で調整している現状です。

「高校における通級による指導」は6年目を迎え、実施校である多部制・単位制高校3校による連絡会が漸く実施されました。高校には特別支援教育の免許を持つ教員はいないため、担当者は教科の通常授業を持ちながら通級の対応を行います。支援学校から自立活動専任の巡回教員の割り当て時間も含め、担当教員の明確な加配が必要です。全国的に行われている「高校における通級による指導」のあり方は各県によりさまざまです。長野県方式は定着していませんが、「通級指導」が学校全体の特別支援教育の底上げにつながると考え継続できるよう奮闘しています。

※「多部制」とは、午前部・午後部・夜間部を有し、4時間授業で4年間で卒業が基本だが他の部

の授業に参加して単位を取得することにより3年間で卒業可能となるシステム。

※「単位制」とは、在籍期間中に最低必要単位数の74単位取得で卒業資格が得られる。

③公立通信制高校

県内に公立の通信制高校は2校、サテライト校が1校です。コロナ禍以来6~7人に1人が通信制課程へ進学しています。私立の広域通信制を含め在籍者は増加傾向です。公立の全日制高校からも定時制課程からも年度途中の転学があります。また、中学校卒業から通信制への進学も増加しています。

不登校生徒は全国に25万人と言われますが、コロナの影響は全国的に「学校には毎日通わない」という学び方の選択幅を広げました。人との関わりを避けたい生徒にとって通信制は高校卒業の目的を果たす大切なツールと言えます。しかし県内の通信制サテライト校は、毎日通うことのできる通信制でありながら公共交通機関の不便さや教員不足、設備不足による課題が山積で、通信制に居場所を求める生徒にとっては不十分な教育条件です。

④第2期高校再編による、夜間定時制高校の状況に注目します。

旧第3通学区には【長野東スーパーフレックス新校】（仮称）が新設されます。

【長野東高校】を多部・単位制高校に転換し通信制を併設する計画です。このことにより北信地区の定時制・通信制は集約されることとなります。【長野高校夜間定時制（普）】【長野吉田戸隠分校】【長野商業定時制（普）】【長野西（通信制）】は長野東に集約されるため、広範囲にわたる地域に1校の定時制高校となります。立地的条件から公共交通機関の問題、通信制のあり方（スーパーフレックスとは毎日通える通信制とのこと）から生徒の居場所としての施設設備の問題、特別支援教育の受け止めと教職員体制の準備など、様々な困難が予想されますが計画の具体性は公表されていません。生徒、家族の負担増は拭えない状態のままです。

【小諸商業定時制（商）】は佐久新校に移管しますが、商業科ではなくなります。同様に【長野工業定時制（工）】【上田千曲高校定時制（工）】も工業科から普通科に転換されます。夜間定時制の専門科の活躍や将来へのつなぎ、高校生活の充実など、定時制専門科からの要求に反して職業科をすべてなくし、普通科のみとなります。定時制課程で学ぶ生徒には職業専門科を選ぶことができません。次の表にまとめられているとおりです。

全県の定時制に関わる再編計画3次案

旧通	対 象 校	再 編 整 備 案（校名は仮称）
1	定通制なし	
2	中野立志館（普）	中野総合学科新校に移管
3	長野東（全日・普） 長野（普）、長野吉田戸隠分校（普） 長野商業（普） 長野西（通信） 長野工業（工）	長野東スーパーフレックス新校（多部制・単位制に転換） 長野東スーパーフレックス新校に集約 長野東スーパーフレックス新校に移管 普通科に転換
4	篠ノ井（普）	そのまま
5	東御清翔（多部制・単位制） 上田（普） 上田千曲（工）	夜間部を設置（三部制に） 東御清翔に集約 普通科に転換
6	野沢南（普） 小諸商業（商）	佐久新校に移管 小諸新校に移管、その後、東御清翔の夜間部の設置時期を考慮しながら、佐久新校に集約
7	諏訪実業（普）	岡谷諏訪総合技術新校に移管
8	箕輪進修（多部制単位制） 赤穂（普）	そのまま 赤穂総合学科新校に移管
9	飯田OIDE長姫（普・工業）	そのまま
10	木曾（普）	そのまま

11	松本筑摩（普・多部制単位制）	そのまま
12	池田工業（普）	安曇野総合技術新校の校地等と併せて検討

⑤高校で引き受ける多様なニーズ

社会につながり切れ目のない支援を必要とするケースは発達障害をはじめとする障害種にとどまりません。DV、ネグレクトなど愛着の問題に起因する人との関係性のトラブルや適応障害。自分を守るため他者に向けた攻撃や自身に向ける自傷行為。貧困家庭、ヤングケアラーなど多様性も多岐にわたります。4月「子ども家庭庁」の発足により、行政の枠組みが大きく変化しました。在学中の「子どもの最善の利益」と卒業時の「18歳成人」としての自立に向けて、SCはもちろんのこと外部資源と上手くつながるよう高校教職員の理解と仕組みづくりが必須です。

今年度の入学者選抜も昨年に続き、ほぼ全入の実態です。高校入学までに障害者手帳を取得している生徒も在籍しています。診断名があり明確な支援の必要性や合理的配慮の要求の内容や、入学者数に見合った教員の加配を県独自で行うことを要求していますが、人的加配が期待できない現状です。加配は無理でも支援学校教員と高校の積極的な人事交流、支援学校分教室教職員との日常的な交流などについて組織としての特別支援体制づくりが必要です。今ある資源と最大限の連携をしながら、一人ひとりの生徒に不利益にならない本人主体の進路支援を心がけます。

⑦ 新たな教育改革のなかで

ICT教育の推進では今年度より自己負担による一人1台端末の導入となりました。経済的負担感と共に、中学校までの不登校経験生徒の経験値の差や発達特性、知的能力による取り扱いの難しさは切実です。また、3年前のコロナ休校からスタートした進学校の授業展開に対して、定時制通信制課程ではタブレットの個人購入には遅れがあり全面的に県の貸与で対応している実態もあります。ICT教育の進捗状況には大きく学校間格差があります。特別支援こそ「個別最適化」として上手く活用する手立ての研究が急がれます。

4. おわりに

障害者権利条約は2006年に採択され日本が批准したのは14年です。今回初めて国連の対日審査が行われて日本政府に対する「総括見解」（勧告）が示され、日本の「特別支援教育」は「分離した教育」だとして中止を求める勧告が示されました。障害者権利条約があるこの時代において障害のある子どもたちの権利としての教育はどうあるべきか、インクルーシブ教育の可能性を問い直す時期が来ているのではないのでしょうか。このことにより現場に動揺や混乱が起こらず、子どもを中心に据えた教育実践が継続されることを願います。

「障害児教育の専門性」は、子どもたちの事実を語り合い、障害に応じた教材、施設・設備などを用意し、子どもたちにあった実践を創造するいとなみを通して教職員集団の中に蓄積され、発展してきました。教職員を管理強化や序列化によって分断し、指導の個別化・訓練化・マニュアル化、モザイク的子ども観等が促進され、目に見える「できる」ことを求める教育の質的後退は、「人格の完成をめざす」教育の目的とはかけ離れてしまうでしょう。

本教研では、分科会の名称もあえて「障害児の教育」と付け加えてあります。「特別支援教育」の問題点を洗い出し、明日の長野県教育を指し示す活発な論議を期待したいと思います。

課題提起

2019年の国連・子どもの権利委員会は、日本の政府に対して「ストレスフルな学校環境（過度に競争的なシステムを含む）から子どもを解放するための措置を強化すること」を重ねて勧告しています。長野県の不登校は2021年度更に増加をし、全国の状況共々、過去最多を更新したと報じられました。

「子どもの権利」に長く携わってきた増山均さんは、今年の夏の民教の全体講演の中で、子どもの育つ社会全体が「競争的環境」になっていると指摘しました。昨年度のこの分科会では、保育園の先生からは「生活にゆとりがなく、寝て、食べて、遊んで、という当たり前の生活が難しくなっている。」学童の先生からは「子どもたちが時間に追われている。いやなことが起きないように、新しいことには挑戦しない。」など、ゆとりのなさが、子どもたちの成長の機会をうばっていることを危惧していることが話されました。

子どもたちの様々な問題にこたえていくためにも、保育配置基準の改善、30人学級の実現、学童保育の基準・施策の抜本的改善も求められることが確認されました。運動をこれからも強めていかなければ、子どもたちの苦しみを取り除いてあげられません。

今年度5月に新型コロナが5類感染症に移行となりましたが、社会も保育・教育現場も、何より子どもたちも、いまだに不安や圧迫を感じながら日々を送っています。

1. 保育の現場では

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が強調され「計画をもとに自己評価を繰り返させれば質が向上できる」と言われるも、全国の保育園職員も疲れています。

しかし保育の職員配置や施設改善は進まず、国際的にも低い水準のまま放置され、職員の負担は増大。そんな中で推進されている「処遇改善制度」は、賃金増が中途半端で、しかも制約が多く、人手不足の解消や負担軽減につながっていません。大人数を1人でまとめるのが当然とするような風潮が残っている中で、職員もほんとうに苦しくなっています。

残念ながら今の政府が出し続ける保育政策は、保護者や関係者の不安を解消してくれるようなものではまったくありません。前宣伝ばかり立派だけれど改善が微々たるもので、しかも先送りの政策（例、こども予算の倍増は約10年後。75年ぶりと変に宣伝した配置基準改善は、実際は基準の改善でなく、該当園が限定される補助金的なもの。しかも実施時期が不明）。または、保育や幼児教育を国の意図する方向にゆがめるような「充実案」（例、職場内や業界内の格差・差別を助長しかねない「処遇改善制度」。また、条件低下で受け皿増大の策を続けることで、公的水準の低下を招いている）。

さらに最近の政府は、国の政策に対し異論や対案があっても、それには耳を貸さず強引に国の意図する方向へと推し進める態度を続け、新しそうな提案ばかりをして世間の関心をそらしています。これでは少子化対策の大事なときに、国民的な議論を阻んでいるようなものです。「こども誰でも通園制度（仮称）」などは一時預かり的な保育を増やし、現場の負担を増やしてでも、要望に応えているポーズをとるかのような制度です。

全国的な運動とともに、各地から具体的な実情や切実な声をあげていくことがますます必要になっています。

2. 小学校低学年では

コロナ禍が3年余り続きました。5類に移行したとはいえ、感染力に変わりはなく、またこの夏は、前年度まで流行を見なかった別の感染症が広がるなど、まだ予断を許されない状況ですが、日常は戻ってきています。ただ、コロナ禍の中、「取り戻さなくてはいけないのは、学習の遅れ。」ばかりが取りざたされ、子どもたちの自由な遊びや友だちとの関りや様々な体験を通して育ってくる力はどうなのか、これは、まだはっきりとはわからないでいます。

年々、学習参加、集団参加がうまくいかずに学校生活になじめずにいる子どもたちは、増加傾向です。ベテランの教師が、子どもの指導に戸惑い困惑するという話もめずらしくありません。

低学年は、学校や他者へのイメージを作る大切な時期です。一人一人のまだ育ち切っていない部分も受け止めるおおらかさも必要ですし、何より、学校は楽しい所であり自分が大事にされる場である、という前向きな学校観や、大人は信頼できる、友だちがいて楽しいという基本的信頼感や他者認識の土台を大切に積み上げたいものです。それには、どんなことを大切にしたらよいのでしょうか。

コロナ禍に乗じて様々な条件整備や検討もないままに、一人一台端末の導入が進み、ICTの活用研究に重点が置かれている様子も見られます。健康面における影響やICT機器を介したトラブルなど新たな問題も出てきています。本来は対象に直接に触れたり、体験したりすることが特に大切な低学年の時期に、どんな学習こそが求められるのかは、引き続き検討していくことが必要です。

3. 学童保育では

新型コロナウイルスの5類感染症移行に伴い、日常が戻ったように見えるこの頃ですが、所得格差が著しい現状では、コロナ治療の有料化による子どもや高齢者の受診差し控えが心配されています。また学童保育での子どもたちの様子としては、友だちとの折り合いの難しさ・関わりへの不安感などが3年前よりも増しているように見えます。ふれあい経験の不足が影響しているのでは？と気になるところです。「自己中心性からの脱却という発達の姿を支える」・・・これを目標の1つとして実践の工夫をしてきた学童保育ですが、あらためて活動内容を試行錯誤しながら取り組んでいます。

また、コロナ禍においては、学童保育現場の様々な困難・問題点がマスコミにも取り上げられ、国会でも質問されるなど、広く可視化されました。施設の劣悪さ・人員配置の問題など、最も基本的な基準があまりにも低いレベルであり、市町村ごとの格差も大きく、バラバラな施策であることが問題の根底にあります。放課後・土曜日・長期休みの保育時間が年間2000時間を超える学童保育は、小学生の子どもたちにとって、「生活の場」であり、受け止められ大切にされ豊かな発達を保障される場でなくてはなりません。

しかし、コロナ禍で浮かび上がった上記課題は、具体的な政策には反映されず、「保育」とは別物の「受け皿」だけを増やそうとする施策が打ち出されている現状です。また、多くの自治体で、学童保育は指定管理制度による運営がされていますが、営利企業が指定管理先として選定されるケースが増え、カリキュラムで子どもの時間を埋めていくという手法が目立ちます。数年で指定管理先が変わる可能性もあるため、職員の身分も不安定です。

学童保育の法的な位置づけの曖昧さが根本的な原因、と考えた私たちは、児童福祉法に明確な位置づけをさせることを大きな運動にしていくと同時に、「保育」の中身と言葉の意味＝「保護し、愛護し、教育する」を改めて明確にしていく必要があると思っています。

4. みんなで知恵を出し合って「共に育つ」ことを大切に、豊かな幼児期を

この分科会では、幼保小の連携を大事に考え、さらに先の青年期までを見据えた子どもの育ちを考えることも提起されてきました。幼児期は人としての土台を作る大切な時期です。保護者、保育士、教職員、指導員など子どもたちに一番近い場所にいる大人がどのようにつながり合っていけばいいのか、それぞれの立場から現状を報告し、実践を交流し、学び合いましょう。

課題提起

定通制をめぐる情勢

(1) 定通制に在籍する生徒

1990年にピークを迎えた高校生は、その後、減少の一途をたどります。定通制で学ぶ生徒の数も同様に減少しましたが、1995年より増加を始めました。1990年は、定時制に籍を置く生徒は全生徒の1.68%でしたが、2022年度には全日制の生徒数が49,815人、定時制の生徒数は1,610人、通信制の生徒数は8,812人（長野県教育委員会教育統計、公立と私立の合計・通信制は在籍者数）となり、定時制に通う生徒の割合は3.1%（昨年より0.4%増）、通信制で学ぶ生徒の割合は14.6%（昨年より1.2%増）、両者をあわせると15.0%で、高校生の6から7人に1人は定通制に籍を置く生徒ということになります。ここ数年の傾向として、定時制の生徒数は緩やかに減少傾向にあったにも関わらず、昨年度は、定時制・通信制に在籍する生徒が増加していることが特徴的な状況です。経済的な格差と貧困により、社会の中に広がる不安や困難、全日制での学びが困難な生徒の増加などの社会情勢に加え、高校再編や私立の広域通信制の設置が増えていることが、主な原因であると考えられます。

私立の広域通信制のみならず県内に籍を置く私立高校にも通信制を設置している事が、近年の入学人数の増加に拍車をかけており、今後実態把握をすべく研究を深める必要があります。

(2) 高校再編

高校改革第3次案

定通部では、第三次案公表に先立つ2022年2月、県教委に「高校再編にかかわる定通制のあり方について」の申入れを行いました。現在ある定時制の存続、定時制課程における専門的学びを保障するため専門科の普通科への転科はしないこと、多部制・単位制設置を口実に北信地域の夜間定時制を廃止しないこと、東御清翔高校の夜間部（第Ⅲ部）については導入しないこと、第5通学区の定時制の現状維持、小諸新校の定時制商業科の設置と継続、佐久新校への定時制課程の設置、赤穂高校定時制の存続を求めています。

当初、2022年3月に示すとしていた第三次案でしたが、知事部局との調整などの遅延により、2022年5月の公表となりました。

具体的には以下の通りです。長野東高校を多部制・単位制に転換、定通制を集約することによる旧第3通学区定通制の再編統廃合、東御清翔高校に夜間部（Ⅲ部）を設置することによる旧第5通学区の再編統廃合、東御清翔の夜間部設置は旧第6通学区の再編にも影響を与えます。旧通学区をまたいだ定通制の配置の検討は、これまで県教委が示してきた、定通制の配置は旧通学区単位で考えるという方針に反します。小諸新校では、商業科設置一旦決めたにもかかわらず、普通科転換後に集約（廃止）するとしていて、新校懇話会の検討と教育委員会や県議会における議決をないがしろにする、傲慢で不遜な結論です。協議会や懇談会での検討をアライバイ的に利用し、自ら描いた青写真を実現しようという県教委のなりふり構わない姿勢が露呈しています。中南信地区では、第1期高校再編により一定程度再編統廃合が進んでいたため、大きな変更はありませんでしたが、旧第11、12通学区の再編統廃合に伴う定時制設置が盛り込まれました。12通学区における定時制配置は、新校懇話会の議論に委ねられることになりました。全県で3校において定時制専門科の普通科への転換が示されましたが、専門科の普通科への転換は、統廃合を進めるための手段であることもまた、明らかになりました。第三次案では、これまで高教組、定通部が求めてきた「少人数の学びの保障」「通学が困難にならない

よう現行定時制の存続」「東御清翔高校の二部制の維持」「教育の機会均等のための定時制専門科の維持」は、ことごとく反故にされています。現場の声も無視したもので、多部制・単位制の現状を踏まえることなく、3部制の多部制・単位制を設置して定通制を集約することを自己目的化した結論といわざるを得ません。通学区域を広域化することで学習しやすい環境をはく奪し、定時制を選んだがゆえに専門的学びができなくなるという教育の機会均等に反する第2期高校再編計画には、教育的条理のかけらは微塵もありません。

高教組および定通部交渉で、現場の実情を伝えながら再考を迫りましたが、県教委は「集約が最適解」と繰り返すのみでした。2023年1月16日、再編整備計画【第三次】が決定されましたが、(案)から一切変更なく、現場の声を黙殺する結論となりました。

旧通	対 象 校	再 編 整 備 案 (校名は仮称)
1	定通制なし	
2	中野立志館 (普)	中野総合学科新校に移管
3	長野東 (全日・普) 長野 (普)、長野吉田戸隠分校 (普) 長野商業 (普) 長野西 (通信) 長野工業 (工)	長野東スーパーフレックス新校 (多部制・単位制に 転換) 長野東スーパーフレックス新校に集約 長野東スーパーフレックス新校に移管 普通科に転換
4	篠ノ井 (普)	そのまま
5	東御清翔 (多部制・単位制) 上田 (普) 上田千曲 (工)	夜間部を設置 (三部制に) 東御清翔に集約 普通科に転換
6	野沢南 (普) 小諸商業 (商)	佐久新校に移管 小諸新校に移管、その後、東御清翔の夜間部の設置 時期を考慮しながら、佐久新校に集約
7	諏訪実業 (普)	岡谷諏訪総合技術新校に移管
8	箕輪進修 (多部制単位制) 赤穂 (普)	そのまま 赤穂総合学科新校に移管
9	飯田OIDE長姫 (普・工業)	そのまま
10	木曾 (普)	そのまま
11	松本筑摩 (普・多部制単位制)	そのまま
12	池田工業 (普)	安曇野総合技術新校の校地等と併せて検討

(3) 特別支援教育

公立高校に在籍する「発達障害の診断名を持つ生徒」の割合は2022年度4.14% (昨年3.74%) です。特別支援教育制度導入で調査開始の2007年度 (H19年度) から約10倍増加しています。課程別では全日制2.63%に対して、定時制19.6%と、多部制・単位制高校を含む定時制課程に発達障がいの子らを持つ生徒は多く偏ります。更に県調査では「スクリーニングにより特別な支援が必要な生徒」の割合は全日制2.9%に対して定時制13.1%であり、支援・配慮を必要とする対象者は定時制課程で30%を超える実態があります。また、障がいを抱える生徒の社会へのつながりが的確にできる体制が高校に整わない現状がある中、中学校特別支援学級から高校への進学は75.0% (2022年度) となりました。自情障学級からの進学は約90% (うち公立へ54%) です。入学者選抜ほぼ全入の実態では、知的障がいがあり「療育手帳」をすでに取得済みの生徒も在籍しています。

また、コロナ禍を経験した高校生の将来につながる労働意欲の低下、欠如。就労後の離職の早さ、教師が感じ取る離職率の高さから見ても発達保障、進路保障が困難であることを証明しています。多様性を受け入れる学びの場としての定時制、通信制高校の実態は、現行「長野県特別支援教育推進計

画」に基づく「一人一人のニーズに応じた適切な学びの場」の実現は困難と言えます。

昨年10月に「第3次長野県特別支援教育推進計画」(素案)が出されました。高教組定通部は、県教組障害児教育部、障害者の生活と権利を守る長野県連絡協議会、全障研長野支部と共に数回にわたり連携協議会を持ち素案を分析して申し入れを行いました。12月にまとめられた推進計画(案)に対して、今年1月～2月にかけて特別支援教育課のパブリックコメントの要請に対して、高校からも多くのコメントを提出しました。「少人数の学習環境の確保」が保護者生徒の要求であり基本であることを皮切りに「支援力向上」「仕組みの整備」「相談支援の推進」「卒後を見据えた連携」に対して全体で約50のパブリックコメントを提出した結果、大枠に変化はないものの県教委に対して切実な要求を突き付けたと感じています。

I C T教育の推進では経済的負担感と共に、中学校不登校経験生徒の経験値の差や発達特性、知的能力による取り扱いの困難さは切実です。全日制課程との進度の違いにおいても明確に遅れを取っています。その原因の一つとして、多様なニーズのある生徒への対応に日々追われる教職員の多忙さに拍車がかかったことも挙げられます。

コロナ禍における中学校不登校経験生徒の中にはほぼ全欠であった生徒も在籍します。中間教室利用で一日のうちどこかに登校はしても適切な支援を受けられずに中学校生活を過ごし、高校入試直前に漸く学習に向けた生徒の進学先としても定通制高校は選ばれます。

国の教職員定数法に準ずる規定では本県の高校における特別支援教育の問題点は解消されないと捉え、診断名があり継続的支援の必要性、合理的配慮の必要な生徒数に見合った教員の加配を県独自で行うこと、支援学校教員との積極的な人事交流、高校に設置された「支援学校分教室」のあり方、教職員の有効な交流。などについて交渉の場面や、各校長を通じて県に要求を重ねてきました。人的加配がないままに一人一人の実態に見合った支援、「個別最適な学び」の充実、「協働的な学び」とその評価には限界があり、更に、家庭環境や命の問題にかかわるケースも多発している状況下では、教職員は疲弊するばかりです。

また、各学校における困難点を把握して適切な支援への展開には外部資質の活用がありますが、外部資源との連携の窓口となる特別支援教育コーディネーターは、調整、打ち合わせ、支援会議など多くの時間を必要とするため学校によっては加配による特支C oの専任化が急務です。管理職の早い異動もその一因となります。

第3次特別支援教育推進計画案では目指す基本目標は「すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し共に学び合うインクルーシブな教育」とこれまでと変わりませんが、これまで以上に多くの関係者と連携、協働し学校が高度な専門性を発揮し、支援力を高めることが求められ、具体的な取り組みの方向性が示されています。

特別支援においても私たちは現場の実態を常に把握して適切な要求を粘り強く繰り返すことが必要と考えます。

高校における「通級による指導」が2018年度から制度化され、実施校は単位制・多部制高校3校に限られています。定時制課程の生徒の実態は重く、担当教員、特支C oの負担は大きく、また、実施校において対象生徒の見極め、保護者の理解と共同、教室環境の整備、教材、備品の確保など、教育条件の整備拡充の必要性が継続される中、極端に予算が削られ、学校全体への負担が大きくなっています。小中学校の通級が基礎定数化されて6年目となりました。中学校の通級指導に対するニーズは高く、指導を受ける子どもたちも年々増加していますが通級指導で果たされる「自立活動」が高校の学校生活とその後の人生にとって価値のあるものとなる展開が期待されます。

通級指導実施校の課題は以下の通りです。

学校全体として

- ① 担当教員の本来の教科授業の軽減や専任化配置について県は正確に打ち出していない。県からの加配が明確でないため通級指導は孤立化して学校全体の学校力になりにくい。
- ② 通級指導担当者の教科の負担が増す事となり担当者の継続や複数化の見通しも困難。
- ③ 対象生徒にとっての成果、担当教員の資質向上は確実にあるが、「お任せ」になりがち。担当者の在籍年数（異動希望）などにより、生徒、保護者の希望はあるのに担当者が決まらない。
- ④ 通級による指導の対象生徒は該当校 3 校において各校生徒数の 2%～3%ほど（6～10 人）と捉えている。高校における通級による指導の対象生徒の枠（最低人数）を県は明確に示して、それに見合った持ち時間を担当の教科に加配することが必須。対象生徒の希望は複数あっても、担当者の持てる授業数の範囲内で対象生徒の数は決まる。対象生徒数が極端に少なくなる可能性もある。先細り傾向では、高校における特別支援教育の充実につながるとは考えにくい。
- ⑤ 中学までの通級対象者の支援計画が高校で生かされている実態がない。高校に継続的支援の受け皿はないことになりかねない。
- ⑥ 「高校における通級による指導」について地域、校内の教職員の理解や協力的な体制づくり、外部資源との連携など基礎的環境整備には、校内の煩雑さもあり通級担当者あるいは特別支援教育コーディネーターの加配による専任化が必要である。中学校では専門性が高いことから通級担当者が特コを兼ねる可能性は高いが、多部制・単位制高校では授業を持ちながらの兼任には無理がある。
- ⑦ 現在の実施校である多部制・単位制高校には中学校特別支援学級からの継続的支援の対象生徒が多く在籍している。特に発達障がいを持つ生徒数は調査により明確に出されている。ニーズのある生徒数に応じた教員配置があつてこそ、一方では「通級による指導」による教職員の学びが学校全体の特別支援教育の底上げになる。

通級指導の困難点

- ① 「高校における通級による指導」は卒業後の社会とのつながりを意識した上で保護者、本人の特性理解や認識のスタート地点となる。具体的な個別対応が必要となり同時展開の多人数授業には限界がある。（国の基礎定数化、通級指導該当児童生徒 13 人で 1 教室は高校における通級指導には当てはまらない。）
- ② 対象生徒のこれまでの育ちの中に本人の特性（障がい）受容がなく、自・情障学級における学びの経験もない生徒、または、これまでの過程で支援拒否の保護者（本人）が対象となる場合があり高校生ならではの困難さがある。校内における情報共有、支援会議、担任との連携等、中心的な通級指導担当教員の負担は大きい。担当教諭の教科の持ち時間軽減によって教科へのしわ寄せや学校全体の負担感がある。このことが通級による指導の無理解につながることは避けるためにも加配を要求。また、担当者は多忙すぎるため校内での理解を広げる活動までは手が出せない現実がある。
- ③ 学力の定着とは別の、個々の発達課題を正確にとらえ進路（社会）へつなげるには外部資源との連携が生じ完全な個別対応となる事例が多い。授業時間外にも多くの関わり（支援会議、就労実習、手帳取得）が必要となり、通級担当者が単独では抱えきれない。また、教員一人が担当できる人数は 3～4 人程度が限界である。通級指導全般を中心的に行う「専任化」があつた上で担当教員は複数必要である。（専任教諭がいれば、他の担当者は資質にもよる選考となるが、教科の持ち時間数から捻出できることも）
- ④ 自立活動の視点から「個別の指導計画」を立て実施するスキル（経験）は、高校教員は基本的に持ち合わせていない。個々のケースは様々で、スキルアップ研修など一斉研修だけでは補うこと

ができない。教科の授業、分掌を他に持ちながら専門的な知識を持って対象生徒に向き合う担当教員の物理的、精神的負担が大きすぎる。専任化を希望するが、通級への理解がなく専任化することによる孤立化は避けたい。そのためには複数の教員がかかわることで特別支援教育の底上げとなる。

- ⑤ 巡回指導を経験した支援学校教員の印象においても、支援計画は支援学校巡回指導教員（自立活動専任教諭）が中心に作成することが必要である。しかし、高校生としての自立性、進路へのつなぎは高校教員との共同作業でなければ困難である。日々安定的とは限らない生徒の様子もあり柔軟な対応が不可欠なため、支援学校巡回は滞在型の指導・支援も必要と考える。（支援学校に加配されている自立活動専任教諭は高校に配置すべき。）
- ⑥ 計画的な後継者育成は現場まかせでは達成しない。配置無し、加配なしでは通級指導の継続は困難。
- ⑦ 次年度の通級担当教員を決めることができない。継続している教諭は特支 Co を兼ねる学校もある。異動希望もままならない。また 10 年を超えるからと簡単に異動されても困る。後継者づくりは県、管理職が計画的に行うべきこと。
- ⑧ 生徒、保護者からの通級希望はあるが、担当教員の持ち時間数によって決めざるを得ない。通級開講 1～2 名もありうる。担当者は熱意をもって生徒の持つ能力の発揮にやりがいも感じているが、教科、分掌の軽減のシステムを指示して欲しい。

(4) 日本語を母語としない生徒

外国由来で日本語の理解に乏しく意思疎通の難しい生徒や保護者が増えつつあります。一人一人の生徒の実態に見合ったきめ細かな対応が必要であり、高校生活支援相談員の配置(会計年度任用職員としての位置づけの課題)、公的機関による文書翻訳の雛形の提示など、きめ細かな教育条件整備が重要な課題となっています。「就学支援金」・「奨学のための給付金」申請などでも申請漏れや支援から外れることのないように取り組んでいかなければなりません。また、進路において在留資格による制限が発生しうることも問題として認識しておかなければなりません。2023 年度から「高等学校における日本語指導」の特別な教育課程の編成・実施が認められるようになります。実際に取り入るところはまだないかと思いますが、将来の導入へ向けて研究していかなければなりません。

課題提起

富山いずみ高校 加藤 栄一

はじめに 簡単な自己紹介と 報告の流れ

長野教研の討論と研究の視点

- (1) 「子どものいま」をとらえてその背景を探ろう
- (2) 子どもの「学び」について語り合おう

1. 今の 高校生の姿と大学生の姿

授業中に前後、横の生徒と平気で話をする 教師の話すことがクラス全体にうまく伝わらない
一見まじめ、そして 指示待ち、指示されないとなかなか行動しない、安易な方向へ流れる姿勢
子ども化（幼稚化） 空き教室に空のペットボトル

グループ学習が一見成立しているが何をそこから学び取っているのか疑問

ゼミ担当の先生が辞めさせられても抗議しない大学生

（かつて学費値上げなど大学生は不当なことには抗議した シールズのような運動もあった）

授業前に電灯もつけずにスマホを見ている学生たち（誰か電灯ぐらいつけたら）

（関係性が希薄な中であえて自分が目立つ行動をとらない）

2. 学校現場で何が起きているのか

① 教師の置かれている状況の変化

時間的な余裕のなさと精神的な多忙感

連日、勤務時間を超えて学校にいるのに授業の準備やテストの採点は自宅で行う状況

人はある容量以上の情報処理（仕事）をこなそうとするとフリーズする

今の状況はいろいろな仕事が入ってくるフリーズしやすい状態になっている

新しい提案がされても意見が出ない職員会議、何も疑問を持たない若手教諭

課題を課して小テストをやることで満足する 手をかけることで自己満足 学習時間を気にする

保護者からのクレームをさかんに気にするようになった

原因1. 多様な入試制度による教師側への負担

原因2. 評価、ICT など政策的 に 教育への介入

原因3. 決まったものには従う、政策的なことは無関心、管理職の指示には従う教員の雰囲気

原因4. 保護者と学校との関係変化（学校はサービスを提供する場）

原因5. 民間業者の介入

（仮説）時間的な余裕があれば教師はもっと深く考えたり創造的な仕事ができるのではないか

押し付けられた仕事より個々の教師が自主的に考え、気軽に話し合える環境の方が教育の質が高まるのではないか

② 生徒の置かれている状況の変化

自由度が低くなった いろいろな課題に追われる 枠の中で主体性や探求心を求められる

校則の変更も学校側からの要請（一見生徒会が参加しているが）

（仮説）手を掛けない方が自主性が育ち、人間的に成長するのではないか

3. 変化の原因は新自由主義、市場原理に巻き込まれた教育現場

2000年 2023年に何が起こったのか

- ① 小泉・竹中の新自由主義
- ② 安倍政権下で2006年の教育基本法改悪 2007年の全国学力テスト
ゼロトレランス ○○スタンダード アクティブラーニングなど

結果 進路指導ではパソコンの画面を見ながらの面談

生徒との個人面接に模試結果のデータが活用され、学習面や進路指導について面談が行われる。

生徒も教師も模試の合否判定をうのみに。模試結果から△△大学はどうかと勧められる。

志望校を早く決めて、学習意欲を高める狙いだろうが、むしろ生徒の思いや困難に向き合うことが重要ではないか 早く進路を決めさせることで生きづらい学校生活になっていないか

- ③ 高校現場に民間業者が露骨に介入

総合的な学習、探究活動、進路講演、文理選択、全体保護者会などに業者介入

学校内での学年担当者と業者との頻繁な打合せ (ベネッセ、リクルート、マイナビ など)

4. 一教師から、未来の教育現場へ (私見です)

(1) 何事にも忖度をしない目の前の生徒がこれからの社会をになう主権者へと成長することを考える
教師自身が自らの教育に信念を持つこと 手段と目的を混同しない

(2) 職場、同僚と本音を話し合える関係性

信念を持った行動が共感を得ると大きな動きになる

(3) 植物を育てる感覚 子どもは種子という視点 時間的なスパンを伸ばして考える

太陽の光も、雨も、虫の発生も人力ではコントロールできない。

何が実を結ぶにせよそれは「天の恵み」(内田 樹氏)

教育はすぐに成果はでない。10年後 20年を経て生きてくるもの

(4) 道徳教育より市民教育 (名古屋大学 勇気ある知識人)

正義的批判者 今の社会のおかしい面を批判し、どのように改善していくか

主権者になるとはその社会の形成者になること 自分たちはどのような社会を目指していくのか

そのためにはしっかり学び、自ら考える必要がある その環境を用意するのが教師の仕事

(5) 夢や職業探しのキャリア教育より現実をどう考えどう行動するか

かつての 人生 フルタイムの教育期間 ➡ フルタイムの仕事期間 ➡ フルタイムの引退期間

現代はフルタイムという状況ではない

良心的な企業経営者なら次のように社員に語りかけるかも

「今の仕事で自分のスキルをまず磨きなさい。しばらくするといろいろな学習機会を与えるから、自分のキャリアを考えて学びなさい。異なる分野で活躍したければ異動の機会を与えるから、手を挙げなさい。今、身につけているスキルは一定期間しか通用しない。自ら学習し続けることが、必要である。現状維持だと50歳もいかないうちに退職してもらうことになる。今後必要なのは自ら学ぶ力と他とつながる力そして健康である」

職業に就いたとしてもその職業がなくなるかもしれないのが現在の社会である。いわゆるキャリアの分節が起こる社会であることを伝える。その中でどうやって自ら人生を創造するか、柔軟な発想や複数の選択肢を準備することも必要になる

時間があれば

1. 入試制度改革と高大接続改革 → 学力形成に大きな影響を与えた

センター試験がもたらしたもの 中部東海ブロック大学入試検討委員会での見解

① 言語力の低下

・漢字の読み書き能力と語彙力が低下している。言葉で論理をたどる力、言葉で論理的な説明をしたり、授業中重要なポイントを自分の言葉でノートにする（まとめる）ことがうまくできない。自分の思いや考えを適切なことばで相手に伝える力が低下、特に志望理由書が書けない。面接は準備したことを暗記して臨む

・2002年「英語が使える日本人」が英語教育改革へと 文法訳読からオーラル・会話重視への転換

⇒言語力の低下の要因ではないかと考えられる

② 知の量的不足と質的低下

学校教育に市場原理が入り込む生徒が消費者になり、学校は選ばれる商品になった

自分の持つ学力、学習行動で、できるだけ付加価値の高い進路に進みたい 学びの量的不足と質的低下が進み、生活知が貧弱になり、高校生としての共通教養が崩壊している状況

③ 知に向かう姿勢の劣化

興味が湧かないもの、必要性を感じないものには、最初から背を向ける生徒が増えた。知を高めるには、広い裾野が必要である。知の裾野を広げようという姿勢がない。進路に関係のあること以外授業を聴こうとする意欲すらない生徒が目立つようになった。また困難に挑戦していくよりも合格できそうで就職率が高い進学先を 選択する傾向がある。

学びより資格を 英検受験者の増加（持っていた方が良さそうだ）自分にとって役に立つものを選択する

物事の本質を理解しようとする時間がかかる。手っ取り早く点数につなげるためには暗記の方が効率的。各定期考査同様に日々の学習が暗記中心になってしまっているが応用の利く学習ではない 現在の状況はクーポン的な学力

※ 英語教師として感じること

「英語民間試験」を入試として利用 することについては、英語教育に歪んだ影響を与える可能性

「対策を立てて少し練習すれば得点上がる試験」よりも、「純粋に英語力を高めないと得点が上がらない試験」の方が、学力形成の面で良い試験である。民間資格試験、共通テストは、どれも対策本などをこなすことで、それが直に得点に結びつく傾向がある。現在都立高校で実施が予定されているスピーキングテスト（ベネッセが実施していたが撤退した）は大きな問題がある。

かつて高校生の英語学習の中心が文法そして英文和訳であった。日本語を母語とする日本人が英語という日本語と異なる語の配列、表現方法に気づき、そのことで母語との対比ができ、言葉に対する深い理解につながった。現在、授業が会話中心、試験も大量の英文（題材もパンフレットや案内文などが出題され、読むというより情報処理。中高生には文法、そして読解力、英文を書く力が大切であると考えるが本来、会話というのは表情や言葉の使い方、場面や相手いろいろな情報をインプットして行われるもの。多くの情報をインプットするとむしろ学びが単純になる。訳読のように単純な方が深い学びになるのではないかと？

「指導要領が改訂され、高校と大学がこれまでの知見によっては対応困難な評価を行うことが強制されれば、先行投資してきた特定企業にはまたとない商機が生まれ、教員・学校は彼らに従属せざるを得なくなるだろう」

引用『教育』 2015年3月 北海道大学 光本 滋

課題提起

(情勢と学校現場から)

I 戦争と平和、戦争体験をどのように継承するか。

1 イスラエル・パレスチナ「戦争状態」&ウクライナ侵攻

10月23日現在 イスラエル側犠牲者 1400人余り

パレスチナ側犠牲者 5000人強 (死亡者の40%は子どもたち)

「高校生です。最近ニュースで話題になるイスラエルの紛争ですが、正直言って何が起きているのかよく理解できていません。自分で調べろという話ですが、どなたか分かりやすく説明していただけないでしょうか？」(最近のWebサイトの投稿質問)

ロシアによるウクライナ侵略行為が開始された当初、高校生が平和解決を願う様々な行動があり、デモ行進や教師による解説授業を開講して要望に応じる動きがありました。ロシアのような身近な国の蛮行はやはり関心度が高くなります。

パレスチナ、イスラム組織ハマスによるイスラエルへの無差別攻撃を発端とする「戦争状態」に関しては中東情勢の複雑さに加え、宗教上の聖地の問題やユダヤ人迫害の歴史を踏まえると理解するためのハードルが高く、日本人にとって遠い国の出来事と感じている節があるのではないかと感じます。10月25日長野駅前の原水協、平和委員会、県労連合同の訴えの通り、一刻も早くイスラエル軍によるガザへの攻撃停止と両者の停戦、住民への人道支援が行われるべきと思います。

上記の質問のように高校生年代の若者たちは「何かしなければ」という思いはあるし、日本人の誰もが同じように感じていると思うのですが、方法手段無策ゆえ何もできないという現実から、事態を静観しているようです。yahoo!の世論調査によると「歴史を調べる」49%「情報を得る」39%の回答が圧倒的です。

・イスラム組織ハマスとガザ地区の住民をイコールと認識するのは間違い。(≠)

・ハマスの民間人の人質連行及びイスラエルへの無差別攻撃も、イスラエルによるガザ地区への空爆、封鎖、住民移動の強制も、どちらも明らかな国際法違反である。

・日本を除くG7はイスラエル全面支持、イラン・シリア・カタール・イラクはハマスの支持

・日本の立場 テロ攻撃を断固として非難、人道支援を最優先

双方への働きかけを強化し、事態の沈静化に向けて尽力

(日本は国連決議と同じ姿勢を貫くことで、欧米に追従せず、ユダヤとアラブの間の中立的な立場を示す。第三国として仲裁できる立ち位置を評価する見方もある一方で、アラブの反感を買えば石油資源を失うから、どちらにも肩入れできないという見方もある。)

2 コロナ禍以降の変化と沖縄の孤立

長野県内の高校生は入学と同時にほぼ100%スマートフォンを所持することで、生活スタイルが変化する。「新聞を読まない」「テレビも見ない」高校生が相当数いて、世界情勢すら知らずに毎日を過ごしている学生が急増している。教育機関がその役割を果たす必要性が高まる。ところが高校生活最大の平和学習の機会である修学旅行が大ピンチ。円安物価高騰とコロナ禍が重なり、現状のルール内

では9月10月の沖縄修学旅行費用が高騰して、沖縄行きを取りやめる高校がかなりあるようです。当然、校内での沖縄学習が成立せず、今までの蓄積も頓挫してしまう高校も出てきそう。

その沖縄は今、窮地に立たされている。コロナ禍の経済打撃だけではない。

普天間基地の移設先となっている名護市辺野古での軟弱地盤の改良工事をめぐり、工事を承認しない県に対して国が行った「是正の指示」が違法かどうか争われた裁判で、最高裁判所は「国の指示は適法だ」として上告を退ける判決を言い渡し、沖縄県の敗訴が確定した。辺野古への移設に反対してきた県は工事を承認する義務を負うことになる。

玉城知事は「判決が出ても、私が、沖縄における過重な基地負担の軽減、普天間基地の1日も早い危険性の除去、辺野古新基地の断念を求めるという意思に、全く変わりはない。引き続き、対話による解決を求め続けてまいりたい」と述べ辺野古移設反対の姿勢を維持する考えを示した。沖縄県民の多数の意見を代弁して。

3 戦争体験を若い世代に

コロナ不安が一段落して、日常の学習機会が戻りつつある。県内高校の修学旅行が広島・長崎になりつつある。(沖縄への思いをのこしつつ) 探究学習にて平和要素を重ねて行く流れを形成した学びを実現したい。コロナ禍で松代大本営地下壕、満蒙開拓平和祈念館、無言館など県内で平和を学ぶ施設の活用を推進された。本校では修学旅行事前学習の平和講話として長野空襲を経験された講師を招き(自分史を綴り語り継ぐ会)の紙芝居による講話を開き、生徒の感動を誘った。小さな実践だけど、生徒のために実施して良かったと思える機会を増やしたい。

II 今、憲法を教えることの意義

「原発処理水の海洋放出をめぐって」という記事が県内高校生に配られる「High School Times」に掲載された。安全性を国民や国際社会に理解を求める内容だ。中国の反発が反作用となって国内に「安全神話」が出来つつある。処理水を放出した日本の海水よりも原発廃棄物を流す中国の海水の方が放射性物質の濃度が高いというデータも暴露され(それはそれで問題だが)海洋放出に反対する世論が小さくなっている。全国漁業協同組合連合会は「科学的な安全と社会的な安全は違う。しっかりした安心を得られない限り」反対の姿勢を崩していない。

岸田政権の改憲の動きを危険視して、自民党「改憲草案」を読み返す。日弁連リーフレット「敵基地攻撃能力や反撃能力を日本は持ってよいのでしょうか？」が示す通り9条を蔑ろにしている点は許せない。草案では国民は「国家のために存在する」ことになっていて、「権力を縛る鎖」である憲法が、「国民を縛る鎖」になっている。人権については根本的に理解が間違っている。人間であることによって、すべての人が普遍的に、当然に持っている権利である人権を、不当に国家、政府等の公権力が侵してはならない。

草案の第19条の2「何人も、個人に関する情報を不当に取得し、保有し、又は利用してはならない」に関して、聞こえは良いように読めるが、要するに国会議員など公人に対する報道の自由を制限することが目的で、「国民の知る権利」を害します。「何人」とは私人であり、国家の情報収集は規制しないため、政権が如何様にも運用でき、とんでもないことになる条文です。

この自民党改憲草案は、世界の民主主義国家でいうところの「憲法」ではありません。

Ⅲ 日本で人権は守られているのか

仮に改憲草案が通されれば、我々の人権の制限、報道規制される世の中になります。マスコミの政権批判勢力をそぎ落とすことが狙いです。

かつて新聞や報道が国民を戦争協力へ誘ったことへの痛切な反省に立ち返り、マスコミは政治の圧力に屈することなく報道を続けてほしいと願う。

マスコミの二面性を認識したい。

安倍政権に批判的な民法の報道番組の選挙報道に当人が示した不快感の公言に、報道は萎縮し、それ以降、政権に付度してきた側面。ジャニーズ問題のように利害関係の中で付度が横行するなど。その結果、赤木さんのような悲しい事件に結びつく。

反面、一部のジャーナリストの追及、海外からの指摘により浮かび上がる問題に関して本来の在り方に戻る側面。「森友学園」「桜を見る会」「統一教会」「入管法」など市民の視点で問題を暴く本来の姿勢。

教科「情報Ⅰ」の教科書では情報リテラシーの学習とともに情報の信憑性について吟味して調べることを掲載している。よく吟味して真実を見抜く能力を育てたい。

旭川女子中学生いじめ凍死事件を例とする学校現場におけるいじめ、LGBTQ にみられるような国際的な日本の人権意識の低さ、長野県における未成年の自殺者数増加の問題など様々。学校環境が誰でも気持ちよく登校できて学べる環境にすることを目指して、平和な社会を願う教職員がたくさん学べる分科会にしましょう。

(文責) 篠ノ井高校 小宮山勝人

※ 様々なニュースソースをもとにして書きました。

今年は夏が長く続き異常な高温が続きました。また、3年前から続いていた新型コロナウイルスが2類から5類へ移行したものの、その影響は依然として存在しています。このような状況下において、学校では児童生徒や教職員の健康を一番に考えながら多くの行事が復活してきています。

新型コロナウイルスに関して、いまだに国より予算が降りてきています。従来よりも金額が少なくなっていたり、使用用途の制限があったりとひいき目に言っても使いやすい予算とはいえない現実があります。交付開始から数年たった今こそ、新型コロナウイルスに関する予算は適切に使われていたのかを改めて振り返るいい機会だと思いませんか。

新型コロナウイルスの影響は経済的活動にも暗い影を落としています。家庭においては一部必需品の値上がりの影響は当たり前のこととして、保護者の勤務先の営業不振による収入減も大きく報じられました。このような背景があり、新型コロナウイルスの影響による収入減も就学援助の対象事由となりました。実際にどれぐらいの家庭が就学援助に追加認定されたのか気になります。

一部自治体では以前より児童生徒の給食費一部補助が行われてきました。新型コロナウイルスの影響で一時的な給食費の補助や無償化を行った自治体が増え、県内では18町村が無償化しています。いくつかの自治体では新型コロナウイルス関係の補助金がなくなっても給食費補助を継続する方針が打ち出されています。

話は変わりますが、給食については会計上の処理として補助金による無償化と税金として扱う公会計化が話題に上がることが多くなっています。また、各種校内集金（学年費、旅行貯金、給食費など）は学校内で効率化できる業務として働き方改革の話題によく挙げられます。これら会計の在り方について校内で教員から離そうという議論がされる一方で、一部の職員への業務負担の偏りを生んでいます。

学年費や旅行貯金の内容について教員はかかわっていないのでしょうか。むしろ、決めて発注しているのは教員であるのに集金処理に全くかかわらないのはおかしいように思います。校内で児童生徒や保護者の立場に立った議論がされているのでしょうか。集金額だけでなくその内容もいま問われています。

長野県内では多くの校区で統廃合が進んでいます。私の勤務する自治体の周辺で見ると、栄村、飯山市、中野市、山ノ内町で学校統廃合の話が進行しています。地域の事情を考えて進んでいる場合もあれば、教育委員会から話が来て進んでいる地区もあると思います。地域の事情も様々ですが、通っている学校（校名や校舎）がなくなることは寂しいです。また、統廃合のために教職員もやることが多くなります。あなたの地域では今どのような状況でしょうか。

大きく変動している状況で今学校はどうなっているのでしょうか。「学校の今」と児童・生徒、保護者にできることを考えてみませんか。

課題提起

長門小学校 朝倉恭子

2023年5月より新型、コロナウイルス感染症は5類移行へという制度変更があり、蔓延防止対策としての外出の制限などの常にマスクをする生活から、児童生徒の様子も再び新たな変換機を向かえています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の流行が終息したわけではなく、変異株や更にはインフルエンザの流行も重なり、現場では相変わらず、急な学級閉鎖による私たちの仕事の内容や業務にかかる時間に大きな負担がかかっている状態です。

世界情勢では、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化による物価の高騰が続き予算の中で安心安全な食材で栄養価を正しく満たした学校給食の栄養管理を行っていくことに腐心し、栄養教職員の献立作成だけでは解決出来ないのではと限界を感じています。

そのような中で、児童生徒の現在、未来、一生涯にわたっての心身の健康を育む学校給食と児童生徒のWellbeing（自己実現）のために進めていく食育の在り方を模索し実践していかなければなりません。

全体課題提起の2「格差社会における教育」より

2023年7月に公表された厚生労働省による2021年の「国民生活基礎調査」では「子どもの貧困率」は11.5%、「子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の世帯の貧困率」は44.5%と報告されており、8.7人に1人が貧困である点や、一人親世帯の半数近くが貧困であるという事態は大きな問題です。個人要件・機関要件によって、対象者が限定されること等、問題が解消されない就学支援新制度の改善・拡充を進めるとともに、権利としての教育無償化、所得制限のない「普遍的な教育無償化」の施策の一つとして、教育としての学校給食を位置づけ、学校給食の完全無償化を求めていきたいところです。

全体課題提起の3「こども基本法」の施行と「こども家庭庁」の設置よりこどもの権利条約に対する国内法と位置付けられた「こども基本法」が2022年6月国会で可決成立し、2023年4月から施行されました。「こども基本法」は憲法と「子どもの権利条約」の4つの原則、①差別の禁止（差別のないこと）、②子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）、③生命、生存及び発達に関する権利（命を守られて成長できること）、④子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）取り入れています。その中で②子どもの最善の利益と③生命、生存及び発達に関する権利を行使するための学校給食の実施は出来ているでしょうか。

全体課題提起の5第4次教育振興基本計画と教育「大綱」より

第4次計画では、「個人と社会のウェルビーイングの実現」を長野県教育の目指す姿として、その実現には、「探求」や、「探求県」であることが重要だと提起しています。

実現には学校における教職員の労働条件、教職員定数など教育条件整備や社会改革や福祉の事業改善がなされなければならないと言えます。それは、子どもたちにとって教職員の職務が魅力あるものにするための必須条件です。

学校給食においても、6000食以上の施設での上限のない栄養教職員の3名の配置基準や慢性的な調理員の欠員により栄養教職員の業務が圧迫され、「個人と社会のウェルビーイングの実現」につながる食育や食育の生きた教科書としての学校給食の実施に支障をきたしてしまうことがあるかもしれません。長野県教育の目指す姿の恒常的な実現のためにも為にも、栄養教職員の仕事、調理員の仕事が子どもたちにとっても魅力的である必要があります。

しかし、令和4年度の実態調査には、勤務時間が長時間化している現状が多くよせられました。調理員の欠員があるのは、全体の22%あり、調理員の欠員によって栄養教職員が調理作業を負わなければならない施設もあります。採用された方が辞めてしまう問題と、募集に対して人が集まらないという現状があります。調理員の欠員があっても、安全な学校給食を提供するためには栄養教職員が調理、時には洗浄作業まで行う必要があります、本来の仕事をする時間が削られてしまいます。

そして、令和5年度の実態調査では、71施設中、28施設で調理員の欠員が生じており、39%という倍に近い割合に増加していることは、深刻な問題です。調理員の採用は市町村で行っているものですが、長野県採用の栄養教職員の勤務状況への影響を鑑みるに市町村だけの問題にしてはならないと感じます。長野県全体の問題として緊急の対策を求めます。

また、学校給食の民間委託の弊害とも言える、最近起こった事案として、広島市の食堂運営会社「ホーユー」が破産手続きを進めるに至り、学校給食などの提供を突然停止した問題があり、9月7日の共同通信のまとめでは、少なくとも19府県の48施設に影響がでているということでした。

過度な価格競争が一因とされ、帝国データバンクが給食業者に行った調査によると2022年度は実に34%の業者が赤字経営であったという結果によっても、問題は「ホーユー」一社にとどまらず全国的な給食業者の問題であることが分かります。

全国的に見ると自治体や地域により、学校給食の実施状況には大きな差がみられ、給食無償化や地産地消の食材導入など、いろいろな工夫をしている自治体と民間委託し、業者に丸投げなど学校給食に重きを置かない自治体とははっきりと分かれています。そのような二律背反な状況下で持続可能な世界の実現を目指すため、世界的に関心が高まっているSDGsについて、第4次食育基本計画の中でも目標12「つくる責任・つかう責任」に触れて、食品ロスの削減や生物多様性の保全について書かれています。

環境と調和の取れた食糧生産とその消費に配慮した食育の推進を図っていくことが求められています。その理想実現の一つとして考えられるのは、地域活性化、地域循環を図る有機給食の導入です。

完全給食が出来ていない自治体もあるなかで、近年注目が集まっている有機給食を導入していくことは、さらなる給食格差を生む、公平性を欠く施策等の批判があるかもしれません。

しかし、学校給食の理想を掲げ、学校給食全体の底上げをはかり、みんなが良くなるという意味では重要なことであると考えます。昨年度の県教研でご講演を頂いた農業史や食の思想史の研究者である藤原辰史氏は、「食うに食えないという生存の問題と、おいしいまずいというテイストの問題」がつねに給食には並存してきたこと、しかし、この二つは水と油の関係ではなく「給食とは、子どもたちの生存をおいしい食事で確保することである」と述べています。

子どもたち、学校給食を取り巻く環境は世界情勢にあわせて大きく変化し続けていきます。社会の変化に対応し充実した将来を実現していくためには、どのような施策、教育や食に関する指導が必要なのでしょうか。

これからの時代を生きる子どもたちの自己実現につなげる最善の利益、最善の成長、発達のための学校給食や食教育はどうあるべきか、ともに考えましょう。

課題提起

今年の夏は、連日異常な高温に見舞われ、全国各地で最高気温の記録更新になるなど地球温暖化を越えて地球沸騰化とも言われるほどであった。近年の異常気象は、年を追うごとに益々悪化しており、世界各地で災害が起きており、深刻な状況に向かえている。また、5月より新型コロナウイルス感染症が5類へと移行したが、未だに収束への見通しへの目途は立っておらず、多くの学校で感染者が出ているなどいまだに我々の生活に影響している。

世界に目を向けるとロシアのウクライナへの侵攻が始まって以降すでに2年近くの時が流れているがコロナの流行と同様に収束の目途が経っていない。さらにイスラエルとパレスチナの対立に至っては、このところ深まる一方であり連日のように報道されている。このような異常気象や世界情勢の不安定な状況をみると現在の現状では、持続可能な社会とは言い難い状況となっていると言わざるを得ない。このような状況を踏まえつつ、今後我々はどのような行動をしなければならないのかが、我々に課せられた重要な課題となってくる。このように大きな課題に直面している事に対して、我々は直ちに解決できる手段は、今の所持ち合わせていないが、僅かでも解決できるように日々努力をしていく事が大切である。このような意味においても日々教育の現場で活動している我々にとって持続可能な社会づくりを目指すための教育実践は、大切なものになる。

今回の分科会に提出されたレポートは、屋代高校の森嶋先生から「近隣の小水力発電と地元食材食品」と題する地域資源を活用する事による地域の活性化についての報告、また、諏訪市豊田小学校の両角先生からの「ネイチャービンゴで自然探し - 環境教育が人間関係作りや思いやりの心を育む手があるように - 」と題して子供たちの人間関係や思いやりの心を育む目的としてネイチャーゲームを実践した報告である。いずれも地域の環境や資源を活用し、それを学校教育の中に取り入れた実践レポートであり、これらのレポート報告を受けて地域の自然や資源が子供たちへの学習にどのように結びついていくのかを参加者の皆さんと議論を深めたいと思います。また、今回も共同研究者としてお願いしている曾、友川両先生から研究者の立場からミニ講義を実施して頂く予定になっています。レポートの数は、少ないですが、本分科会に課せられた課題は、山積してるように思われます。限られた時間ではありますが、参加者皆さんの意見をもとに議論を深めたいと思います。環境問題をはじめ学校や地域の課題を本分科会でみなさんと共有しながらその解決方法を共に学びましょう。

課題提起

(1) はじめに

今年2月に昨年の全県教研集会の図書館教育分科会においても好評を博したセーフティネット総合研究所長南澤信之氏をお招きし、「メディアリテラシー教育」を中心に講演いただくという形で青少年文化研究会の全県研究集会を行いました。

インターネット空間のネット情報に翻弄される現代人の思考を脳科学を基に解説していただいたり、今話題のチャットGPT（この時初めて聞きました！）を初め、肖像権 セブンイレブンのイレブンのnだけ小文字って知っていましたか？、著作権、書籍の引用といった学校での取り扱いで現場に必須の知識をご教示いただいたりして、「目からうろこ」とはまさにこのことだと実感することばかりでした。その時に「国民の3%だけが物ごとを考えればいい世の中になる」言われた言葉が非常に印象的でした。

(2) 高校生を取り巻く状況

生徒一人一台端末、教室の電子黒板が当たり前になりつつある授業展開に、私たち教員が教えられることは、非常に限られたものになってきたような気がします。AIの発達により、将来的に仕事が奪われる、あるいは今ある仕事のいくつかがなくなる、と言われて久しくなりました。教員の仕事もその中に含まれています。私は英語科職員ですが、教科書にはQRコードが印刷され、その読み込みによってモデルリーディングがストリーミング再生されるのは当たり前で、教材によっては音声認識ソフトによって、きちんと英文が発音されているか判定が行われるものもあります。Google翻訳などにより、簡単に英語は日本語に、日本語は英語に変換され、音声により翻訳されることも珍しいものではなくなりました。授業で指導できることは、端末の操作と、溢れんばかりの情報の中から、生徒に合った教材選びぐらいしかなく、もはや教える、ということではないような気がしてきました。またコロナ禍でZOOMを始めとしたコミュニケーションツールが発達したため、海外にわざわざ行かなくてもリアルタイムでの海外交流も限定的ではありますが、可能になりました。

(3) これからの学び

南澤先生から言われた「国民の3%だけが物ごとを考えればいい世の中になる」という言葉はかつて映画「1984」で描かれた監視社会、あるいは映画「ターミネーター」でのAIが自我を持ち、人類がどれだけ抗っても、AIに敵わず、その支配下に置かれるのではないかと、という危惧が現実になるという恐怖が差し迫っているのではないのでしょうか。

「総合的な探究の時間」が本格導入され、5年近く経過しました。各学校で未だ手探りの中、週何回かのコマ数で、あるいはまとめ取りなどで消化しているとは思いますが、これすらも「チャットGPT」を始めとしたデジタル機器やソフトを使えば、もっともらしい解答と発表ができてしまいます。すでに個々の思考は関与しない、と言っても過言ではありません。インターネット検索により、調べ学習、あるいは先行研究をなぞるだけで、自ら「探求」し、「発見」につながるようなものはないのではないかと感じてしまいます。便利さが探究心を奪ってしまったかのようです。

そんなとき私がいつも思い出すのがSteve Jobs(元AppleCEO)の「Stay Hungry, stay foolish」という言葉です。いろいろな解釈があると言われますが、私は「ハングリー精神があれば、食欲に新しいことを吸収しようと創意工夫ができる」のだと思っています。今あるデジタル教材を一掃すること

はもはや不可能でしょう。ましてや、世界的に一人一台端末であるような世の中で、情報難民になるような状況は考えられません。情報があふれかえり、便利さが苦勞というものを一掃しつつある中で、いかに「学ぶ」という「不自由さ」を作り出すかが、今の私たちに求められているのではと考えます。

(4) まとめにかえて

昨年の課題提起でも、修学旅行の平和学習のレポートを作成させた際に、コピーの切り貼りだけのものや参考文献が記載されていないものが多かったこと、本で調べた生徒が少なかったことが取り上げられていました。効率性が優先される世の中ではありますが、検索エンジンで求める情報にヒットして、それを解答とするのではなく、本当にその情報が正しいのか、批判意見はないのか、など取捨選択できる力を養わなければ、考えることを忘れ、盲目的に目の前の出来事（フェイクニュースを含む）に従順な生徒を作るだけの学校になってしまうのではないかと、今は考えています。

(文責 長野吉田高等学校 青少年文化研究会 上田孝)

1 県の現状について

県教委より発表された2022年度児童生徒の不登校の状況では、

- ・小学校 2,125人（前年度比529人増） 在籍比 2.10%（全国 1.70%）
- ・中学校 3,610人（前年度比499人増） 在籍比 6.63%（全国 5.98%）
- ・合計 5,735人（前年度比1,028人増） 在籍比 3.69%（全国 3.17%）
- ・高校 949人（前年度比162人増） 在籍比 1.84%（全国 2.04%）

となっており、小学校では2,100人を、中学校では、3,600人を超えました。不登校児童生徒数は10年連続で増加し、全国と同様に過去最多となっています。

県教委は不登校の要因として、「学校に係る状況」、「家庭に係る状況」、「本人に係る状況」に分類して調査をしています。

「学校に係る状況」としては、

- いじめを除く友人関係をめぐる問題 小学校 8.7%（全国 6.6%） 中学校 12.4%（全国 10.6%）
- 学業の不振 小学校 6.1%（全国 3.2%） 中学校 9.8%（全国 5.8%）が多い。

「家庭に係る状況」としては

- 親子の関わり方 小学校 14.0%（全国 12.1%） 中学校 6.5%（全国 4.9%）
- 家庭の生活環境の急激な変化 小学校 2.3%（全国 3.3%） 中学校 2.1%（全国 2.3%）が多い。

「本人に係る状況」としては、

- 無気力・不安 小学校 42.6%（全国 50.9%） 中学校 42.2%（全国 40.0%）
- 生活のリズムの乱れ・あそび・非行 小学校 8.1%（全国 12.6%） 中学校 7.9%（全国 10.7%）が多い。

不登校の要因の「学校に係る状況」では、小中学校とも「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が最も多くなりました。また、「本人に係る状況」では、「無気力・不安」が最も高いとされています。

県教委は、小・中学校における不登校児童生徒数の「増加の背景として、休養の必要性等の浸透や、生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況、様々な制限のある学校生活の中で交友関係を築くことなど、登校する意欲がわきにくい状況があったこと等が考えられる。」としています。新型コロナウイルス感染状況に応じて学級閉鎖や臨時休校を行い、単発の休みが増えたことから、子ども達の生活リズムが不規則なものになりました。また、学校行事の縮小や、給食時の「黙食」、校内での行動制限等があり、交友関係を築くことが難しく、登校する意欲がわきにくい状況が生まれました。新型コロナウイルスの5類移行後、学校行事や学校生活が元通りに戻りつつありますが、登校できない児童・生徒数は増え続けています。

不登校、登校拒否は、そもそも学校と児童・生徒との関係、地域社会、ひいては国の教育行政に関わる課題であり、「本人に係る状況」で多い「無気力・不安」も今の学校の在り方や教育行政の在り方に関わる問題ではないのでしょうか。「学業の不振」の割合が全国と比べて高いことについては、背景として学校において「全国学テ」や市町村独自「学力調査」などによる「学力向上」策と競争、それに伴う指導方法の画一化、家庭生活にまで学校が介入する実態があるなど同調圧力が強まり、子どもや教職員が追い詰められていること、地域社会においては、経済的困難や様々な要因により

保護者の養育に困難がもたらされ家庭が安心していられる場所となりにくくなっている事例が増えていることなどが心配されます。

長野県の現在の取組として、「スクールカウンセラーによる相談体制の充実や予防的取組」、「スクールソーシャルワーカーによる子どもを取り巻く環境等の改善と関係機関との連携」、「相談事業の実施による子どもたちへの悩みへの対応」(24時間子どもSOSダイヤルによる相談、LINE相談事業)、「不登校児童生徒に対する支援」(子どもと親の相談員配置による不登校児童支援、教育支援センターの機能拡充とフリースクールとの連携)、「SOS の出し方・SOS に対する感度の向上を支援」(子どもの相談力向上事業など)、「いじめの重篤化を防ぐ取組」(長野県)いじめ対応マニュアル〜いじめの重篤化を防ぐために〜)、を挙げていますが、不登校児童生徒数が増加し続けている状況を見ると、取組は不十分と言わざるを得ません。

長野県教委は、2017年度「不登校の支援について考える(「不登校への対応の手引き」改訂版)を作成し、各学校に配布しました。また、2018年度3月、「不登校未然防止及び不登校児童生徒への支援のための行動指針」を策定しました。「行動指針」では、不登校は「どの児童生徒にも起こりえること」「不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならない。」などとする一方で、『「新たな不登校を生まない』という視点に立った教育実践の見直し」を視点とし、「不登校の未然防止、早期発見、早期支援」などが強調されています。不登校をマイナスな現象としてとらえていること、「子どもに寄り添いその声を聴く」としながら、登校を目的とした取り組みを促すものとなっていること、少人数学級や必要な教職員の増など教育条件の整備に対する視点が不十分なことなど問題点もあります。

現場の状況はどうなっているのでしょうか。確かに、学校としての支援体制やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携、支援会議などの現場のとりくみは進んでいます。しかし、「手引き」や「行動指針」をマニュアルとして、学校現場には不登校の「未然防止、早期発見、早期支援」に努めることが求められています。そのために、「欠席1日目で確実に保護者と連絡を取り合う」「3日続けて休んだら家庭訪問すること」といったマニュアル的な対応に教職員は追われています。「とにかく数を減らさなくてはいけない」「とにかく学校に来させなくてはいけない」という「早期学校復帰対策」による圧力が、学校現場に、教職員、そして保護者や子どもたちにかけている状況が続いています。

十分な教職員が配置されていない学校現場で導入されている、小学校高学年における教科担任制、中学校における学年担任制をはじめ、研修や次々と新たな業務が持ち込まれ、教職員は疲弊しています。これでは、学校に行かれずに悩み、苦しむ子どもや親たちの気持ちを理解することにつながらないどころか、ますます子どもや親たちを追い詰めていくことになってしまうのではないのでしょうか。そうならないためにも、不登校という状況を通して訴えている子どもたちの気持ち・思いに、私たちの心を傾けて聴くことからスタートしていくことが求められていると思います。

また、家庭内葛藤、貧困問題、保護者の精神疾患等で子どもが安心感・安全感を育めず外界に参加するエネルギーを得られず不登校の状態になる事例、「発達凸凹」がありながら現場で十分な配慮ができない中で学校環境への「適応」が困難になり不登校の状態(または、教室以外の居場所登校)になる事例も増えています。少人数学級編成などのさらなる教育条件整備を求めるとともに、学校だけでは解決できないこのような問題を専門機関や福祉につなげていく必要があります。私たち自身が福祉について知り、連携を求め、一緒に子どもたちをめぐる問題について考えていくことが求められています。

2 子どもの声を聴く

不登校分科会では登校拒否・不登校を体験した青年のお話を聞くことができます。自分自身の体験を振り返りながら、素直に、そして、豊かに自らの思いを表現してくれます。そうした言葉から、何を感じ、何を受け止めることが求められているのでしょうか。

3 親の声を聴く

わが子の登校拒否・不登校に悩み、苦しんでいる保護者の方もいます。様々な機会を通して、保護者の思いと心を私たち教職員が一人の感性を持った人間として、どう受け止めるのかが問われているのではないのでしょうか。

4 学校のとりくみを聴く

学校へ来られない子がいる、という時の担任の動揺には大きいものがあります。「自分のクラスには不登校の子どもがいる。＝自分の学級運営の責任が問われている」と、自分を責め、苦しみ悩むのが担任の正直な気持ちではないのでしょうか。これまで、この分科会の中でもそんな担任の率直な気持ちが語られたり、校内でどうすることができるか試行錯誤している状況が話されたりしてきました。

そこでは、

- ・担任一人に負担をかけないこと
 - ・チームを作って、子ども・保護者・担任への支援について話し合うことが大切である
- という議論がされてきました。

しかし、その一方で気を付けておきたいことが指摘されています。校内でチームを作り、支援について話し合うことは大切なのですが、

・「どうしたら学校に来ることができるか」ということに話し合いの内容が偏ってしまっていないか。「学校に登校させること」が目的の話し合いになってしまっていないか。また、そうすることが不登校や登校拒否に対する支援だというとらえ方になっていないか。

ということです。「とにかく数を減らす」というプレッシャーが学校現場に押し付けられてきていることと無関係ではないように思えます。支援職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置などは進んできていますが、どう職場でそれらの職員と日常的に連絡を取ったり、連携したり、福祉とつなげたりし、社会的な支援へとつなげていくかということが今後の課題になってきています。

5 分科会が大切にしてきた二つのこと

1つは、登校拒否・不登校を体験した当事者の話、そしてその当事者を見守る家族（保護者）の話聴くことを大切にしていることです。体験した当事者、あるいは家族（保護者）が「そのとき何を思い、何を感じていたのか」、このことを直接聴くことを通して、私たち自身が日ごろ「登校拒否・不登校」について抱えている思いとは違う見方、考え方を提起されてきたと思います。2つ目は、分科会参加者自身が感じている思いを語り合う時間を持っていることです。感じていることや思いを率直に語り合います。それぞれの思いをじっくり、丁寧に聞き合うことを通して、「登校拒否・不登校」についての理解を深めていくことができる大切な時間になっています。

6 今までの分科会で明らかになってきていること

今までの議論の積み重ねを通して、不登校の子どもたち・保護者への支援として以下のような点

が明らかになってきています。

①居場所の確保

まずは、家庭が子どもたちにとって一番安心していられる場所になることです。そこでエネルギーをためた子どもたちは少しずつ行動を進めていきます。そんな時、同じ体験をしている仲間がいて、互いの思いを感じ合える仲間がいて、そんな様子を見守る大人がいる、そんな場所があることで子どもたちは安心して心を開放していくことができます。

それは、学校内であっても、学校外であっても必要な場所になっていきます。

②学校に相談窓口を設ける

子どもの声に耳を傾けたり、親の思いをじっくり聴いたりすることのできる教職員の存在が求められています。相談窓口として養護教諭や特別支援教育コーディネーターがその役目を担うこともありますが、最近はスクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の存在も大きな役割を担うようになってきています。それぞれの立場（専門性）を生かしながら、当事者の立場に立った支援の体制が大切になってきています。

③家庭と学校の連携

「子どもにとって何が最善の利益となるのか」を考えた支援・協力体制が求められています。親の悩み・要望などを聴くことを通して、親との信頼関係を築いていくことが大切なことです。

④学校と親の会など民間との連携

学校が全てを抱えるのではなく、地域の親の会、フリースクール、フリースペースなどの持つ力に依拠していくことが必要です。互いに情報交換をしながら、不登校に対する理解を深めていくことです。

⑤学校と家庭、福祉との連携

格差と貧困の背景として子どもたちが家庭を安定した「心の基地」とできない状況が広がっています。福祉の力を生かし、地域、社会全体で子どもたち、子どもたちの家庭を支える仕組みづくりが必要です。また、発達障害など個別の支援がなされずに学校生活を送る中で友だち関係のこじれや学習の遅れにより登校が難しくなってしまう事例も増えています。

⑥選択肢を増やすこと

小中段階では、中間教室、フリースクール、フリースペース、民間の居場所などがあります。高校段階になると、定時制、通信制、私立高校など選択肢が増えてきます。進路を含めて、様々な情報を子ども・親に提供していくことで、子どもが選択できる幅が広がっていきます。これは学校として大事なこととなります。

7 今年の分科会では

今年も、学校現場でのとりくみを始め、当事者の体験談を聴いたり、地域や民間のとりくみなどを交流し合ったりしたいと思います。また、参加者自身の思いも出し合いながら、子どもや親の気持ちに寄り添うことの大切さや支援の在り方を考えていきたいと思っています。

課題提起

はじめに

「ジェンダー平等」を達成できた社会・学校現場とはどんな場所になるのだろうか。それを想像することは何だか難しいように思う。なぜなら、悲しいほどに根深い問題があり、日常の至る所にジェンダー差別・ハラスメントが存在し、人々を抑圧し苦しめているからだ。「ジェンダー平等」を声高に訴えることで攻撃に晒されたりもする。「フェミニスト」というラベリングに対する偏見もある。「ジェンダー平等」についての議論は何故か感情的なものになりやすい側面があるように思う。だからこそ、この教文会議の場は、だれもが安心して意見を共有できるセーフスペースである必要がある。今回はご講演とワークショップを軸に、語り合いの場をなることを願う。トピックの1つである「包括的性教育」とは、性を生殖・性交のことだけでなく、人権教育を基盤に人間関係を含む幅広い内容を体系的に学ぶことを指し、現在その充実が課題となっている。

以下の2点を中心に意見共有を行い、学びを深めたい。

討議の柱①ご講演「ジェンダー平等と高校教育の課題」

杉田真衣先生(東京都立大学)

討議の柱②実践報告+ワークショップ

「人権教育としての包括的性教育～自分を護る・相手を護る～」

佐藤良裕先生(東海大諏訪高校)、授業実践者

I 討議の柱とレポートのテーマ・氏名

《討議Ⅰ》

討議の柱：ICT を活用した授業づくり

1. 『課題提起』 / 大町市立大町中学校 藤森祐介 教諭
2. 『中学校における ICT の効果的な使用場面について』 / 塩尻市立丘中学校 丸山哲理 教諭
3. 『ICT を活用した指導と評価の一体化をめざす国語科の授業づくり』
/ 上田市立川辺小学校 池田駿介 教諭
4. 『「力強く学び続ける子どもの育成」～子ども視線に立った手立てを通して～』
/ 飯田市立旭ヶ丘中学校 小林双美 教諭
5. 『〔知識及び技能〕の「情報の扱い方に関する事項」の評価について』
/ 中野市立中野平中学校 小柳元樹 教諭（当日欠）

《討議Ⅱ》

討議の柱：「学び」とは

6. 『本時の「つける力」を児童が身につける学習活動
友だちとやってみよう「わかった」が育つ授業づくり…「対話」のあり方について』
/ 安曇野市立豊科南小 藤松文香 教諭
7. 『わかった 和歌の心』 / 宮田村立宮田中学校 倉科宗和 教諭
8. 『中学校国語 説明的文章教材における問いの構造化と評価の開発』
/ 大町市立大町中学校 藤森祐介 教諭
9. 『認識の転換～多様なものの見方・考え方に触れる』 / 長野東高等学校 牧内淳一 教諭
10. 『「書きたい子」そして「書ける子」に
～「書きたい」と、言わせたい指導と書きたくなる指導の違い～』
/ 長野市立豊栄小学校 溝口利恵 教諭

II 報告と討議の内容

1. 『課題提起』は「学習指導要領に関わるこれからの国語科の課題」と題し、まず「評価」について、いわゆる「成績評価」ではなく、子どもをどう見るかという本質的・根源的なものとしての投げかけがあった。また、OECD Education2030 プロジェクト「ラーニング・コンパス」に触れられた視点が、今後の議論の足がかりになり得ることが指摘され、現場などでの議論を投げかけた。

2. 『中学校における ICT の効果的な使用場面について』では、「ICT を使うこと」が目的になっているかもしれないという分析を基に、効果的な使用場면을模索していく様子が報告された。発言が苦手な子どもでも進んで学習活動等に取り組むなど効果的な使用方法がある一方で、学習は広まっても深めるという面では課題が残るという指摘もあった。しかし、生徒の能動的な活動や創造力の涵養など

も認められるため、効果的な使用方法について、さらに研究をしていきたいとまとめた。

3. 『ICTを活用した指導と評価の一体化をめざす国語科の授業づくり』では、ICT機器のメリットを生かした授業づくりの実践について報告された。特に、音読テストでは子どもたちが練習の成果を動画に残すためにより良いものが残ることになったり、吃音に悩む子どもの負担軽減につながったりしたといった報告はICT機器のメリットと言える。

4. 『「力強く学び続ける子どもの育成」～子ども視線に立った手立てを通して～』では、文化祭企画の意見発表におけるプレゼンテーションを通し、自分たちの住む地域への理解を深めていく取り組みを中心とした実践報告であった。また、授業の実践報告では、ICT機器を用いて生徒間の情報共有に活用する取り組みが報告された。

6. 『本時の「つける力」を児童が身につける学習活動 友だちとやってみよう「わかった」が育つ授業づくり…「対話」のあり方について』は、学習リーダーを立て子ども同士がつながりを実感できるように展開された授業の実践報告。自由進度学習の展開などで質問があり、さまざまな角度からの提言があった。

7. 『わかった 和歌の心』では、俳句の授業で培った鑑賞力を和歌に広げてより深めることを目指した取り組みの実践報告。いわゆる「三夕の歌」から、最も秋の寂しさにふさわしい歌を選ぶという学習を通して、和歌の心を理解する取り組みであった。ICT機器を用い、対話を展開することによって学習を深めることにつながった。

8. 『中学校国語 説明的文章教材における問いの構造化と評価の開発』では、中学校での説明的文章教材を用いて、生徒が対話を経て学び・理解を深めていく過程が報告された。「対話的な学び」が近年キーワードになっているが、いわゆる「アクティブ・ラーニング」的な生徒間の対話にとどまらず、さまざまな対話のスタイルがあることが指摘されている。そのような学習活動の様子が丁寧にまとめられていた。

9. 『認識の転換～多様なものの見方・考え方に触れる』は高校現場からの唯一の報告。『富嶽百景』と聞くと我々は太宰治のそれを通常は思い浮かべるが、中島京子による同名の作品から、多様なものの見方・考え方を知り、自らの見方・考え方に向き合うことを考えさせた。生徒も学習を通してさまざまな考え方があることを読み取った。

10. 『「書きたい子」そして「書ける子」に ～「書きたい」と、言わせたい指導と書きたくなる指導の違い～』では、担任クラスの一人の児童を追跡し、作文は苦手だが豊かな発想と発言にあふれる児童をゆっくりじっくりと指導していく様子が報告された。また、作文が無理なら俳句川柳形式で表現してみようと考えた取り組みについても報告があった。

Ⅲ まとめと今後の課題

昨年度、事前の打ち合わせのあとで多くのレポートが届けられたということを知ったので、同様の展開になるであろうことを想定して討議日程を組んだ。したがって、昨年度は共同研究者の先生にも当日持ち込みのレポートをご用意いただいたが、本年度はそれをしなかった。結果的に前年を上回るレポート（当日欠を含む）が寄せられた。

実践報告を通して、改めて現在の国語教育が抱える課題や今後に向けた可能性が議論できたのではないか。ICT 機器に関しては、批判的に捉えるのではなく、いかにして有効に活用するかを追究する報告が多く見られた。また、読解を通して生徒・児童自身が自らと向き合い、より学習を深めていく報告もあった。共同研究者からは自由に多角的に発言していただき、討論を深めることができた。

レポート 1 本あたりの時間が十分に確保できなかったことと、参加が限定的になってしまうことが課題だが、多くの参加を得て多面的・多角的な意見交流で実践報告を深められたらと願っている。

文責＝丸子修学館高等学校 遠藤博史

1 レポート発表

討議の柱1：実践から学ぶ「さまざまな学習のあり方」について

- 1) 課題提起 丸山 大樹（飯山高）
- 2) 対話を促す授業づくり 盛田 彩花（丸子修学館高）
- 3) オーストラリアとの交流 実践報告 中田 達弥（松本市立開智小）
- 4) リテリング指導のあり方～Unit Question の設定について～
鈴木 殊恵（飯田市立高陵中）
- 5) 共同研究者による「新しい学びの指標」ミニレクチャー
中村 洋一（清泉女学院短期大）

討議の柱2：実践から学ぶ「さまざまな学習のあり方」について

- 6) 単元を通して力を育む単元構想 武田 彩実（木曾町立開田中）
- 7) 須坂高校の「アカデミックチャレンジ」について
室井 明（須坂高）
- 8) 子どもたちが自信をもって考えや気持ちを伝え合うようになるための外国語活動の授業づくり
はどうあったらよいか 大塚 亜耶（辰野南小）
- 9) 既習表現や新出表現を用いて、自分の考えや気持ち、事実など、伝えたいことを相手に正しく伝えるように英語で表現するための指導のあり方～生徒が表現したい、伝えたいという願いを持ち、主体的に追究する学び「思考力、判断力、表現力等」を育む言語活動を通して～
長田 彩（伊那市立伊那中）
- 10) 共同研究者からコメント、まとめ

2 報告・討議の内容の概略、問題になったこと、明らかになったこと

前半、後半とも、「実践から学ぶ『さまざまな学習のあり方』について」をテーマに、レポート発表、講義を中心に質疑応答などを行う形で討議した。レポートは生徒が主体的に英語を学習する姿勢をどのように評価するかという観点からの前向きな取り組みであり、参加者からも活発に質問や意見などが交わされ、小中高大、それぞれの立場から現状報告や実践の交流をした。

3 来年度への課題・要望など

オンラインで3回目の開催となったが、運営等については、これまで同様、特に問題なく行えた。

一方で、広報や参加者を増やす取り組みが十分に行えず、参加者を増やすことはできなかった。来年度は、対面での実施を模索しながら、参加者を増やせるように努力したい。

I 討議の柱とレポート

- ・討議Ⅰ：『子どもたちが授業に主体的に取り組み、学習内容を自分ごととしてとらえ、身に付けるために必要なこととは何か。』

「九州地方の学習に地域の人々の営みを応用した実践」

中島博文（茅野北部中学校）

「地元企業で働く人々の想いに注目した実践」

和田亮（赤穂小学校）

「プログラミングを活用したケッペンの気候区分の学習」

上條隆志（上田染谷丘高校）

「ICT教育の本格化に伴うタブレット活用事例研究」

牛山啓（辰野高校）

- ・討議Ⅱ：『現代の世界情勢を踏まえ、日本が掲げる「平和主義」を授業でどのように扱っていくべきか。』

「『新たな戦前』にしないための憲法学習—『ミサイル』を教材に一」 大日方光（野沢南高校）

II 報告と討議の内容

- ・「九州地方の学習に地域の人々の営みを応用した実践」中島博文（茅野北部中学校）

九州地方の農業で行われている工夫を、学校がある茅野市の工夫と比較しながら学習し、知識を身近なものとして習得すること、地域の人々の思いに目を向けることをめざした実践である。鹿児島県、茅野市ともに農業が難しい土地でありながら、農業を発展させてきたところから生徒の興味を引き出し、さまざまな資料を提示することで、生徒たちが人々の取り組みや努力を読み取れるようにしていた。言葉だけを知識として覚えるのではなく、実際に目で見てイメージできるもの、その背景にある人々の営みと関連づけて学ぶことで、活用できる「生きた知識」として身につけることに効果的であったという意見が出た。一方で、今回の実践では、農業にとって厳しい環境を乗り越えた人々の「生き方」に焦点を当てる、ということも重視していたが、農政などの集団としての工夫と、一人一人の人生をしっかりと区別することも大切であり、どちらをより重く見るかで資料も変わってくるのではないかという指摘があった。

- ・「地元企業で働く人々の想いに注目した実践」和田亮（赤穂小学校）

小学校社会科の工業について学ぶ授業で、地元企業に注目した実践である。児童の考えを深められるような資料の提示と、児童たちが意見を持ち寄って話し合える場の設定を重点に置いていた。本実践では、地元企業を取り上げ、そこで働く人々に焦点をあて、人々の思いも資料として用いたことで、社会科の内容をリアルなものとして児童がとらえ、考えることに有効な実践であったという意見があった。話し合いについては、児童一人一人が自分で資料を選び、読み取る手法をとったことで、他の児童がどの資料を選び、どんな答えにたどりついたのか、意見交流をする児童の姿も見られた。一方で、意見交流が単なる情報交換の場面になってしまったこと、意見交流を通して自分の考えを深める姿があまりなかったことが課題として挙げられた。小学校社会科の工業について学ぶ単元で、本実践のように経営の部分に目を向けることは、産業を理解するうえで重要なポイントなのではないかという指摘もあった。本実践が重視する児童の積極的な意見交流や、考えを深めることをさらに活発にするには、単元の組み立てを再検討したり、反対意見との討論をしたりといったような工夫が必要であるという意見が出た。

- ・「プログラミングを活用したケッペンの気候区分の学習」上條隆志（上田染谷丘高校）

地理分野ケッペンの気候区分について、13の気候区分を覚えることに苦戦する生徒が多いという現状がある。そこで、情報の学習と合わせて、気候区分を判定するプログラミングを開発する活動を

行うことで、生徒が主体的にこの単元の授業に取り組めるようにするという実践提案である。教科書の内容をノートに書き写すだけでは、機械的で思考することがない作業になってしまうが、プログラミングを開発するという活動にすることで、判定するために必要な気温や降水量の数値を主体的に調べたり、班の仲間と協力したりすることができる。また、プログラミングには正解がないため、より使いやすいものを作ろうとすることもできる。明確な答えが教科書に書いてある問題を授業で考えるだけではなく、正解がわからないもの、いろいろな正解があるものを授業で扱いたいということが提案者の思いであった。生徒が主体的に取り組むこと、活動としてケッペンの気候区分が記憶に残ること、その二点において有効な実践になるのではないかという意見が出た。気候区分に関して、地球温暖化や異常気象などの現在の気候状況に目を向けると、ケッペンの気候区分に照らし合わせて変化している箇所が地球には多い。生徒が作ったプログラムを活用しながら、現在の気候に目を向けると、新しい発見があるのではないかという指摘があった。

・「ICT教育の本格化に伴うタブレット活用事例研究」牛山啓（辰野高校）

児童生徒一人一台端末が導入され、タブレットを授業でどのように用いているのかについて、情報共有を行った。Googleのクラスルームやロイロノートなど、用いるプラットフォームはさまざまであるが、意見交換を行ったり、課題を提出したりすることについて、小中高通して活用が広がっているということがわかった。教員側がもっと使いこなせるようになることで、よりICTを有効に活用できるようになるのではないかという意見があった。

・『『新たな戦前』にしないための憲法学習—『ミサイル』を教材に—』大日方光（野沢南高校）

軍備強化、憲法改正議論が進む現在の日本で行われていることに対してどのように考えるのか、日本はどうしていくべきなのかを生徒に問いかけ、考える機会をもった実践である。この実践においては、日本が導入する兵器の詳細や、他国との条約の内容をわかりやすく説明したものを資料として用い、生徒の施行を深める補助としていた。自衛隊に対しては国を守るためなので必要、という考えをもっていた生徒も、自衛隊が導入している兵器を知ると、そこまでのものが必要なのかと考えることもある。教員側が戦争や憲法、現在の国際情勢に対してどれだけの知識をもち、どこまでを資料として提示するかで、授業内容や授業を通して生徒が到達する姿は大きく変わってくる。私たち社会科を授業で扱う教員が、現在の世界、日本の置かれている状況、起こっていること、課題をよく理解し、児童生徒に適切に示せるようにならなければならないという意見があった。世界で今まさに戦争が起こっている中で、社会科として「戦争と平和」についての話題を避けて通ることはできない。小学校、中学校、高等学校それぞれの現場で、私たち教員が何を子どもたちに語れるのか、語るべきなのか、真剣に考えていかなければならないということが共有できた。次回以降、「平和・人権と国際連帯の教育」分科会との連携も視野に入れて、「戦争と平和」について取り上げていかなければならないという指摘があった。

Ⅲまとめと今後の課題

実践報告と討議を通して、生徒が主体的に、他者と関わりながら、知識を身近なものに関連づけて捉えることができるよう、さまざまな工夫を重ねていくこと、そして世界で起きている戦争について教員がしっかりと知識を身につけ、児童生徒に語れるようになることの重要性、必要性を確認することができた。では、どのような工夫ができるのか、どのような知識を身につけ、どのようなことを語るのかについては、それぞれの現場で実践を重ね、検討していかなければならない。

I 討議の柱とレポートのテーマ

討議の柱1 小学校の実践を中心に

1 課題提起および具体的な実践の提案

大町中（大北）宮川 康浩 山ノ内東小（下高井）小林 一久

2 指導に難しさを感じる場面の指導方法の提案（小5，6年） 広丘小（松塩筑） 中島 洋

3 「協働の学び」を活かした授業を目指して（小3） 小谷小（大北） 稲葉 陽子

4 ICT、「ジャンプの課題」を活用した「学び合い」の授業づくり（小6）

上田西小（上小） 畔上 洋太

討議の柱2 中学校の実践を中心に

5 ICTを活用した証明の構想を立てる指導について（中2） 諏訪南中（諏訪） 宇治 貢

6 一次関数の導入の改善 「うさぎとかめ」を題材とした概念獲得型の学び（中2）

波田中（松塩筑） 藤原 賢志

7 数学的に解釈することや表現することについて

辰野中（上伊那） 小平 理

II 報告と討議の内容

1 課題提起とその具体的な実践について

詳しくは課題提起を参照していただきたい。

2 指導に難しさを感じる場面の指導方法の提案（小5，6年） 広丘小（松塩筑） 中島 洋

小学校高学年における指導が困難と思われる教材を、どのように考えて指導したかについての報告。線分図の使い方、面積図の使い方など、子どもたちにとってわかりやすく納得できるものはどれかを学年会で検討して実践。どれも、子どもたちには好評であったという。

小学校における授業作りの際、学年内で同じ進度でという意識が働くが、逆に自分が得意とする教科を先行して行い、その結果から学年内で問題点や改善策を検討して実践すると、良い結果に結びつく。また、小学校の研究が、研究のためにするものにならず、教材研究的な研修色の強い研究となるように改善したらどうかという提案も行われた。

3 「協働の学び」を活かした授業を目指して（小3） 小谷小（大北） 稲葉 陽子

大北地域では、どの学校も「協働の学び」を実践している。その中で子どもたちが個人で考える時間をどれだけ取り、グループ学習をどのタイミングで取るのが良いのかについて検討してほしいという報告者からの投げかけがあり、そこを中心に議論が行われた。「学びの共同体」を提唱した佐藤学先生は、できるだけ早く、授業開始5分後くらいからグループにできることが大切であるとしている。相談したい人も、個人で考えたい人も、グループの形で行えばよいという発想である。無理にグループ内での対話を行わせなくてもよいのではないかという意見もあった。グループ学習に関して、大いに参考になる議論であった。

4 ICT、「ジャンプの課題」を活用した「学び合い」の授業づくり（小6）

上田西小（上小） 畔上 洋太

一人一台端末の時代となり、ICTを活用した授業の構築と、協働的な学びづくりを行うための「ジャンプ課題」の作成を中心に実践を行った報告。「ジャンプ課題」は教科書の内容を超えたレベルで設定される問題で、全員で確認する共有課題をうまく活用して解くことが要求される。このときにクロームブックのジャムボードを活用し、友達の考えを共有しやすくしながら、考えを深めるようにした実践が進められている。ジャムボード機能が使えなくなるなどの情報もあり、今後の実践の方略も検討しているところであるという。ジャンプ課題の作り方も今後の課題となっている。

5 ICTを活用した証明の構想を立てる指導について（中2） 諏訪南中（諏訪） 宇治 貢

証明の構想を立てる際に、数学の苦手な生徒も取り組みやすいように、PowerPointを使って証明の要素を並び替える教材を作り実践した報告。今までは何もできずに終わってしまった生徒もいた中で、並び替えを行い、積極的にかかわれるようになった。しかし、実際にかけるようになるにはまだ工夫の余地があり、今後証明を書く指導をどのようにしたらよいか課題となった。

6 一次関数の導入の改善 「うさぎとかめ」を題材とした概念獲得型の学び（中2）

波田中（松塩筑） 藤原 賢

志

必然性のない一次関数の導入では生徒の意欲が引き出せないと感じ、「ウサギとカメ」のお話をグラフ化したものを準備し、生徒に読み取らせた実践。テレビ番組でも同じようなグラフが出題されており、生徒が魅力的に感じる内容になった。また、一次関数の応用で同じ問題をぶつけることで、学習した内容から、導入時にわからなかったことが導き出され、学習の成果を確認できるようになった。課題として新しいウサギとカメのお話を作り、提出を促したところ、意欲的な作品がたくさん出てきたことから、興味のある教材にはきちんと反応が返ってくるようになった。

7 数学的に解釈することや表現することについて 辰野中（上伊那） 小平 理

レポーター不在であったため、検討されなかった。

Ⅲ まとめと今後の課題

- 1 来年度は各支部の地区教研がコロナ前のように行われると思われるので、レポートの増加が考えられる。日程的に2日開催となる方向も検討しておく。
- 2 レポートの内容が多岐にわたり、いろいろな角度から提出されてきている。意欲的な授業実践が多くみられるので、一般参加者も含めてより多くの人に参加していただきたいと考える。
- 3 高校のレポート及び参加者がなかったので、検討課題としたい。

I 討議の柱とレポートのテーマ・氏名

共同研究者氏名(所属)	大島 賢一 (信州大学教育学部)			
分科会役員氏名(学校名)	三澤 理彦 (安曇野・穂高北小学校)			
	長岡 香里 (佐久・野沢中学校)			
	川口 海斗 (諏訪・富士見中学校)			
時間割	レポート題名	学校 (支部)	氏名	
討議Ⅰ 13:00 ～ 15:00	討議の柱：身近にある生活やデザインを生かし、生徒が自ら発見・探求することができる支援や題材設定のあり方とは。			
	1	課題提起：	穂高北小 安曇野	三澤理彦
	2	心と心を繋ぐ美術の役割 ～ユニバーサルデザインの制作を通して学んだこと～	豊科北中 安曇野	長尾小百合
討議Ⅱ 15:10 ～ 17:00	討議の柱：様々な実践を通して、図工・美術教育における日々の工夫や悩みの共有を図り、これからの県教研図工・美術分科会のあり方を考える。			
	3	先生方が持ち寄ってくださった日々の実践から、日頃の指導の工夫や悩みを共有する	野沢中 (佐久) 富士見中 (諏訪)	長岡香里 川口海斗
	4	今後、より県教研を盛り上げていく工夫や魅力ある分科会とするための意見交換	穂高北小 安曇野	三澤理彦
討議Ⅲ 17:00 ～ 17:30	5	共同研究者よりご指導	信州大学 教育学部	大島賢一
	6	まとめ「今後の県教研・図工美術分科会のあり方について検討」		

1, 図工・美術教育における課題とは

図画工作や美術を指導していると「ぼく、絵が下手だから図工は嫌いだ」「私は立体作品を作るのは好きだけど、絵画作品は色をうまく塗れなくて苦手です。」といった声をよく耳にする。学校教育の現場や保護者を含めた社会から求められている「図画工作・美術」の価値は「作品をうまく完成させること」に主軸が置かれていると未だに感じることもある。「上手い」「下手」という評価を子どもたち自身が常に意識し、格付けしてしまう。学校現場では特に「図画工作の指導・評価に自信が持てない」という教師側の思いが「より写實的・より洗練された作品」を生み出すことが「指導力」としての価値であるように感じてしまうこともある。これらはコンクールなどへの参加がその傾向をさらに助長し、教科として目指すべき目標にさえなってしまう現実もある。結果的には、児童・生徒の表現活動（特に描写）に対する苦手意識を形成してしまい、教科そのものに対する意識も嫌いにさせてしまっている可能性がある。

「図画工作では、児童一人ひとりの思いや考えが尊重されるような学習空間、それらが否定された

りつぶされたりすることのないような温かい学習空間でないと、目指すべき児童の本当の表現は、生まれてこないであろう。」(※1 より) とは鉤治雄の言葉である。私たちは日々授業を進める中、授業時間数までに作品を完成させなくてはならない、自分の好みに左右されないよう子どもたちに課題を与える指導方法、基本的な用具や材料の管理や準備、造形遊びなど決められたゴールが見いだしづらい活動の指導のあり方や評価、どの児童も夢中になって取り組める題材など、多くの悩みや困難さにとぶつかってきている。そしてそれらを乗り越えてきた実践もある。今一度、県教研の場で「自分の悩み」や「自身の実践」を持ち寄って、子どもたちの造形活動について語ってみる意味があるのではないかな。

2, 課題提起

はじめに、「身近にある生活やデザインを生かし、生徒が自ら発見・探求することができる支援や題材設定のあり方とは。」を討議の柱として、2本のレポートを紹介していただく。自らの周囲から優れた造形やデザインを見だし、自ら探究していく生徒の様子を紹介していただきながら、題材の優れた可能性、授業展開・環境設定の工夫などを学んでいきたい。

次に「様々な実践を通して、図工・美術教育における日々の工夫や悩みの共有を図り、これからの県教研図工・美術分科会のあり方を考える。」を討議の柱として、参加者の皆様が持ち寄ってくださった実践などを鑑賞したり、お話を伺ったりする時間を設けていく。もちろん、成功実践だけでなく、「指導や評価に対する悩み」を相談し、共有する時間になってもよい。多くの仲間と共に、子どもたちの姿や作品で語り合う時間としたい。

3, 参考資料

「図工・美術科教育における現実的な課題 体系的な教科カリキュラム構築の意義」 降旗 孝 著
(※1)「学校現場における図画工作教育の課題」降旗 孝 著 (山形大学地域教育文化学部)

II 報告と討議の内容

1, 実践発表 長尾小百合先生 (安曇野・豊科北中)

テーマ「心と心をつなぐ美術の役割」2年生の授業

- ・1年時、安曇野の新たな名物となるおやきのパッケージデザインの授業を行う。(信州サーモンとチーズ、アップルパイなど) 届けたい相手の気持ち、ニーズ、年代を意識し、色彩の知識やポスターカラーを用いて制作した。美術が日常生活と関わることを実感することができたが、社会を豊かにしていることまでは伝わりきらないと感じ、2年時にユニバーサルデザインを扱うと計画した。
- ・豊科北中人権教育の「差別をなくし多様性を認める」「心豊かに育って社会に出る」というワードを基に計画した。
- ・美術の授業を通して、みんなに使いやすい「もの」「まち」について考える。
- ・夏休みの宿題として便利グッズについてまとめる。(キャッチコピー、工夫点など)
- ・道徳の授業でも、社協と連携してユニバーサルデザインに触れたりまつもとユニバーサルデザイン研究会と協力してアイデアを形にする課程を紹介してもらったりした。学んだUDの考えを基に形に焦点を当てた「みんなにとって持ちやすく、落としづらいコップ」の制作を行った。他にも、デザインの工夫に焦点を当て、生徒と共に100円均一ショップへ行って文房具を見つけ、使いやすくするための企画書作りを行った。
- ・文化祭で展示し、社協・地域の方々に見ていただき、意見をもらえるようにしたり、生徒同士で企画会議を行ったりと、他者の視点を取り入れられるようにした。
- ・他者のことを考えて思いやりをもったデザイン＝ユニバーサルデザインだと気付く生徒の姿があ

った。

- ・今後の展開 まつもとユニバーサルデザイン研究会のベンチのコンクールに参加する。中学校近くの美術館などに行きユニバーサルデザインをみて、体験する時間を設け、ベンチに特化して考えたため、子どもならではのアイデアが発想されていた。

2, 参加者の感想

- ・発表者の永尾先生は、外部との連携をつなぐことが得意。
- ・中学生の年齢に即した題材である。ベンチの題材での、粘土でマケット作りを行うことがとても効果的でよい。
- ・題材について、今までにあるものを使いやすくするために工夫する、となると、どうしても足し算ばかりになってしまいがち。
- ・ベンチのコンテストについて、使いやすいとはどういうことか、美術らしいユーモアあるアイデアを考えることができる。子どもが考えるユニバーサルデザインを認め合える空間がとてもよい。
- ・生徒たちが自然発生的にアドバイスしたり話し合ったりして、学び合う姿があり、よい。
- ・面白い取り組みがたくさんある。
- ・ユニバーサルデザインと考えると幅が広くなりすぎてしまうので、地域とのつながりの中で、具体的な〇〇に使いやすくなってもらうには、と考えるものよい。
- ・養護学校勤務時代、教材等その子どもに使いやすいための工夫をたくさんしてきた。安曇野養護学校の生徒と関わる機会にもつながるかもしれない。
- ・企画書作成が面白い。
- ・アイデアが、本当にユニバーサルデザインなのか？という問い。多様にあるアイデアを整える。ユニバーサルデザインにこだわる必要は無く、思いを形にする思考が大切。ことのデザイン。(例：片足のない人と運動会したい。そのためにこんなものがあればいいな。)
- ・マケット作りなど、実物を見てこそ気付く発見がたくさんあるので、試作品作りはよい。ただ、マケット作りがゴールではないので、そこは注意したい。

3, 発表者の感想

- ・ユニバーサルデザインの題材は全部で5時間。そこに道德の授業も足している。子どもの中で、美術が他教科・他分野にもつながることに気付いてもらいたい。
- ・子どものやりたい！という気持ちが基になって周囲とつながりを広げていけることがすごい。

Ⅲ まとめと今後の課題

各地域で行われた教研集会のレポート実践が集まる県教研集会ではあるが、図工美術の場合は、今年度は1つのレポートしか集まらず、参加者もレポート発表者と役員のみであった。一人教科の学校が多い中で、日頃の悩みや情報交換ができる機会、また、教育課程とは違い気軽に形式張らずに意見交換ができる貴重な場でもあるが、参加者が少ないのは非常に残念である。どうしたら人が集まる研修会になるか・・・この課題は、各地域での課題でもあり、そうした中でレポート発表の形から、実技研修を行っている地域も多くなっていると思う。なので県教研集会もみなさんの意見を聞きながらそのような方向で行くことがよいのか・・・しかし、今回のレポート発表を通し、実践報告レポートを持ち寄り検討しあうことで日頃の自分の授業を振り返り、向上する授業づくりができるようにも感じた。

I 共同研究者 工藤哲夫先生からの提案

長野県の多くの書道の授業では、教科書等の手本があり、それを忠実に再現していく場合が多いのではないだろうか。

しかし、滋賀県では、となりの写真に見られるような字が県知事賞として表彰されている。同時に、机で書くのではなく床に直に座って字を書いている。半紙からはみ出ても気にすることなく書き綴っている。さらに、滋賀県書道の特徴は、①とにかく太く大きく書く ②「とめ」「はね」は自由 ③バランスよりも勢い重視

お手本を見て書く書道、滋賀県のように自由に書く書道、どちらが良い悪いではなく、書を一人一人が楽しみ、好きになってもらうにはどうしたら良いのかを共に考えたい、と提案していただいた。



II 実技指導を通じて感じたこと

今回は、工藤先生から隷書について教えていただいた。隷書の場合、筆の弾力を存分に味わうことができるために、書道そのものに親しむことができたことはとても良かった。それ以上に、書道の奥深さを感じたのは、工藤先生の書くスピードと呼吸についてであった。特に、書くスピードは、想像以上にゆっくりで、筆の弾力を味わうにはあのスピードでなくてはむりだったと感じた。同時に、呼吸をすることで、より一本の線に気持ちを込めていることを実感した。さらには、線を書く時の間も大事であると感じた。

また、高橋泥舟の書を使って、参加者全員で鑑賞し合った。多くの価値観を知ることだけでなく、工藤先生の視点を聞いて書を見ることで、また違った奥深さを感じることもできた。

工藤先生の実技指導は、本当に素晴らしい時間であった。もっともっと多くの方々に学び合いたいと感じた。その場でないと感じられない筆のスピードであったり、呼吸や間であったりは、その場でないと学べないものだと思った。

III まとめと今後の課題

子ども・教員ともに、書写・書道に苦勞している人は多い様に感じる。しかし、書写や書道の授業が面白い、楽しいと思えるものとなるようにしていくためには、教師自身も学ぶ必要があるし、そういう場に出かけていく必要もあることを痛感した。書道は奥が深い、教師こそが、まず楽しみ好きになっていくことがスタートなのかもしれない。

I 討議の柱とレポートのテーマ・氏名

I 討議の柱とレポートのテーマ・氏名

1. 「課題提起」を基にした議論

(1) 分科会役員からの課題提起 篠原 章浩 (小諸商業高校)

(2) 共同研究者からの課題提起 川久保 英樹 (信州大学)

2. 実践報告

(1) デジタル・シチズンシップを意識したタブレット活用の在り方

～生徒主体によるルールづくりの現状と課題～ 松本市立筑摩野中学校 新村涼一

(2) 技術の見方・考え方を働かせる生物育成の授業づくり ～パプリカの栽培～

岡谷市立南部中学校 松本愛美

II 報告と討議の内容

1. 「課題提起」を基にした議論

(1) 高校再編・整備計画

県教委は、本年1月16日に行われた定例会において「再編・整備計画【三次】」を決定した。これにより、第2期再編・整備計画が出そろった。

高校がどうあるべきかについては、教職員、生徒・保護者、地域住民などの当事者が主体となった議論が尽くされるべきであり、スケジュールありきの進め方は許されるものではない。

(2) 高校専門教育の再編

専門高校の集約化は第2期再編の「実施方針」に書き込まれた「学習成果と投資効果の最大化」を具現化しようとするものだ。総合技術高校は専門性の確保と学科間連携という相矛盾する条件を満たすことが強要され、専門学科としての専門性の希薄化が懸念されてきた。総合技術高校であっても専門学科としての専門性の基礎がしっかりと身につく、科学的・系統的に専門性の深化が図れる教育の保障は必要不可欠である。

高校再編により新たな個性を持った高校が生まれてくることへの期待感は少なくない。特に、総合技術高校については、強制される専門性の確保と学科間連携という相矛盾する条件を逆手にとって学科の枠を超えて、持続可能な社会の実現を探究できる高校として期待したい。

(3) 高校への「観点別学習評価」導入に関する課題

観点別評価には多くの課題があり、無批判な導入は生徒と教職員の問題を引き起こすことが危惧される。学習評価が生徒の成長に寄与するのではなく、生徒の資質さらには学習に対する態度の在り方を画一化し、人格形成がゆがめられることになることは避けなければならない。

学習評価は生徒のがんばりを支え励まし、自分の「伸び」を実感して新たな目標をもてるようにするためのものでなければならない。現在、学校現場の多くの教職員からは観点別学習評価への対応とGIGAスクール構想によって授業で一律にICT活用が求められていることへの対応に苦慮

する切実な声があがっている。

(4) 中学校技術・家庭科（技術分野）の課題

技術科はものをつくることを通して創造的な活動を行う強みがあり、知識だけでは測ることのできない「深い学び」が活動の中にある。学習指導要領の内容をよく吟味し、どのような教材で子どもたちにどんな力を付けていくか、これまで私たちが積み重ねてきたものづくりを通じた実践を大切にしながら検討していく必要である。

技術科を担当する教員が、生活に密着した知恵と技を体験的に学習することの大切さを世の中に訴え、生徒たちが意欲的に学習に取り組むことのできる学びの姿など、目に見える成果を上げることで、これからの日本が明るい未来にむかうものと信じている。

2. 実践報告

(1) デジタル・シチズンシップを意識したタブレット活用の在り方

～生徒主体によるルールづくりの現状と課題～ 松本市立筑摩野中学校 新村涼一

2021年4月より1人1台端末の運用が開始されたが、それに伴いタブレットに関する様々な問題が噴出している。従来、端末の適切な活用などのメディア・リテラシーは、「情報モラル教育」によって行われてきたが、本報告は「デジタル・シチズンシップ教育」を意識し、生徒会活動として生徒自らがルールの見直しに取り組んだ。

しかしながら、実際のルールは、「不適切使用をした場合職員室にあずかる」など、「～してはいけない」という抑圧的な内容となっている。これは、「職員による注意喚起・しつけ」「ブラックリストの提示・抑圧的」といえ、情報モラル教育的な要素を多数含んでいるといえる。

今後は、生徒自身がよりよい端末の活用の在り方を模索し、「ホワイトリストの発見」を行えるように、「端末活用授業案コンテスト」のような生徒自身の端末のよりよい活用を発信できる機会を設けるとともに、より多くの生徒が端末の活用の在り方を考えられるように、後期に行われる生徒総会にて、「1人1台端末使用ルール改正案の公募」を行いたい。

(2) 技術の見方・考え方を働かせる生物育成の授業づくり ～パプリカの栽培～

岡谷市立南部中学校 松本愛美

技術の見方・考え方を働かせる授業づくりのために、生徒の自己決定場面を設ける題材設定、レーダーチャートによる複数観点からの技術の評価に取り組んだ。

単元全体を通して、条件や選択肢を比較して、自己決定させる場面を意図的に仕組んできた。生徒は自分で決めるために意欲的に調べたり、自分で決めたことだから粘り強く取り組んだり、生き生きと活動する姿が見られた。毎朝、玄関に入る前にパプリカのプランターへ寄って世話をしている姿が見られた。

自己決定をするためには、自分なりの根拠や判断基準が必要になるため、調べたり、比べたりする中で見方・考え方を働かせる生徒の姿があった。比べる際の手立てとして、レーダーチャートで評価する場面を繰り返し設定した。何度もレーダーチャートに立ち返って考えることで、生徒の見方・考え方を働かせる学習になったと考えられる。

Ⅲ まとめと今後の課題

今回の研究集会は、技術・職業教育（中学校の技術科、高校の職業科）の必要性というものを再認識する貴重な機会となった。

現在の技術科の「技術」とは、かつての『ものづくり』の「技術」ではない。ものの見方や考え方を鍛え、社会の中にある「技術」を評価していくことだと言われるが、授業時間が制限されている中で、新しいものへと移行していくという過渡期にある。これまでの『ものづくり』を生かしつつ、プログラミングや制御といった情報に関わる内容を組み込んでいく工夫が大切であることを確認できた。

専門高校の再編に関しては、再編により新たな個性を持った高校が生まれてくることに期待したい。個々の高校の特性を維持しつつ「地域の特性に沿った高校教育」という観点を大切にして教科の垣根を低くし、文理融合、教科横断的な授業内容を前向きに取り入れるという考えも大切であることを確認した。

今年度も完全オンラインで分科会を開催した。事前提出レポートが2本（中学校）であったため、共同研究者にも課題提起をお願いして終了時刻を1時間早めて討議日程を組んだ。当日は共同研究者1名とレポーター2名、そして分科会役員1名の計4名による極少人数の分科会となった。分科会役員からの課題提起に引き続き、共同研究者から課題提起をしていただき、開始から約2時間が経過した。その後のレポート発表にも十分に時間をかけることができ、常に顔が見えるかたちで、途中10分間の休憩を挟んで約4時間、じっくり意見交流ができた。

今年度も県教組から分科会役員の選出がなかった。一昨年度の役員は中学校の保健体育科と小学校の方だったが、大変熱心に分科会運営に携わっていただいた。中学校技術科にこだわらず、来年度は選出して欲しい。高校の役員についても集会当日の都合がつかず欠席が相次ぎ、運営面で大きな不安を抱えての開催となった。

何より、参加者が少なかったことが残念でならないが、職場の多忙化などにより教文離れがすすみ、役員によるレポート発掘もままならない状況が続き、分科会運営も年々厳しさが増している。

I 討議の柱とレポートのテーマ・氏名

討議1

- | | | |
|---------------------------|-------------|-------|
| ①問題提起 | 上田千曲高校 | 石坂 寿子 |
| ②共同研究者から | 家庭科教育研究者連盟 | 大矢 英世 |
| ③自ら願いをもち友と関わりながら学びを深める子ども | 松本市立芳川小学校 | 上原 愛海 |
| ④家庭でもやりたい!と思える家庭科の授業づくり | 辰野小学校 村澤 陽介 | 太田 知里 |
| ⑤7地区の新校について | 二葉高校 | 細尾 三佳 |

討議2 金融教育・ICT活用

- | | | |
|---------------------------------|--------|--------|
| ⑥金融教育における外部講師の活用について | 須坂東高校 | 羽田 昌代 |
| ⑦ICTを活用した授業 | 東御清翔高校 | 飯島 美穂子 |
| ⑧憲法と家庭科 | 上田千曲高校 | 櫻井 幸子 |
| ⑨3年フードデザイン調理実習にタブレット(スマホ)を使った授業 | 大町岳陽高校 | 太田 友子 |

子

- | | | |
|-------------|------------|-------|
| まとめ 共同研究者から | 家庭科教育研究者連盟 | 大矢 英世 |
|-------------|------------|-------|

II 報告と討議の内容

討議1

内容①

「I 家庭科研究会がすすめていきたいこと」(1)自己肯定感を強く持ち、自分の人生を積極的に構築できる力を生徒に付けさせたい。(2)現実から出発し、将来の生活を自分自身で主体的に生きる力を生徒に付けさせたい。(3)サステナブルな社会の構築を目指すと共に、変化の激しい今の社会に柔軟に対応できるような資質・能力を育てたい。「II 討議の柱」についての問題提起。①児童・生徒の直面している課題や学習要求に沿い、家庭科の探求的な学習内容や子どもを主体とする授業づくりについて検討する。②児童・生徒、学校、家庭、地域の状況を出し合い、児童・生徒を主人公にした学校づくりについて家庭科の視点で検討する。③時間数・単位数削減の中での学習内容の編成・精選について検討する。④新学習指導要領において家庭科がどのようになっているかを捉え、新たに生じている課題を検討し、これからの時代を生きる生徒・児童にどのような力をつけるべきか学び合う。⑤家庭科教育の内容が道徳教育にすり替えられないように、家庭科の視点を明確にする。

内容②

家庭科の変遷について今年の日本家庭科教育学会で、この教研が大きな位置を占めていることが語られた。1998年の家庭科男女共修を先導したのは文科省ではなく、授業実践により時代を先取りしたのは現場の先生方であった。1957年から家庭科分科会が始まった。各地から取り組まれた実践を通して成果と課題を各地に持ち帰り新たな実践が生み出され、検討が繰り返されながら家庭科教育が作られてきた。長野県は特に日本全国をリードする家庭科先進県だった。このプライドを持って充実した教研をひらいてほしい。

内容③

生活課題の中から「ぬうこと」の良さに気づかせ、どのような方法でぬうのか、小物作りをとおして手ぬいを生活にいかし、友と関わりながら視野を広げ実生活に結び付けた小学校の実践。

内容④

授業づくりにおけるめざす子どもの姿を「子どものたちが『自身の生活から始まり、自身の生活にかえっていく家庭科の学習過程』を自分で意識・実践できる」こととした研究内容及び手立てと位置づけた小学校の授業実践。

内容⑤

7 地区の新校の様子について、実際の学校の様子についての高校からの報告。

・小学校の実践から、一人一人の思いを大切に取組んでいる。年間家庭科の実施時間や、これ以外の単元にかけられる時間について、GoogleForms を使ったアンケートや授業実践が素晴らしく、高校でも取り入れていきたい。小学校からの学びの積み重ねの中で、高校の授業が発展していけることに改めて気づかされた。

・7 地区の新校について、統廃合について。統合の流れが様々な地区で進められている。生徒も職員も学校が無くなってしまおうという気持ちの中でやりきれない気持ち。教育課程の編成の難しさ。教育課程を組んだ方は転勤し、新たにきた職員との考えの差がある。長野県の新規採用若干あるが、講師不足もある。全国の大学の教育学部で義務教育の専任養成課程が縮小の方向性、今後は、小中の課程自体が無くなることも予想され危機感をもった。

・小学校のレポート発表について、小6のナップサックづくりの現状について。中学、高校の連携は、あまりとれていない。中学の領域を小学校でやることもある。小学校で習ったことも、中学生になっても出来ないことがある。高校では、製作を通して社会へ世界へつながっていく取り組みにしたい。実習を通して友人と関わることで学習意欲にもつながっていく。

・縫物の基本について、立ち止まって考えさせる小学校の実践もあるが、高校生では定着していない部分もあり、高校の教員側も深められる内容にしていく必要がある。小学校の栄養教諭の活用、お弁当づくり、小中高の系統性から、小学校でどこまで求めるのか。小学校の冷凍食品の扱いや、題材のしぼり方について。

討議2

内容⑥ 金融教育における外部講師の活用として、資産運用分野における高校の授業実践。

内容⑦ 個に応じた課題設定の方法と ICT を活用した高校の授業実践。

内容⑧ 憲法と家庭科 アンケートによる主体的な学びについて高校の授業実践。

内容⑨ 調理実習にタブレットを使った高校の授業実践。

- ・視覚支援として ICT の活用やポスターセッションを行い、生徒も喜ぶような取り組みがいい。
- ・客観的にきゅうりを切る姿勢が見られる点がいい。ICT の教材を作成する講座で作った教材である

と聞いた、もっと紹介してほしい。写真をとって比較するなど面白い取り組みだ。

・全体に家庭科で培った能力に加えて ICT の活用も加わってくると家庭科に限らず探究などでも生きてくる。

・ロイロノートや googleclassroom をどのくらい活用しているか。学校ごとに取り組みの違いがある。この機会に活用法について知ることができて良かった。ロイロノートで、楽しい取り組みを取り入れたい。生徒は自宅でタブレットの充電をして、ちゃんと学校へ持ってくるのか、教員の多くが苦勞している。タブレットではなくスマホを利用する生徒もいる。タブレットの良し悪しがある。

・ICT について相当のことが出来るようになって高校へ入ってくることが分かった。デバイスが市町村で異なる。高校で統一していくべき。生徒が思考のツールとして打つことに既に慣れている。家庭科など技能教科は、ICT との親和性が高い。動画を活用したり、小口切りのやり方を個々の端末におとすなどすれば指導の個別化に対応していける。家庭科と憲法に関して実例があれば、さら

に聞きたい。

・経済授業の組立てについて知りたい。高校生は社会に出る手前の段階でもあるので、年金、保険、給与明細の見方などを先にしっかりおさえて、まとめて外部講師を活用していく。先生方それぞれの組立方や流れが非常に大事。公共でも金融教育については取り入れられている、授業担当との連携について。家庭的な視点、公共としての視点。ICTの活用は、個人差が大きい、我々自身も研修など必要。

・外部講師を活用するために、事前におさえておくことや、どの部分を行うか明確にしておく。金融教育は根本は家庭科でおさえたい。お小遣いや毎月のお金をどう貯めていったらよいかについては、実生活と結びつく教材にもなる。

・金融教育は、どこに視点をあてるか、授業時間が多くかけられない解決法として、色々なところから資料をもらう、外部講師の活用などがポイント。複数名家庭科教員が居る学校では、資料を統一して使えることはICTのメリットである。ICT研修会があると良い。ICT活用の良い面として視覚に訴えることができるため、授業や本時の目的、確認が黒板に書かずともできること。色々な活用法がある。生徒とのやりとりで、提出したものが分かり易い、記録に残る点も良い。ICT機器の扱いが今後の課題である。憲法に関わる学習を家庭科で行っていることを他教科はあまり知らないため、校内で示していけると良い。

まとめ 共同研究者から

・教研の先にある教育教研全国集会2023が8月19日と20日に家庭科の分科会があった。家庭科が成立して75年目となる。家庭科教育をどうつくるかということで、生活をみつめ主権者として社会に働きかける力を育てる、家庭科について考えるという形で行った。家庭科を作ってきたのは現場の先生達である。しかし現在は家庭科を取り巻く状況がとても厳しく小学校は家庭科専科が昔は大勢いたが現在はごく一部だけ、中学校は家庭科教諭が1校に1人の配属さえ無いという学校が非常に増えている。長野県はどうか？国立大学の教員養成課程における家庭科専修が徐々に姿を消している。学校現場は強められる管理統制で教員の多忙化。大学の教員養成課程や私立の学校もそうだが、家政学部が減ってきている、家庭科の教員を目指す若者も減少している。一方家庭科は、国の家族政策が色濃く反映されたような形になっていて授業づくりの自由度は減っている、教材研究の時間も不足する事態になっている。自助努力、自己責任といったものが強調され、クローズアップされている。その活動を通してどんな学びにつなげるか。その活動で生徒の思考は深まったと言えるのか。単に生活経験からの意見を出し合っただけとなっていないか、生徒に話し合いはさせたが、結論は先生が言う形になっていないか。きちんとした根拠はあるのか、そこでの話し合いの内容が生徒の日常の生活、行動にリアリティがあるものになっているのか、私達が考えていくことが必要。立ち止まって日頃の授業を考えていく必要がある。知識を試す試験や空欄を埋めるワークシートに頼る授業になっていないかどうか。主体的対話的に深い学びやアクティブラーニングなど全ての課題を先生が用意して生徒は先生の指示にしたって活動し、結論を導き出すだけの学習になっていないかどうか考えていく。小学校の先生達の発表にあった子どもの生活実感、疑問、知りたいことから授業を組み立てることが、すごく必要。子どもが分かる道筋に沿って自然科学や社会科学の知のある授業としていく。なぜ着るのか、何を着るのか、どのように着るのか、どうなっているのか、どんな問題があるのか、これからどうするのか、これまでに学習した理科や社会、保健体育、生活科、生活指導、学級活動全ての知識や経験を活用しながら進めていく、家庭科はそれができる教科であると思う。学びの中で人との関わりの場面をつくる、本日の上原先生の実践でも児童同士の教え合いの学習環境を非常によく作られていて大事にされていた。製作過程で発生した問題やその解決法について交流する場面を作る、それから完成作品を講評する場面をつくるということとは

でも大事。教室外（保護者の方やいろんな人）の人の意見を聞く場面があると広がっていく。人との関わりを学びの中に多く設定することも家庭科の授業の特徴。学んだことを生活に生かす、分かったことを現実に体験させる。そのことによってなぜそうなっているかを時間して生活を変えていく力になる。学習によって分かったこと、できるようになったことは繰り返し行うことで子ども自身のものになる。そのために家庭は多くの子どもにとって練習の場であり検証の場になる。家庭と学校は相互交流の学びの場になる。小学校の家庭科では特に保護者との連携は非常に大事、題材設定の趣旨を丁寧に説明することも欠かせない。必ず使うものに発展させていくことも大切。縫う技量と製作物にあった材料を選ぶということも大事。キットを使う場合もあるが、そういうことも実感させるような授業の組み方を小学校の時からする必要がある。用途や好みに応じた選択が望ましい。小学校の段階から丁寧に縫うことの心地良さを実感させる、できるだけ綺麗に仕上がるように支援する。個人差あるができるだけ丁寧に基礎縫いをする。小学校で癖をつけてしまうと大変なので小学校の先生が一番製作では大変。実際に使えるものに仕上がるように支援するという、ICTの活用や個別指導が必須。安全への配慮の徹底、小学校でも洗ってから提出させることは大切で実用性の検証をさせることになる。本当に使えるものになっているかの検証が大事。衣生活と他の結びつきを大切にしてほしい。学ぶ側の生徒の学習内容を常に考えていくことが必要。授業内容は子ども達の状況に合わせて調整することが必要。児童生徒のもの感じ方、考え方、出来ること、知りたいことは常に変化している。同じクラスの生徒でもちょっと前に考えていたこととは、変わっていることも考えられる。常に目の前の児童生徒に何を必要としているかを常に向き合いながら授業を作る。一人ひとりの児童の生活現状は異なることも念頭に置くことが必要。全国的に小学校のお弁当の日が取り組まれているが、実際には子ども達は取り組んでいない、教員の自己満足となっている。学生達からアンケートをとると「実は、あれ（お弁当）は、親が作ってました」ということもある。家庭内の状況が違うため配慮が必要。宮崎県では、子ども宅配が進んでいる状況が見られる。家庭内で解決できない問題も数多くあるのが現状。自助努力や心がけの模範解答にならないようにする、表面的なきれいごとでない、リアルな思考というものを育てていきたい。主権者としての生活者を育てたい。私達の生活現象は全て社会とつながっている。家政学は家庭生活を中心とした人間生活における人間と環境との相互作用において人的物的両面から自然、社会、人文の諸科学を基盤として研究し、生活の向上とともに人類の福祉に貢献する実践的総合的科学である。これは家庭科教育全般に言えることであり、今でも通用する。

- 過去の長野県から選出されたレポートの紹介（1999年度の全国教研集会で岩川純子先生の発表）。岩川実践の魅力は、身近で自分が出来る行為とゴミ問題の根本的な解決をつなげて自分達の意見を社会へむけて表明する機会をつくっていることは画期的で、この後、岩川実践につながる取り組みが日本各地に広がった。社会に発信するような家庭科の実践が広がっていった。ごみの量の少なさは、長野県が全国1位であり、この実践がつながっているのではないかと思う。現在の教育現場では、ICTが浸透してきた、活用をこの先考えていく必要がある。大学の教員養成課程ではICTを活用できる教員の養成をするようにという指示がでている。ロイロノートやジャムボードは、学生の模擬授業で出てくる。若い世代はデジタルネイティブであり、若い学生から教えてもらうことも多い。家庭のICT状況の差もある。どのような学習場面でどのような方法が学びにとって有効か、丁寧に見ていくことが必要。全ての問題に通じる。観点別評価も大きな懸念要素だが、ICTの活用に関しても管理とつながっていることも配慮していく必要がある。評価のための授業ではなく、授業における学び、確かなものにするための評価でありたい。そのためにどのように評価と向き合い、壁を乗り越えていったよいか、手立てはどうか今後検討が必要ということが教育のつどいの中で出た。家教連では、ICTのどのような部分に怖い部分があるのかといった話も出た。社会は変わ

りつつある。「最近の若い男性は、育児や家事をすることを義務ではなく権利と考えが変わってきた。こういった変化は家庭科が男女共修になったところが大きい」という発言があった。ここに至るまでの長野の功績は大きい。しかし家庭内の自助努力であるうちは、十分な成果とは言えない。社会がもっと変わることが必要。そこに家庭科、すべての学校教育が貢献していくことが必要。家庭科の学びは家庭内の問題に終始するだけでない、他教科の学びとつながって子ども達が社会に出て将来的には職業場面でこそ生かして欲しいという願いをもっている。命と暮らしを守り、一人ひとりの人権を大切にした社会をつくっていく素地をつくる家庭科の更なる充実と発展を心から楽しみにしている。長野からの素敵な実践を楽しみにしている。

Ⅲ まとめと今後の課題

義務からの役員選出が無かったこともあり、間際までレポートが把握できず、高校側主体で討議日程を計画した。高校からは、北信、東信、中信、南信の4地区から代表の5名に討議の柱にそってレポート提出をしていただき、ブレイクアウトルームにて討議時間を確保しながら最終的にレポート7本を半日の限られた時間内で実施するのは、時間的に無理があった。共同研究者の発言のように全国へのレポートにつながる授業実践を柱に、次年度以降は日程の組み方とレポート数や依頼方法、オンラインだけでなく、参集も視野に入れて、より多くの方に参加していただき、充実した分科会となるよう検討していく必要がある。

共同研究者（所属）：岩田 靖（信州大学）、小山 吉明（学校体育研究同志会）

分科会役員氏名（学校名）：垣内 麻以（西箕輪中） 料治 正和（田川高）

討議Ⅰ：運動の楽しさと体力の向上

1. レポート「全校で取り組もう サーキット運動」 小林 健（祢津小）

活動の重点の一つに体力向上が挙げられたことから、週1回、クラスみんなで共同の活動をすることで関りを強める時間「わくわくタイム」の活用と運動委員会の活動活性化を兼ね、全校で取り組めるサーキット運動を企画。運動委員が見本となってサーキット運動のやり方紹介、当日の用具の準備、片付けを行う。原則全校参加。体力が向上したかどうかは次年度の体力テストの結果を待つ必要があるが、楽しみながら積極的に運動を楽しむ児童の姿が多くみられた。わくわくタイムと運動委員会に課題があったことに加え、全校生徒の活動の様子を見ることができるため、体育の授業ではなく、わくわくタイムでの活動で体力向上を目指した。

「子どもたちが苦手とするが身に付けさせたい内容が種目内に多く含まれている」との評価や、「挑戦的内容が『何周できたか』に限定されるため、サーキットの種目内に『どれだけできたか』といった挑戦的内容を含むものを設定することで、さらに児童の積極性を高めることができる」といった指摘もあった。また、「体力向上という目的はあるものの、次年度の体力テストの結果のような数字自体に追われるのではなく、活動自体にわくわくできているか大事」との指摘もあった。

2. レポート「グループでのアドバイス活動を通して運動の楽しさを味わう授業のあり方」

宮島 隆（山ノ内町立東

小）

話し合いを通して、より良く運動していく集団を目指しての取り組み。50m走、リレー、高跳び、マット運動、体育祭でのリズムダンスが紹介された。50m走では、先生に言われてではなく、友達から言われて上達できると良いとの思いから、競争ではなく、自分の走り方をよくすることを狙いとし、リレーでは他のグループと競争するのではなく、グループ内での個人と集団との競争。高跳びでは、ICTを積極的に使い、それぞれの動きを可視化。マット運動では、ペアとシンクロさせて演技することで、単純な技の優劣ではない、表現としての幅を広げることが可能とし、話し合いの活性化も図られていた。以上の単元後に行われた運動会でのリズムダンスでは、練習時から自分たちで考え工夫する姿や声を掛け合う姿が見られた。また、リズムダンスについては、外部の協力も得ながら、全校通して5年前から継続して取り組んでいるということ。

「運動領域が変わっても、友達同士が何を学ぶのかを明確にしながらかつて実態に合わせて工夫していく力を教育課程を通して共通して育てようとしているところが素晴らしい」、「既存の決められた振り付けを間違えずに踊るというリズムダンスの固定観念からの解放が（アドバイス活動や運動の楽しさに触れた経験によって）見事に行われている」などの評価があった。

討議Ⅱ：自ら問いを見つけ、解決していくための取り組み

3. レポート「ノリノリ☆ダンサーになろう！」 酒井 美旺（箕輪北小）

代理発表：久保田 智（箕輪北小）

担任が替わっても子どもたちが既習の学習を生かして動いたり、友達と関わりながら運動の仕方

を追求したり、継続して学習を積み重ねたりできるよう、年間指導計画から見直しを行い、各学年で系統性のある指導について研究する中での実践。特に運動会での表現運動につなげていくことをポイントとした。低学年の取り組みということもあり、最初は心と体をほぐす運動や動きづくりを多く取り入れ、その後の自由な表現につなげていく内容。

「動きのレパトリーを増やすための真似する活動は大事であると感じているが、その後の話し合いの中において様々な意見がある中で動けなくなってしまう様子も見られたため、自分がどうしたいかではなく、より良くするためにはどうすればよいかといった視点や友達とのかかわり方を、子どもたちにわかりやすく伝える工夫があればより深い学びにつながるのではないか」との課題意識に対して、「アドバイスをするというよりも、良かった点を評価するような声かけや、その動きから感じられたものを伝えた方が子どもたちは嬉しいのではないか」といったアドバイスや、「真似はダメだとされがちだが、ダンスにおいて最初は真似でよい。また、誰かの動きに対してのダメ出しはせず、とにかくみんなで同じ動きをしていくことが大事」といった指摘もあった。また、「昨今、リズムダンスの本質的な課題が探求されていないように感じている中で、今回の低学年の体の掘り起こしはたいへんすばらしい」との評価もあった。

4. レポート「自ら問いを見つけ、解決していくために有効な ICT 活用」 倉科 結衣（宗賀小）

校内 ICT 部会の研究テーマ「自ら問いを見つけ解決していくために有効な ICT 活用」に沿った実践。自ら後転のポイントに気づくための手立てとして、お手本動画を準備し、タブレットで自分の動画を撮影することに加え、2画面表示することでお手本と自分を同時に見比べることができるようにした。また、ロイロノートの共有ノートの機能を活用し、後転の連続写真に個人が気付いたポイントを書き込みグループ内で共有できるようにした。

「他の種目も含めて教育課程上設定している動きはクリアしていけるか」ということに関して、「主観と客観のすり合わせに関しては ICT を用いた今回の手法はとても有効であるが、特定の技術についての知識と技能の習得だけが体育の目的とはなりえず、教育課程上の目的に応じたプラス α が不可欠」、「今回のようなマット運動において今後を考えるとすれば、中学までに自重を支える筋力や順次接地の感覚は身に付いてほしい」などの意見が出された。また、「上手な後転のポイントと自分がうまくなるためのポイントの両方を探さねばならず、3年生には作業量が多すぎたかもしれない」との課題意識に対して、「上手な後転のポイントよりも自分がうまくなるために何をすればよいかという点に思考のポイントを置いた方がよいのではないか」とのアドバイスもあった。ただし、「賢い学びを育てていくという観点から見れば、効果的な課題解決のポイントがあることを念頭に置きながらどこを変えていくか考えていく今回のプロセスは重要」との評価もあった。また、「身体の使い方がうまくない子どもたちが多い現状の中で、3年生であれば技の完成度を高めていくような活動よりも重視すべき内容があるのではないか。6年生の段階で何ができるようになればよいかといったことも考えながら、単元の配分を研究していけばもっと良い授業になる」との指摘もあった。

5. レポート「部活動の地域移行はどうあるべきか」 小山 吉明（学校体育研究同志会）

部活動の位置づけや歴史的経過、近年の長野県における代表的な事例の紹介があり、最終的なまとめとして以下の4点が示された。①部活動の地域移行の事務を教員が負わないことが必要。②地域移行後、部活動のない学校教育としての教科外体育の在り方の研究と実践をしていく必要がある。③学校教育として行われてきた部活動であり、義務教育段階の子どもたちには、無償で地域スポーツクラブに参加できるよう働きかける必要がある。④地域で様々なスポーツ活動や体験ができるよ

うになる時代の子どもたち（あるいはその格差）に対して、どんな体育授業が必要なのか、実戦で明らかにしていく必要がある。

「大会の運営が教員ありきの体制になっている。部活動を完全に学校から切り離すと、スポーツ活動自体が衰退していく可能性があるのではないか。そうならないためには、受益者負担のみでクラブとして活動していくというのは無理がある。必ず自治体や国の経済的援助が必要だ」という問題提起や、「部活動が負担で教員を辞めようと思っただけで、クラブチームの中体連主催大会参加が認められ、生徒・教員ともにどちらで大会に参加するのか、また、中学入学前からクラブチームに所属しなければ付いていけない」などの悩みが出された。また、「中学で行われている部活動をそのままのかたちで地域に移行していくのではなく、新たなスポーツの組織を作り出す必要があり、今後検討していきたいと思っている」といった現状も語られた。さらには、「長野の場合は県教委が県民の要望に応えるかたちでやらなければいけないと音頭をとっている。だからこそ、保護者をはじめ、地域は要望を挙げていく必要がある。ただし、移行の段取りは教育委員会が行うが、動き始めたらあとはお任せしますというような雰囲気が一部であるので注意が必要」との指摘もあった。

まとめ

「体力向上、ICT の活用など、新たな視点が実践の中にいくつも出てきている。特に ICT に関しては、驚くほど進歩しており、その進歩に付いていくことはなかなか難しい部分もあるが、有効な活用方法について今後も研究していくことが必要」、「3点について言っておきたい。まず、今回、体育が専門ではない小学校の先生に多く参加していただいているが、体育に苦手意識をもつことなく、むしろ体育だからこそできることがあるので、そこを有効に活用してほしい。次に、ICT をカリキュラムの中でどう活用していくか、さらなる研究をしてほしい。最後に、県教研は誰でもレポートを出せる場であるので、今後も積極的にレポート提出をお願いしたい」

I 討議の柱とレポートのテーマ・氏名

1 生きる力を育むため養護教諭の果たす役割について深めていこう

- ①「気になる子どもの姿」から学ぼう 軽井沢町立軽井沢西部小学校 佐藤 さや香
小諸市立東小学校 柳澤 文香

②「養護教諭が行う保健講話のススメ～保健室に来室しない生徒へのアプローチ～」

長野南高校 佐藤 知子

③「変わるかな・・・戸隠分校特別支援」 長野吉田高校戸隠分校 高橋 加代子

2 自ら考え自己決定できる力を育み包括的な性教育を目指して現状と課題について

④「命の始まり・14歳の君へ」 東御市立北御牧中学校 齊藤 さゆり

⑤「お互い尊重しあえる関係づくりをしよう」 上田高校 保科 亜里香

II 報告と討議の内容

レポート①ではコロナ後さらに多様化する子どもの姿に、養護教諭がどのように関わり、見とり、繋げていくのか地区の仲間と熱心に事例検討した報告であった。目の前の子どもにフォーカスし、誠実に話を聞くこと、養護教諭という教育者としての立場、視点に自信を持ち、特に今、大きな影響のある親や家庭環境が持つ現代的な課題への想像力を存分に働かせてほしいとの助言もあった。養護教諭として子どもの日常の動作や様子を見逃さず、見通しを持ち SC、SSW などへ対応を広げることが大切であることを、再確認することができた。

レポート②では、コロナ後の現代的な課題である、児童生徒の育ち遅れに伴うコミュニケーション力低下、大人に悩みを相談しづらく、ストレスも抱えやすいことを見据え、長野南高校で佐藤先生が行った保健講話の報告であった。養護教諭が実践することで相談窓口をオープンにでき、ストレス対処が生徒のコミュニティーに浸透し、普段保健室を利用しない生徒にもアプローチされた成果があった。この指導は例えば交際相手との関係性や自殺予防などへの汎用性も考えられ、佐藤先生の弛まぬ情報収集の努力や準備、柔軟な発信力にも学ぶ点が多くあるとの声があった。

レポート③では長野吉田高校戸隠分校で、特別支援教育体制の再構築にチャレンジした様子が報告された。計画には生徒理解のための教員の学習会、養護学校巡回相談の実施、時期や現象に応じ多角的にアプローチする生徒への面談等が含まれ、養護教諭として1人ひとりの姿や思いに寄り添う高橋先生の細やかな視点が活かされていた。中学から高校へ移行する際の情報交換について及んだ討論では、集団を俯瞰できる養護教諭の視点など、よりよい生徒理解のために必要な情報共有について活発な意見が交わされた。共同研究者の助言からも、将来を見据え連綿と繋ぎ目を手厚くしていることが大変評価でき、その重要性をともに再確認することができた。

レポート④では、生命の尊さを主眼とし、生徒が置かれる社会的な状況や姿から、様々な試行錯誤、教材研究をしながら系統的に行っている性教育の1単元について報告があった。内容はさることながら授業者である齊藤先生の優しい表情や柔らかい語り口から感じる雰囲気、熱量をその場で体感できたことも大きな刺激となった。生徒の感想にも、「命の大切さを知ることができた。まわりや自分を大切にしたい。」とあり、参加者アンケートからも「感銘を受けた」「勇気を得た、ぜひ実践につなげたい」などの感想が聞かれた。

レポート⑤上田高校保科先生の積極的な実践も大変興味深い内容だった。実際は1クラスに保健講話を行い、それを他のクラスがZoomで視聴するハイブリッド形式で行われた。スマホ所持で様々な情

報が入手できる反面、生徒たちが恋愛関係で何に困っているのか見えにくい世の中になってしまった。今回の実践によってデートDVや人間関係作りに対する素直な感想を知ることができ、どの学校のどの子にも絶え間なく正しい性の情報を伝え、養護教諭がより近い相談者となり個別・全体指導、支援に繋がれることを改めて認識した。

Ⅲ まとめと今後の課題

コロナウイルス感染症の流行に伴い、マスクの着用、黙食や部活の自粛、修学旅行や文化祭が制限されるなど、多感な時期を児童や生徒は我慢を強いられ生活してきた。また、複雑多様化する社会の影響も加わり、共同研究者からの助言にもあったようにコロナ後の育ち遅れ、不登校・精神疾患の増加、人間関係が築けないなどの実態が浮き彫りになった。さらに、コロナ感染症の拡大予防、現場の多忙化、人員不足などで見逃されてきた発達障がいを抱える児童、生徒が将来を見据え適切な支援や指導を受けることは緊急の課題である。それらの課題に本日のレポーターの先生方は真摯に取り組んでいる様子が伺えた。日々の雑感を少しずつでも練り上げ形にし、前例踏襲によらない発想と一歩前へ進むチャレンジにより行った教育実践はどれも充実したものであった。今回久しぶりの対面開催、活発な討論で得た学びや縁を糧に、今後ともいろいろな機会に学び会い、相互に養護教諭としての専門家を磨いていきたい。

文責 横地 京子

I 討議の柱とレポートテーマ・指名

討議の柱①：実践レポートを元に、よりよい総合学習・生活科の在り方について考える

(1)自ら願いを持ち、対象に繰り返しかかわりながら、探求し続ける子ども 佐藤利斗先生

(2)子どもが着目した「ソルガムの可能性」と活動の姿 横山享司先生

(3)子どもたちの「伝えたい」を引き出す総合的な学習の時間における情報発信について

～SDGsの取りくみからみえてきたこと～ 北條彩香先生

(4)地域に学び、地域のよさを実感できる総合的な学習の在り方 ～学びを問い返しながらか地域の「ひと・もの・こと」との関わりを深める子どもの姿を目指して～ 富本智子先生

討議の柱②：日々の悩みやこれからの総合学習・生活科について語る

II 報告と討議の内容

上田市立東小学校の佐藤利斗先生は、「中庭と生きる」を題材とした5年生の実践を紹介した。中庭で遊ぶ中で魅力を感じ、「中庭を全校に開放したい」という願いをもった児童は、夢の中庭マップを作り、校長先生にお願いに行った際に、中庭を作った人の思いや安全面などの課題に気づく。中庭にある岩石園を調べてその価値を感じ、「中庭の素晴らしい環境を残しながら、自分たちや全校が楽しめる場所にしたい」とより具体的な願いをもった。討議では、「岩石園は価値のないものだと思っていたが、岩石園を調べ、先人たちの思いに触れていった中で、価値あるものになっていった」という児童の変容の姿が語られた。また、活動が発展していくための教師の出（教師がねらいをもって関わること、適切な場面で支援すること）が話題となった。

松本市立安曇小学校の横山享司先生は、児童の思いが出発点となり、児童会活動と絡めてソルガムという穀物を育てた実践を紹介した。信毎学習シートをきっかけにソルガムを知った児童が「ソルガム迷路を作る」という公約で児童会長になり、全校に呼びかけながらソルガムを育てたり、脱穀の苦労や人との出会いを経て収穫したソルガムを製粉してクッキー作り集会を行ったりした。討議では、教師が魅力を感じている材を題材にすること、児童が出発点となりその思いを教師が支えていくこと、人に会って聞いたり体験し肌で感じ取ったりしていくことの大切さなどが話題となった。

飯田市立松尾小学校の北條彩香先生は、SDGsについて調べた児童が世界で起きている問題に目を向けて、自分たちのできることを考え発信していく4年生の実践を紹介した。地域の会社に出かけたり、紙芝居づくりをして地域の方に紹介したりすることで、主体性をもってSDGsへの興味を高めていた。討議では、漫然と調べ始めた児童に対し、教師が地域の会社のアポを取って発表の場を設けたことで、相手意識や目的意識をもって活動が展開していったことから、教師の出のタイミングについて考え合った。また、地域に発信して終わりではなく、発信のフィードバックの仕方が話題となった。

宮田村立宮田小学校の富本智子先生は、会社で余った資源を生かし、人に喜んでもらえるものを作った5年生「それ、あおぞらにできますプロジェクト」の実践を紹介した。椅子を作る会社を見学した際、余った布やクッションが捨てられてしまうことに目を向けて、「誰かに喜んでもらえるものに作り替えたい」と考えた児童は、保育園や公共施設などにアンケートを取り、10種類のリサイクルグッズを作り、地域の方に使っていただいた。討議では、地域と深く関わることで学習が発展していくこと、身近な人へ相手意識を寄せることなどが話題となった。

討議の柱②では、「総合学習・生活科での日々の悩みや大事にしていること」についてざっくばらんに出し合い情報交換を行った。「教師の出」について（教師が関わる場面、見守る場面での使い分けを

どうしているか)、児童が考えた活動が実現・解決困難な場合にどうするか、現在の総合学習・生活科での取り組みの紹介（ICTの活かし方）、地域へ発信した後のフィードバックの仕方、学びの蓄積（学びの足跡を残す）ための工夫など、多岐にわたって情報交換が行われ、充実した時間となった。

Ⅲ まとめと今後の課題

本研究会の4つの実践を受け、共同研究者の善元幸夫先生からそれぞれのレポートの良さについてフィードバックをいただいた。総合学習は子どもを教え込みの対象としない学習である。従来型の知識の詰め込み学習ではなく、学びが次の学びを生んでいく総合学習は、やってみないと分からない面白さがある。長野県の教育はとても面白いので、目の前の子どもと一緒に作っていく授業を大切にしたいとおまとめいただいた。最後に、総合学習の意義についての質問に対して善元先生が「全教科の総合学習化が大切で、子どもと一緒に作っていくべきだ」と語ったのが印象的だった。今回の学びをもとに、「総合学習・生活科が大事だ」と実感できるような学習を児童と作り上げていきたい。

分科会報告

はじめに

本分科会はより広い視野での問題点の掘り下げと、広く一般参加者を募ることをねらいとして、昨年度に引き続いて「第14分科会 学校づくり・教育課程」と「第26分科会 高校改革・高校入試」合同での開催とした。

I 討議の柱とレポートのテーマ

討議Ⅰ 討議の柱：高校改革整備計画（第3次）について

問題提起 中村 富貴子（箕輪進修高校）

レポート「第2期高校再編の現状と課題・新制度高校入試」

原 将俊・林 茂樹（高教組本部）

レポート「中学校側から見た高校再編」 宮澤 弘至（東部中学校）

レポート「民研「年報2022」を読み高校再編を考える」

原 貞次郎（信州の教育と自治研究所）

討議Ⅱ 討議の柱：学校づくり・地域づくりに生徒はどう関わっていけばよいのか

レポート「教育に高校生の声を届ける」

春日 碧依（伊那北高校卒業生 現在大学1年生）

レポート「高校再編に関して対する生徒の関わり方はどうあるべきか」

滝沢 裕基（小諸高校）

レポート「上農で私と伊那谷をデザインする」

～生徒の主体的で対話的な探究学習を目指して～

山下 昌秀（上伊那農業高校）

レポート「地域力を生かすカリキュラム・マネジメントの必要性と推進案」

～過去の勤務校の実践から考える、

地域と学校のWIN-WINの関係性をつくるために～

横手 健二（白馬中学校）

II 報告と討議の内容

討議Ⅰは長野県の高校再編について、レポート報告及び議論が行われた。

まず高教組の原さんから、高校再編の状況と課題について報告された。2023年1月に再編・整備計画【三次】が決定し、現在は再編対象校に関わる「新校再編計画実施懇話会」が設置され、準備が進められている。急激な少子化や私立校・通信制等の進路多様化の影響により、公教育は危機的状況へと向かっている。1学級40人という枠組みの見直しを含めた「少人数」による教育や、学校・地域の自治を目指した地域に根差した教育がこれからの「高校再編」に向けて必要な議論ではないかと提起された。続いて、林さんからは新たな入試制度の現状と課題について報告がなされた。前期選抜の「学力検査」、後期選抜の「面接（紙上面接含む）」全校実施が新入試制度での大きな変更である。あらかじめ面接事項は公表される中で、面接試験の難しさや（紙上）面接をする意義は何なのか問いかけがあった。完全な入試制度はない中で、県教委へ意見を伝え続けることが大切である。

宮沢さんからは中学校側からの視点で高校再編をどうとらえているか発表があった。日々の進路指導や自治体実施のアンケート調査も分析しながら、高校再編について関心がない中学生の実態が確認された。再編の当事者である未来の高校生たちの考えが高校再編においてなかなか拾えていない実態がよく分かった。

原さんからは民研「年報 2022」を手掛かりとした高校再編の考察が発表された。民研による総合学科高校と普通科高校における「キャリア意識」形成の調査結果を分析・考察した。普通科高校をターゲットにした現在の高校再編計画の中で、学校づくりの実践に着目すべきであり、どのような学校(自由・自治に基づく個性的な学校文化)を目指すのかという視点が重要であると指摘した。文化を高校の宝とした学校づくりこそが、高校再編に対抗する教育実践になり得るのではないだろうか。

課題提起Ⅱでは、学校づくり・地域づくりに生徒はどう関わっていけばよいのかを柱に4つのレポートが発表された。

昨年度末に伊那北高校を卒業した大学生の春日さんからは、伊那新校の統合再編について高校生として何かできないかと活動したことや学んだことが発表された。学校代表として懇話会に参加したこと、校内意見交換会や将来の教育を考える意見交換会を主催・運営して感じたこと、大学生となって今後の将来展望についても明るく発表いただいた。「高校生の声は当事者の声」と前向きに活動した様子の発表に大きな拍手が送られた。

小諸高校の滝沢さんからは再編に対する生徒の関わり方はどうあるべきか発表があった。生徒会顧問の立場から、生徒・保護者・教職員の三者協議会の取り組みを新校開設に向けて小諸商業・小諸高校合同で開催した報告があった。小グループでの活発な意見交換ができ、その後のNSDやワークショップ等への生徒参加にもつながったそうである。新校に向けて両校生徒会が連携して交流活動を実施していく様子が紹介された。

上伊那農業高校の山下さんからは生徒の主体的で対話的な探究学習の実践について発表された。「自分の好きを探求できる学校」「農業で人を育てる」をモットーに活動する課題研究の様子が報告された。探求学習において、教員がどのような立ち位置のもとで生徒を指導するのか、生徒の学びを手助けするのか活発な議論があった。

白馬中学校の横手さんからは、地域力を生かすカリキュラム・マネジメントの必要性と推進案について発表があった。過去の勤務校の実践から、地域と学校の関係づくりにおいて、学校と地域がみな同じ方向を向いて事に当たること、目指す先のビジョンを明確にしてそれを互いに共有することの大切さが指摘され、PDCAを繰り返しながらオリジナルをつくる実践例が報告された。

Ⅲ まとめと今後の課題

当分科会は「教育課程・学校づくり」と「高校改革・入試制度」との共同・合同開催分科会として行われた。今年度は7つのレポート発表があり、高校現場から、中学校から、そして高校再編に対して自らアクションを起こした当時の高校生の立場からの発表と多種多様であった。レポート発表者以外の参加もあり、非常に中身の濃い分科会となった。ただ、参加者は教育関係者であり、残念ながら一般市民や保護者の立場での参加はなかった。半日の中で数多くのレポートを扱い、議論の時間が十分に持てなかったのが非常に残念であることは、共同研究者や参加者からもご指摘をいただいた。また、運営役員や参加可能な共同研究者は一会場に集まり、顔を合わせながら分科会を運営した。一堂に会しての分科会を行いたいという共同研究者の声も伺えた。

この教研集会や教育を考える会の活動の場が「学校づくり」「教育づくり」の場となるよう、学校再編・教育課程改革・入試制度改革の動向を注視するとともに、学校文化を大切にしたい学校づくり、地域とともに歩む教育づくりの取り組みを引き続き、あるいはこれまで以上に進めていく必要がある。

分科会報告

I 討論の柱とレポートのテーマ・氏名

○討議Ⅰ 長野県の特別支援教育、高校での実践、障害児学校での性教育

- 1 「分科会課題提起」 分科会役員；荒井一也・北原恵美
- 2 「小学校段階で障害者手帳を取得している高校生の自分との出会い直し」
上伊那支部・箕輪進修高校：北原恵美
- 3 「子どもたちに権利としての性教育を」 障害児学校支部・上田養護学校：中澤桃子

○討議Ⅱ 小中学校の実践、授業づくりや自立活動について

- 4 「知障学級 日々の授業づくり」 松塩筑支部・旭町小学校：常盤明子
- 5 「他者を協働するためのコミュニケーション能力の育成～対話活動の充実を目指して～」
上小支部・丸子中学校：倉寫知寛
- 6 「通常級の児童に『自立活動』の視点を取り入れた指導」
上伊那支部・伊那北小学校・梶田将孝

II 報告と討議の内容

◎北原レポート

小学校段階で保健福祉手帳を取得した M さんが、高校卒業後の進路選択の時期を機会に自己認識を始めたが、自己理解ができていない事例は少ない。M さんの内面的・家庭的な困難について、学校ではチーム支援するが、診断名告知やその後の継続支援のあり方はどうか、事例を通して考え合った。

<討議>

- ・自分の障害を知っている子は少ないと思われる。告知はどのタイミングでしていくのか、子どもによっても違う。周りの子どもたちへの障害理解も同時に必要だ。
- ・成長していく過程で色々な人と繋がり、その中で自己理解できるようになっていく。小学校の段階から色々な人と繋がっていききたい。
- ・まずは本人の悩みを聞き取るところから始めよう。丁寧に聞き取り、本人が決めたことが最優先されるよう、本人の思いや自分で決めることを大事にしたい。
- ・しっかり支えられてきた子は自分の苦手さが分かっている、生きていける。自分で何がしんどいのかを分かるようにしていく。

◎中澤レポート

より良い人とのかかわり方を身につけ、心も体も成長してほしいと願って性教育を実践した。同意を得ること、自分の意思を示すことを大切にしている。性教育のあり方について検討した。

<討議>

- ・横のつながりを広げていきたい。ものを取って気持ちを引きたい子がいる。いい人とのかかわりをしてほしい。中3の体が成長する時期、心も体も成長してほしい。
- ・さいころゲーム、出た目「ともだちの肩もみをする」「友だちと握手する」という目がある。「肩もみしていいですか？」と聞いて、「いいよ」「恥ずかしいからやめて」などと答える。同意を得ること、自分の意思を示すことを大切にしている。
- ・繰り返し取り組むことが大事だ。学校の文化として積み重ねていけるようにしたい。
- ・性に関して、大人がマイナスイメージを持つのではなく、人とのかかわりの学びだと考えたい。

- ・丁寧な取り組みだ。就職や福祉就労をしても、職場の人間関係（女性問題など）で離職していく。高校での性教育が大事だと思う。
- ・包括的性教育が叫ばれている。ジャニー喜多川氏や中学校長・塾講師などの性暴力が報道されている。妊娠について学ぶべきという意見があちこちで聞かれている。実践していく事が大事だ。
- ・相手からの依頼に「ノー」と言える実践はとても重要だ。「ノー」と言うと、言われた人は人格を否定されて様を感じるが、そうではなく、何が嫌なのかをはっきり伝える力を身につけさせていきたい。
- ・文部省は、1999年に「性教育の考え方・進め方」という冊子を作った。その中には性暴力や性感染症などの最近の情勢にかかわる内容が盛り込まれ、今までの性教育から舵を切ろうとしていた矢先、七尾養護学校の性教育に対するバッシングがあり、2007年に歯止め規定がかかった。今この時期に性教育の機運が高まっているが、こういう時に政治の教育介入がされやすい。杉田議員の差別発言など、政権は性教育の導入に消極的である。安心してできる環境が必要だ。

◎常盤レポート

特別支援学級の運営や生活単元学習のあり方について、「なかよし学級」での実践を報告し、生単や自立活動について考え合った。

<討議>

- ・生単や自立活動を通して家でもお手伝いをするようになり、生きる力に繋がっている。
- ・個別ではなく、小集団での取り組みを大切にしたい。
- ・知障の子どもたちは、〇×のつかない（合科的・総合的）取り組みが大切。「学び」への取り組みとなる。思いを膨らませ、自己肯定感を持つ。それは決して通常学級へ戻るための教育課程ではない。特別支援学級はその子の学びを保障するところである。
- ・特別支援学級の「学び」とは何かを、しっかり考えていく。特別支援学級は通常学級の補助クラスではない。
- ・文科省の376号通知で中学校進学に向けて、すべて特別支援学級で学ぶか、通常学級で学ぶか、決めないといけない。とてもやりにくい。これからますます崩されていくのではないか。

◎倉冨レポート

不登校や課題のある生徒に、調理活動（お好み焼き・タコ焼き作り）を設定し登校を呼びかけた。その中で、「コミュニケーション」や「計画性」を身につけてほしいと願った。その事例を通して、自立活動について考え合った。

<討議>

- ・一方的に話す子、会話に入れないう子、スケジュール管理が難しい子、見通しが持てずにイライラしやすい子など、調理活動で力をつけたいと考えた。
- ・自立活動を進めていくと、共通の話題で話せることで学年を超えた交流が生まれた。経験を積むことで見通しが持て、協力して互いに補い合って作る関係性が持てた。
- ・他者意識を育てることが、コミュニケーションの発達に繋がる。
- ・調理学習を通して生活リズムをつくる。食を通して働く力をつける。以前の学校で、8時間労働に耐えられる力をつけるんだと取り組んでいた学校があった。面白くないので、自分でクッキー班を作り、先生たちに欲しいクッキーのアンケートを取り、望みのクッキーを作って届けた。その他、「目が釘付けになるパスタ」を作ったり、いろいろ取り組んだりした。先生方からいいアイデアをもらい、いいものにしていく。学校がとても楽しくなる。

- ・国語の内容にプレゼンが入ってきて、極端に国語を嫌いになった生徒たちがいる。協働的な学びがあれば、素晴らしい。
- ・子どもが学校に来れないと、どうしたら学校に来れるようになるかと考えがち。結果的に子どもを追い詰めることになる。来たくなる学校、来たくなる授業、自分がいないと調理できないとか、役に立つ自分がいるから学校へ行こうとか、自分への手応えを感じるようになる。周りの子にやってあげることで、気持ちが変わる。
- ・中学校でも生活単元学習や自立活動に取り組めたら子どもたちは幸せだ。

◎梶山レポート

通常学級の児童に「自立活動」の視点を取り入れた指導を実践している。自分の思い通りにならないと怒ってしまう Y さんに、「いいねカード」を使って相手の話を肯定的に受け入れる姿を期待した。通常学級における自立活動について考え合った。

<討議>

- ・「自立活動」を考えていくことは、教員の意識や考えを変えていくものになる。
- ・「自立活動」にこだわらなくても良い。ゲーム通して子どもたちの関係性作りを実践していた先生がいる。ハンド to ハンド、子どもたちと温かいかわりをダンスで実践していた。
- ・自立活動の視点を持って取り組むことが大切。困難さを改善していく事は、特別な場ではなく、通常級の中でやることだ。インクルーシブ教育の本来のあり方に繋がる。
- ・授業改善の中で、子どもたちにとって分かりやすい授業、楽しい授業として考えていく。「自立活動」としてではなく、すべての授業が変わっていく。
- ・スキル教育＝通常のための教育ではない。原点に戻る。本人を見る視点を大事にする。
- ・自立活動の視点を持って取り組むことが大切。
- ・困難さを改善していく事は、特別な場ではなく、通常級の中でやることだ。インクルーシブ教育の本来のあり方に繋がる。

Ⅲ まとめと今後の課題

- ・障害児学校からは性教育の実践が報告され、今話題となっている包括的性教育について考え合うことができた。次年度も継続して話題にしていきたい。
- ・「自立活動」について、小・中・高校（障害児学級や通常学級も含め）での事例を通して、そのあり方を検討したことは大変有意義だった。来年度も、共通の話題で討議できると良い。
- ・文科省の 376 号通知が、市町村教育委員会を通して現場に圧力がかかっている実態が報告された。全県の状況を交流し合い、子どもたちにとって最善の利益となる障害児学級の利用や「交流・共同学習」のあり方を考えていく必要がある。
- ・高校からのレポート参加があり、小・中学校での支援について何が必要かも考えられた。ライフステージを通じた支援のあり方を考えていくことも重要だ。
- ・課題提起に盛り込まれた内容や課題を、現場でどのように問題意識を持って実践していくかが問われている。今後のレポートに期待したい。

分科会報告

I 討議の柱とレポートのテーマ

「幼年期・低学年の育ちで大切にしたいこと」

レポート1 「いっしょうけんめい一年生！」 松本市立波田小学校 一ノ瀬 有香

レポート2 「子ども時代をどう保障する？～『あそびタイムの取り組み』」

上田市立神川小学校 高木 美幸

II 報告と討議の内容

保育園、幼稚園

- ・ 現場では、幼年期に育ってほしい姿10項目というものがあり、自己評価や外部評価を行なって来たが、子どもたちの育ちへの評価が検証され、成長実態を報告しなければならず、職員の負担になっている。
- ・ 0、1、2歳児の保育でゆったりした保育、子どもの心が満たされる保育ができれば、不登校など少しでも減少するのではないか。
- ・ 保育者の人手不足。条件付きの人的配置の困難さがあり、短時間勤務保育士を雇うなど、人的確保を行なっているが、数時間では助成金が降りない。制度的な面で改善を求める。

学童保育

- ・ コロナ感染の時は、休校が続き、保護者も仕事を休めない中、学童に来る児童が多かった。学童の職員が保護者を支えていた状況であった。
- ・ 人的配置をお願いしたい。子どもたちへの影響も出てきてしまう。働く条件整備を求める。
- ・ マスク生活が当たり前になり、逆にマスクを外すことができない児童も多い。関わることへの不安感を持つ児童、関われない児童も増えた。よりよい育ちとは何か。自由に何かと関わろうとする姿を大事にしていきたい。

小学校

- ・ 「あそび」の中でつながりを持つ子どもたち。友だちがいない子も鬼ごっこを通して友だちになったり、交流学級との活動がきっかけとなったりして、学校に慣れていった1年生であった。
- ・ 授業の中で人との関わりが持てる活動を入れていくことで、関わりのおかげとなる。学習の中でもあそびとして活動ができていくと良い。友だち作りや関わりの中で、楽しさやモチベーションが生まれ、自分の居場所作りとなっていく。
- ・トラブルが起こった時に、自分たちで解決していく力を養うために、子どもたちの目線で見ること、集団の良さを感じられる活動、一緒に関わる必要がある。どこが嫌だったのかなど問いかけ、解決方法を見つけていく、自分たちで動ける状況作りをしていくことが大切である。
- ・ 学校で落ち着かない児童、なかなか教室に戻って来られない児童。まずは、担任が寄り添うことで子どもたちがつながっていく。
- ・ 発達段階の中で、まずは自我を出し(2歳児)大人に受け止めてもらう。やがて多面的な見方(こういうときもあるけれど、こういうやさしさもあるというふうに)ができるようになっていく。幼年期に十分な自己主張や受け止めをされて来なかったことも原因がある。いつでもやり直しはで

きる。自我を受け止めてもらうことに戻ってやり直すことで落ち着いた児童の実例。それらを受け止める大人の余裕（時間的にも精神的にも）が必要で、人的配置が必要である。

Ⅲ まとめと今後の課題

影浦先生

- ・ 「あそび」を学習の中で行うことの重要性。「あそび」は目的のないものであり、意図としてしまうと楽しくなくなってしまう。プログラム化した「あそび」は「あそび」ではない。偶然性をチャンスとして子どものやりとりの中で判断していく。
- ・ レポートについて、子どもの理解が深まっていくものであった。子どもたちの新しい発見がよくわかり、多面的な視点で見られている。
- ・ トラブルは今しかできない。そう思って関わっていきたい。小さいうちに経験し解決方法を考えていくことが大事。発達を節を超えさせていくことが大事、いつでもやり直していい権利を持っている。戻っていいことを保障していく。そのためにも、ゆったりと関わることのできる人的配置が必要。

分科会報告

i 討議の柱とレポートのテーマ

- ・定時制・通信制教育の現状と課題 上田高校定時制 柳澤宏至
- ・特別支援教育の現場では 長野養護学校高等部朝陽分室 米倉拓也
- ・外国の高等学校での数学教育 民主教育研究所 鈴木敏則

ii 討議の内容

長野高教組定通部副部長兼定通教育研究会長の柳澤から課題提起に基いて、長野県下の定時制・通信制高校の現状と課題について報告した。観点としては、定通制の生徒の在籍状況の推移、定通制の生徒の就職に関する状況、第II期高校再編整備計画第三次案(定時制の再編に関する部分)、特別支援教育(通級指導を含む)、外国由来生徒(日本語を母語としない生徒)の指導、定通制の教職員の勤務実態、その他定通制の課題について取り上げ、参加していた定通制の現場の教員(定時制1名、通信制1名)が補足説明した。その後参加者(共同研究者を含め4名)からの質疑に回答する形で各項目や再編の個別の状況(進捗状況と今後の進め方)について交流した。定通制の現場の教員の参加が2名しかおらず、全県的なことは説明できても個々の案件については不十分にしか説明できず未消化の感があった。

続いて柳澤が「日本語を母語としない生徒の指導と高校生活支援相談員の配置と課題」と題してレポートを発表した。長野県下の高校における日本語を母語としない生徒の現状と、日本語支援のために配置されている「高校生活支援相談員」(今年度は27校に配置)について課題を提起。参加者から本事業の位置づけや支援内容、配置についての注意点や課題について質疑応答した。また「外国由来生徒等指導者ネットワーク」の活動についても言及した。

次に特別支援教育の立場から長野養護学校高等部朝陽分室の米倉先生から「養護学校高等部の修学旅行に取り組んで」と題してのレポート。担任している養護学校高等部の生徒が修学旅行に行くにあたっての前年度からの事前準備の取り組み、修学旅行中の行動の様子、事後の反省について詳細な報告がなされた。特に注意すべきことは、手を出しすぎない、生徒の意見を尊重する、行動を否定しない、失敗しても叱らないをモットーとしたとのこと。生徒の生き生きとした姿が報告からうかがわれた。共同研究者の鈴木さんから民研の冊子への掲載の依頼がなされた。

最後は共同研究者の鈴木さんから、「ロシアの数学教育」について報告があった。ロシアの義務教育段階の数学のカリキュラム、統一試験(大学共通テストに相当)における数学必修について、その後の数学教育について自身の研究を基に、全ての人が共通として持つべき数学の教養とはといったレベルまでの話題となった。

iii まとめと今後の課題

何年にもわたる課題だが、本分科会の参加者が固定化・高齢化している。昨年まで運営を担っていた方々が高齢を理由に引かれた。また、定通制の現場の(若い)教員の参加がないことは今後の分科会の存続にかかってくることだと思う。特別支援教育に関しても、前任の方が後継者を見つけてつないでくれたが心もとない状態。4名といった人数での分科会は県教研といえるのか。少人数・アットホームと耳触りのいい言葉で糊塗しては何の解決にもならない。定通制は今大きな課題を抱えて岐路に立たされている。もっと多くの参加者で議論していかなければならない。参加者の状況で討論の時間のやりくりができればと思う。

分科会報告

I 討議の柱とレポートのテーマ・氏名

長野における進路(就職)保障の取り組み

長野東高校 村田直樹

中高一貫校からの進路について(市立一貫1期生の卒業学年担任としての感想)

長野市立長野高校 工藤雅史

II 報告と討議の内容

長野東高校村田先生より高校生の就職状況についてと、市立長野高校工藤先生より中高一貫高校の様子についてレポートを出していただき、それぞれについて討論を行った。村田先生からは、就職差別をなくし進路保障をする取り組みとして何十年も活動を行ってきている様子を紹介していただいた。その成果として就職における差別事象はなくなりつつあるが、まだしっかり注視していかなければいけないという報告があった。また工藤先生からは進路状況についての様子と小中一貫校での校内の様子を紹介していただいた。

話し合いでは進路に関わり、現場の児童・生徒の様子について情報交換が多かったように思われます。また先生方の多忙の様子が伺われて先生方が独自に創造性を発揮しづらくなってきたという声が多かったです。また生徒の進路保障をするためにも学力や自分の考えをしっかりとめるような指導の在り方について課題となった。

III まとめと今後の課題

数年ほど、この分科会で小中高の先生方と話し合いをとおして、それぞれの学校で子どもたちの日常の様子が分かり、視野が広がっている。子どもたちにどのような進路保障をさせたらよいかということは、今の子どもたちの学校生活の現状をもとにどのような力をつけたらよいかということと繋がっている。そこで今年度の分科会での話し合いでも出されたが分科会の名称も進路だけでなく現状の様子も語れるような名称にしたらよいかと思われる。

分科会報告

I 討議の柱とレポートのテーマ・氏名(敬称略)

討議の柱1：人権の課題を通して平和を学ぶ

1. 共同研究者から 東京都立大学 宮下 与兵衛
2. 課題提起(情勢と学校現場から) 篠ノ井高校(更埴) 小宮山 勝人
3. 地域の満州開拓慰霊碑が6年生に語る戦争と平和 竜丘小学校(下伊那) 坂下 力

討議の柱2：国際連帯を通して平和を学ぶ

4. 生徒による平和学習の取り組み 上田染谷丘高校(上小) 村山 美耶子
～映画「カンタ! ティモール」上映会と東ティモール留学報告～
5. 戦争加害の歴史から考える 軽井沢西部小学校(佐久) 高橋 朋之
～戦争を考え続ける意味～
6. 韓国の様々な事象を、体験・交流の学習活動を通して、
五感で感じ、学んでいく学習を願って 神科小学校(上小) 横澤 芳幸

II 報告と討議の内容

1. 共同研究者より

・国連の勧告があるにも関わらず「子どもの権利条約」(日本1994年批准)の教育が学校のカリキュラムに組み入れられないまま、空白の28年を経てようやく国内法(子どもの権利基本法)が4月からスタート、生徒指導提要が改訂された。この学習をあらゆる段階で学校のカリキュラムに組み入れ、全ての教育公務員がその計画的かつ体系的な研修を継続的に実施することを強調する。

・2022年、国民の認知が広がる前に安保関連3文書が決定され、着々と戦争準備が進む今を「新しい戦前」と呼ぶ。安倍政権が2015年「安保法制」を決めて集団的自衛権が「ある」ことにしたこと、米国が戦争を始めたなら自衛隊も一緒に戦争する。世界第3位の軍事大国は「台湾有事」に備え、南西諸島や九州はミサイル基地化が進む。アメリカのシンクタンクが示したシミュレーションによると日本国内の死傷者だけ公表されていない。戦争準備に反対し、憲法9条を守り、平和外交で日本と世界の平和の実現を求め教育に関わる。

2. 課題提起(情勢と学校現場から)

・パレスチナ、イスラム組織ハマスによるイスラエルへの無差別攻撃を発端とする「戦争状態」に関しては中東情勢、宗教上聖地の問題やユダヤ人迫害の歴史を踏まえて理解する。日本は国連決議と同じ姿勢を貫くことで、欧米に追従せず、ユダヤとアラブの間の中立的な立場で停戦に尽力すべき。

・コロナ不安から日常が戻りつつあるが、物価高騰のため沖縄修学旅行を断念する流れが見える。コロナ禍で目立った松代大本営地下壕、満蒙開拓平和祈念館、無言館など県内で平和を学ぶ施設の活用を推進したい。

・学校現場におけるいじめ、LGBTQにみられるような国際的な日本の人権意識の低さ、長野県における未成年の自殺者数増加の問題など踏まえ、学校環境が誰でも気持ちよく登校できて学べる環境にす

ることを目指す。

3. 下伊那地区小学校レポート

・終戦当時、長野県からどちらも全国1位となる約31,000人の満州開拓団、約6,500人の満蒙開拓青少年義勇軍を派遣。さらに突出して飯田下伊那地方は、県内開拓団民それぞれ最多8,400人と1,100人を送出した。なぜ飯伊から渡満者が多いのか、小学6年生が平和記念館見学を通して、満蒙開拓犠牲者を記した碑と文献の名簿と照合、芳名碑データベースづくりと清掃活動を始め地域史の掘り起こしを行い、新聞4紙TV4局が報道。後にこの学びを5年生以下の生徒たちに引き継ぐプレゼンテーションも行った。坂下先生の前任校での満蒙開拓を学ぶ実践では生徒の感性が素晴らしく「今、避難しているウクライナの人達は、ロシア兵に追われている。77年前の満州で逃げる日本人の満蒙開拓団を攻撃したのも、国の名前は変わったけれど、同じロシアなんだ。」と戦争行為を非難する声をあげ、平和憲法の大切さを学んだ。

(共同研究者より)

大下条村(現在の阿南町の南東部)村長は満州の視察の際「これは中国人の土地を取り上げたものだ」と認識して村から渡満者を一人も出さなかったことで犠牲者を出さなかった。片や、豊丘村からの開拓移民はかの地で全員が集団自決をはかることになる。当時の豊丘村長に分村移民を出せば村に診療所を立ててやるという口車に乗せられた経緯があり、国民が戦争に巻き込まれていくプロセスは確認しておくべき。今回の報告は小学生でここまで出来るんだとびっくりした内容だが、小学生はここまでできるんだという確証にもなった素晴らしい実践。

4. 上小地区高校レポート

東ティモールは第二次世界大戦後24年間にわたり、インドネシアからの軍事侵攻を受け続け、国民の3人に1人が命を落とす凄惨な歴史をもつ。1976年、東ティモールはインドネシア軍事侵攻により武力併合を被った際、国連安保理はこの併合を認めず、インドネシア軍に撤退を要求、国連総会も侵略行為を非難し住民自治兼擁護決議を可決したが、このときアメリカ、オーストラリア、日本は反対に回ってインドネシアの併合を承認した。2002年PKOが実施され”念願”の独立を果たすが、インドネシアによる残虐な軍事侵攻の背景には、日本の経済的援助もあり、日本と関わりの深い間柄なのだが、日本人のほとんどがこの事実を知らない。映画「カンタ!ティモール(広田奈津子監督)」と昨年開かれた東ティモール独立20周年記念イベントをきっかけに上田染谷丘高校生が友人の輪を広げて上田市の映画館にて上映会を実現するまでの経緯を村山美耶子先生が報告した。後にこの高校生が東ティモールに留学して現地でも映画の上映会を実施する。さらに総合的な探究の時間を用いて学年全体の生徒で鑑賞して大勢の生徒に映画の事実と真実を学んでもらった。日本が関わっていたことを知ってショックだったけど、日本は復興にも手助けしてくれたことを感謝する現地の越えに自分事として捉える涙ぐむ生徒もいた。戦争を身近な問題と捉え、違う意見の人とも対話を通して自分の考えを持つことの大切さを学んだ。

(共同研究者より)

東ティモールの独立と日本を比較して欲しい。アジアの国々は日本を独立国と見なしていない。アメリカの従属国という認識。なぜならば、その国の首都圏に広大な他国の軍事基地が置かれている例はなく、国連での日本の意見はアメリカの発言のコピーそのものであるから。この観点を踏まえて独立を言葉の意味の通りに勝ち取る姿を理解したい。

5. 佐久地区小学校レポート

教職員組合青年部常任として活動する中で、平和を学ぶ機会を何度か頂いた。この学びを子どもたちのために教室に持ち込みたいと考え、生徒に還元する教材を探るレポート。

広島にて大久野島を見学。戦時下、毒ガスの製造工場として大久野島が活用された。終戦後、残された毒ガスは、その場に遺棄された。幾度かにわたって毒ガスの廃棄問題が起こっている。

軽井沢西部小から徒歩 10 分のところにある泉洞寺の満蒙開拓慰霊碑がある。軽井沢町の大日向開拓地は、南佐久郡の旧大日向村（今の佐久穂町大字大日向）から満州に開拓団として渡り、戦後に引き揚げた人たちが入植した地区である。1933 年の二・四事件にて長野県で教員を含む 608 名が検挙された経緯があり、その反動で教育が戦争に利用され、分村移民のモデルケースとして大日向村が満州へ移民していく。さらに 1940 年映画「大日向村」が上映され戦争のプロパガンダに利用された。

これらの歴史を平和学習として学ぶ理由は「再び教育が戦争に利用されないようにするため」「戦争に近づこうとする雰囲気を感じ取るため」「戦争の事実を伝え、二度と起こさないと誓う仲間を増やすため」と感じた。

6. 上小地区小学校レポート

「総合的な学習の時間」体験学習にて白菜の栽培活動とキムチづくりに取り組むことになり「白菜の栽培」のウエビングマップを作成する過程で「韓国」について調べていく。KPOP が大好きな子どもたちは韓国に様々な興味・関心を示す。そして韓国と日本の歴史的関係に触れ日韓関係におけるデリケートな問題に直面する。

「各国の日本に対する好感度」にて香港・台湾・アメリカ等の親日度は 80~90%であるのに対し、韓国の親日度はおよそ 60%代で反日感情が生まれてきた背景や理由に子どもたちはショックを受ける。韓国民団東信支部の方々が来校して教室へ。韓国併合・朝鮮戦争という苦難の歴史の中で必死になって生きてこられた方々の体験を聞き、自分たちのこれからの生き方・考え方を学んでいくことが大切ではないかと、五感全体を使って子どもたちが学んでいく。話のまとめで、いろいろな過去があったけれど、今日本が大好きであるという言葉に子どもたちは安堵した。

「人」の先にある物にふれること→

「どんな思いや願いを持って、働いているのか」

=その人の思いを感じる

=その人の生き方に触れる

平和学習においても「人」そして「人の先にある物」にふれていくことが、意義のある平和学習へとつながっていくのではないかと。

III まとめと今後の課題

小学生が満蒙開拓の歴史や戦争の加害について学ぶレポートを通して、現実の戦争を自分たちのこととして捉え学んでいく姿に共感した。ウクライナ、ガザ地域の状況を見るに武器や戦力を増強することで解決する手法は間違いだと実感できる。改憲派の「現実に合わせて憲法を変えるべき」という主張では、世界平和は成し得ない。ベトナム戦争時、韓国は集団的自衛権の名のもと、米軍支援のため 30 万人の兵を派遣して戦死者 5000 人、1 万以上の負傷者、数万人の枯葉剤被害者を出し今でも苦しみ続けている訳で、集団的自衛権を認めることは国民が犠牲になる悲惨な戦争の時代に逆行していくこと。戦争を否定した「国連憲章」と「日本国憲法」は人類の叡智の到達点。戦争の準備に反対し、人類の羅針盤である「憲法 9 条」を守り、「憲法 9 条」による平和外交で日本と世界の平和を実現していくことを求め続けていく教育が私たちの課題と理解した。

第21分科会 教育条件整備 分科会報告

I 教職員、生徒に備品を紹介しました

広徳中学校 大野 真梨子

大野さんは今年新規採用され、広徳中学校に赴任しました。長野県の学校事務職員は新規採用者が指導役の学校事務職員と一緒に数年間勤務します。備品購入が済んだ時点で、大野さんは購入した備品について周知をすることを指導役の学校事務職員より頼まれました。昨年度も同様の周知資料を前任者が作成しており、今年も作成に取りかかりました。大野さんは前任者の作成した資料を参考にして、自分なりの改良を行った資料を職員室前に掲示しました。掲示した資料は生徒にも分かるように模造紙大の紙へ拡大印刷され、今もその場所で掲示されています。

購入した備品や予算の使い道についてわかりやすく生徒に説明するため、学校のものは税金で購入されているという文章を入れた掲示物には大野さんの考えが詰まっています。このような周知には職員へ予算の使い方を考えてほしいという願いが詰まっています。まだ生徒からの反応は少ないようですが、この掲示を見た生徒に思いが伝わればいいなと思いました。

同様の取り組みは実際に張り出したりしないまでも、事務便りや保護者通知などで伝える実践をしている学校事務職員がいます。予算の使い方は事務室内での手続きにとどまらず、学校内での予算の可視化につながります。よりよい生徒の学習環境の整備への第一歩ではないかと感じました。

II 初任研指導を通じて

ながの制度研 西倉 光人

初任者が配置される学校では初任者研修（以下初任研）が行われています。初任研には多くの項目がありますが、学校事務職員が積極的に関わっているとはいえません。初任研の中には一般指導という項目があり、そこで服務書類や旅行命令票の書き方があります。学校によってはその項目に学校事務職員が関わります。

西倉さんが勤務する栄中学校に初任者が配置されることになりました。栄中学校は小規模校ですが、様々な生徒がいる学校です。西倉さんは家庭の背景も考えた保護者対応や生徒対応、就学支援制度の理解は必須であると思っていました。通常の生徒指導の研修ではあまり触れられない、就学支援制度も含めた生徒の理解と職員や地域との連携を中心にして資料を作成しました。

通常書類処理はいつでも対応できますが、これからの生徒を育てる職員にはそれよりも大事なことがあると思います。それは、目の前の子どもに向き合っていく上で何よりも大事だからです。教え方が多少下手であっても、家庭や生徒に向き合い、自分だけでなく他の職員などと協力できる姿勢がある方がいいように感じます。自分で抱え込まないこと、いろんな見方があることを知ることはその人の成長にもつながります。

県内では多くの学校統廃合が現在進行形で進んでいます。その背景には文部科学省の通達と、自治体の財政難、過疎化と少子化などがあります。これらの課題を地域の住民を巻き込んで考える会議を立ち上げ、統合についての議論をしている村があります。西倉さんはその村の学校統合に関わる困りごとなどをまとめていました。

学校の統廃合は地域へ大きな影響を及ぼします。子どもの視点からは、新しい学校での生活の不安や通学方法の変化、学校がなくなる地域では拠点の喪失などが挙げられます。適正規模学級や新しい教育という考え方が広がる中、通ってくる子どもや保護者、教職員の視点が軽視される場面があってはけません。西倉さんはその地域にどのような子どもがいるのか、必要な支援は何かを中心に考えてほしいとまとめていました。

共同研究者からの発言

共同研究者からは、学校事務職員に期待する実践として、以下の 5 点が示されました。すなわち、①私費負担の軽減、②就学援助の周知、③公費の適切な使用と子どもへの周知、④子どもへの学校修繕や公費での物品購入のアンケート実践、⑤事務だよりの発行です。こうした項目に関する事務実践を日々行い、来年度にレポート発表してくれることを期待していることが共同研究者から発言されました。

まとめと今後の課題

会場とオンラインを結んで半日の分科会ができました。参加者数は少なかったものの、学校事務職員以外の参加者もいました。レポート数もそこまで多くなかったので、十分な時間を使って議論することができました。レポート数の減少は半日開催ではよい側面もありましたが、一方で参集して事務便りや持ち込みレポートを討議する楽しさは失われています。オンライン対応はこれからの時代必須となるのは明らかですが、顔を見ての交流も復活してほしいと思います。

来年に向けて個人的な声かけと事務職員部を通じた参加の呼びかけも検討し、レポート数と参加者数が増えるよう働きかけます。組合加入者の減少が止まっていない現状では難しい部分もありますが、分科会の維持に向けてできることをしていきます。

分科会報告

I 討議の柱とレポートのテーマ

(討議Ⅰ) 私たちの食環境を取り巻く課題点やその解決策を考え、子どもたちのよりよい育ちへつなげるためどのような工夫ができるか

- | | | |
|----------------------|-------|-------|
| ① 課題提起 | 長門小学校 | 朝倉 恭子 |
| ② 2023 年度栄養教職員部 実態調査 | 東中学校 | 降旗 優希 |

(討議Ⅱ) 地域を超えた栄養教諭の輪をつくり、日々の仕事へ生かしていくことについて

- | | | |
|---------|-------|-------|
| ③ 実践研報告 | 中川中学校 | 小林 大夢 |
|---------|-------|-------|

(討議Ⅲ) 多職種と協力し、給食の魅力を広めるにはどのようにすればよいか

- | | | |
|---|-------|-------|
| ④ 給食を通し、食の大切さや生坂村の魅力を多くの方に伝えるにはどうしたらよいか
～SNS を活用し、校内で協力して進める学校給食 PR 活動の紹介～ | 生坂小学校 | 金井 大温 |
|---|-------|-------|

(討議Ⅳ) 郷土食を通じたよりよい人間形成のためにどのような食育を行っていくか

- | | | |
|-----------------------|-------|-------|
| ⑤ ICT を活用して郷土食をもっと知ろう | 本郷小学校 | 小林 幸也 |
|-----------------------|-------|-------|

(討議Ⅴ) オーガニック給食の魅力を知り、取り組みをどのように進めていくか

- | | | |
|-------------------------|---------|--------|
| ⑥ 学校給食における有機野菜使用について | 四賀小学校 | 神戸 美穂 |
| ⑦ 有機食材導入と学校給食の現状について | 松川中央小学校 | 木下 めぐ美 |
| ⑧ オーガニック野菜、オーガニック給食について | | |

学校給食地産地消食育コーディネーター 杉木悦子

II 討議の内容

討議Ⅰ

- ・ 「欠員による調理作業が毎日ではないがある」という回答が今年度増えている。
- ・ 食材費だけでなく光熱水費の高騰、消耗品費の上昇なども予算を圧迫している。
- ・ コロナ対応に割く時間が長かった。
- ・ 「体調に不安を感じる」という回答が昨年に比べて6%上昇している。

討議Ⅱ

- ・ これまで同様 Zoom を介したしゃべり場と、参集の会も開催した。
- ・ 活発な情報交換、日々の悩みの共有を行うことができた。

討議Ⅲ

- ・ しゃべり場で生坂小学校の SNS が話題となり、知って登録した。

- ・ 調理員や栄養教諭、学校栄養職員以外の職員が給食に関わって発信を行ってくれることがうれしい。世界中にみてもらいたい。

討議Ⅳ

- ・ グーグルスライドを用いて資料作成している点が良い。画用紙だと過去に作成したものを探すが大変。
- ・ 自分のタブレットを使用することでグループだと消極的になってしまう子も主体的に取り組むことができるところが ICT の強みである。

討議Ⅴ

- ・ 松川中央小学校では、有機野菜の計画的作付けをしてもらっている。
- ・ 子どもたちは有機食材についてよく知っており、有機食材を使用した給食を楽しみにしている。
- ・ 有機食材を通じた地域とのかかわりも行っている。
- ・ 有機食材を取り入れた結果、地域を知り、残菜量が減り、食べる意欲が出た。
- ・ 松本市四賀、中川村、生坂村など有機食材を使用した給食提供を行っている施設もすでにある。

Ⅲ まとめと課題

1 共同研究者より

(1) 福山隆志先生（西九州大学 健康栄養学科）

- ・ 実態調査について

アレルギーチェック体制がない、専用コーナーがないなどリスク管理ができていない施設がある点は重大な課題であると認識した。また、黙食はコロナ感染拡大の効果がないと報告がある。黙食の緩和が進んでももらいたい。
- ・ 実践研報告について

良い取り組み。コロナ禍から得るものなければさみしい。ウェブでは物理的、距離的な障害を一瞬で取り除くことができる。しかし、対面が大原則であることも多く、得られることも多くある。公の立場として、栄養価を満たすことを私たちの仕事の絶対条件と考えながら、その方法についてもぜひ情報交換しながら、取り組んでももらいたい。
- ・ SNS を活用した給食紹介の取り組みについて

SNS 上で卒業した高校生からのコメントもあるようだ。ぜひ高校生の食事の状況も確認できるとよい。正しい理解を求めなければならないことはたくさんあるということを認識してもらいたい。
- ・ ICT を活用した郷土食の紹介について

タブレットで個人の意見を授業に反映させることは、正に SDG s の精神である、誰一人取り残さないということが実践されていくのではと感じた。郷土食を知っている児童の目標値が 95% だったが、目標設定の根拠がわからなかった。困難とわかっているでも高い目標を立てるべきである。
- ・ オーガニック給食について

有機食材の普及や給食への導入にも言えることだが、新しいことを進めるときには反対意見がつきものである。丁寧に粘り強く物事を進めていくのが大事。社会の中で注目されてこなかったことに注目し、拡大していくこと。そこに私たちのあるべき姿が見えてくるはずだ。

(2) 杉木悦子先生（地産地消コーディネーター）

- 実践研報告について
現在のしゃべり場 wee t のような場を作れるとよいとずっと話していた。実現され、素晴らしい。
- SNS を活用した給食紹介の取り組みについて
生坂村調理場の小山先生は調味料などにも非常にこだわっている。ぜひ調理場の食品倉庫もみてもらいたい。
- ICT を活用した郷土食の紹介について
最近の子はタブレットを自分のものという感覚でスムーズに使うことができる。その感覚を生かして一人一人が活動を行うことができる。タブレット、本物の野菜など、両方を使って五感で学んでほしい。
- オーガニック給食について
まず地産地消の効用とは、新鮮で栄養価の損なわれない農産物を提供できる点、食を絆とした消費者と生産者の信頼感が築かれ、作り手である人のやる気や誇りが高まる点にある。有機農業は農薬を使用しないということではない。有機農業とは、生物循環、土壌の生物活性を高めること、生態系の健全促進、絶滅を刺激しない生産管理システムである。微生物と共存し、微生物が分解した有機物を肥料として使用するのが有機農業、植物の成長に必要な成分のみを利用するのが化学農法。オーガニックとは、自然と共存する食教育である。取り入れやすい米、小麦から少しずつ取り入れることができるとよい。

(3) 今後の課題

実態調査からは、毎年のように人員不足などの課題が見て取れる。人材が給食現場から離れて行ってしまう現実があり、担い手が減少している。給食に携わる仕事をもっと魅力的で生き生きと活躍することができる環境を目指さなくてはならない。今回の SNS を通して情報発信などは、事務職や司書など多職種の協力を得ることができた素晴らしい例であった。そのような立場からの働きかけは、給食従事者にとっても大きなやりがいを感じるできごとである。有機食材を使用した取り組みでも見られるように、人とのつながりが日々の仕事へのやる気につながっていることがわかる。ICT などを取り入れ、効率化が可能になる一方で、このような人同士のやり取りも大事になるはずである。誰かが管理するのではなく、働く一人一人が考え、工夫しながら給食に携わることで、やりがいが生まれ、働き手にとっても、そして給食を食べる子供たちにとっても良い環境になる。有機食材を取り入れることは、そのきっかけにもなり得るということを学ぶことができた。有機食材のよさ、有機食材を取り入れることの意義を共有し、段階的に一步を踏み出す施設が増えてほしい。そのためにも今回学んだことを共有し、実践研の取り組みなどを活用しながら情報交換を行っていくことが重要である。

I 討議の柱とレポートのテーマ

(討議Ⅰ) 討議の柱：環境教育と人・もの・こと

- ①課題提起 松本筑摩高等学校 石川 伸次
②ネイチャービンゴで自然探し 諏訪市立豊田小学校 両角 眞太郎
～環境教育が人間関係作りや思いやりの
心を育む手がかりになるように～
③近隣の小水力発電と地元食材食品 屋代高等学校 森嶋 光

(討議Ⅱ) 討議の柱：専門性を生かした環境教育

- ④ミニ講義 「中国の緑色学校の発展」 共同研究者 埼玉大学 曾 貧 先生
⑤ミニ講義 「地球市民教育の取り組み
(世界での事例等)」 共同研究者 信州大学 友川 幸 先生

II 討議の内容

②「ネイチャービンゴで自然探し」に関わって

- ・ネイチャービンゴの活動を通して、友との関わりを深めた小学1年生の事例。
- ・ゲームを通して人間関係を築くのは、発達段階に合っていてよい方法である。
- ・「ビンゴの言葉を使って文章を作る(国語)」「ビンゴに数(どんぐり3つなど)を入れる(算数)」「ビンゴで見つけたもので工作(図工)」など他教科とのつながりも期待できる。

③「近隣の小水力発電と地元食材食品」に関わって

- ・高校生に向けた再生可能エネルギー(小水力発電)と地域食材食品による地域活性化の教材化についての報告。
- ・原子力発電に頼らない電力確保について考えていく必要がある。
福島原発の処理水の問題が、世界的な話題にもなっている。
- ・「なぜ原子力発電が必要なのか」ということについて、世界の人口の2割が、世界のエネルギーの8割を使っている現状から共に考えたい。
- ・保健体育や家庭科などの教科に含まれる環境教育の内容が、しっかり扱われていない現状が問題である。環境教育は今の時代に必要な内容であるので、ていねいに扱ってもらいたい。

④ミニ講義 「中国の緑色学校の発展」に関わって

- ・1996年に設立された、「環境教育に取り組む学校」を「緑色学校」と呼ぶ。
- ・「緑色学校」は2004年時点では学校総数の3%だったが、2022年には学校総数の60%まで増えている。毎年1回行政によるチェックが行われる。
- ・1996年に、中国で「環境教育」の取り組みが始まっていたことに驚いた。
- ・学校長や担当者が変わっても、取り組みを継続できるかが課題となるのではないかと。

⑤ミニ講義 「地球市民教育の取り組み(世界での事例等)」に関わって

- ・健康や環境教育に関連した様々な取り組みの中の、「地球市民教育(GCED)」の紹介。

- ・地球市民教育は、学習者が、より平和で寛容な、包括的な世界を形成するために積極的に関わり、役割を担うことができるようにすることを目的に、ユネスコが 2013 年に提唱した価値教育のプログラム。
- ・日本の教育現場で、地球市民教育を推進していくためには、「自分の身近な教材(自分の地域の問題)」を使って、当事者意識を持って考えられるようにしていくことが重要。

Ⅲ まとめと今後の課題

- ・日本だけでなく、世界中で「環境教育」に対する様々な取り組みが行われている。
- ・「環境教育」の重要性は、今後さらに大きくなっていくと考えられる。
- ・地球規模で環境に関する問題を考えるためには、自分に身近なことから考え、世界の問題を自分事として捉える態度を育むことが大切である。
- ・児童生徒の環境に対する意識を高めるために、現行の教科教育等に含まれる「環境教育」の内容を確実に取り扱うことを、強く訴えたい。
- ・これからの時代に必要不可欠な、「環境教育」や「持続可能な開発のための教育」について来年度は、さらに多くの皆様と語り合えるとよい。

分科会報告

I 討議の柱：今を生きる子どもたちの現状と課題

課題提起

討議

- ・指導要領が変わり評価が変わり、とまどうことが多い。チャットGPTを使ってもっともらしい発表を作るし、情報はあふれているが、自ら探究する力を育てる必要がある。情報がないという飢餓感が学びに繋がる。情報を取捨選択できる力を育てたい。従順な生徒を作るだけになってしまうのではないか。
- ・使い方は知っているが、モラルの点で問題を感じている。
- ・情報の信頼性を見極める方法を学ぶ必要がある。デジタルシチズンシップ教育研究会開催を検討中。現代文化研究会も共催でお願いしたい。
- ・端末も本でも調べる時に違う本を見ている生徒がいた。結局変わらない。得た情報をどう判断していくかは、教職員が伝えていかないといけない。
- ・ネット上にないものは存在しないかのようだ。本があるのにどうして見ないのか。
- ・教員は端末指導するだけで必要ない？教員は何をする？実体験が足りない。
- ・生徒が道具を使うスキルに差がある。情報が正確に読み取れていない。教員はその点を確認する必要がある。
- ・要所で教師がライブなやり取りをすることが重要。

共同研究者

- ・大学でもチャットGPTを使ったと思われるレポートがあったが、これからは教員も判断できなくなるだろう。ただ、学生の心の中に残るのは、教員が言った一言ではないか。教師と生徒のふれあいが大切。
- ・情報弱者（情報にアクセスできない、情報をとることができない）については、今後問題になっていく。

II 報告と討議の内容

【青少年文化研究会】

- ・長野商業高校で実施された「スマホ・タブレット・ゲーム機に関するアンケート」を共有し、現代の高校生のスマホ使用実態について討議した。
- ・文化祭・生徒会活動の現状、課題について交流した（飯山・中野西・須坂東・長野吉田・長野商業・長野俊英。下線がレポート発表校）。
- ・辰野高校武井由佳先生の「SDGsを柱とした生徒会活動」のレポートでは、教職員や地域の方だけでなく、生徒自身も問題点を考えて活動する姿が報告された。近年にない素晴らしい報告で、全校教研に推薦する。

【図書館教育研究会】

- ・図書館活動と著作権（中野西高校 中村智子さん）
文化祭・図書館だより・新聞のコピー・読書アンケートなど著作権が気になる図書館活動にどのように対応したか、著作権の授業の実践などの報告があった。普段から著作権について生徒や先生

方と気軽に相談し検討できる環境が必要であり、学校では著作権上の例外のため許されていることも卒業したらできなくなるということを伝えることが大切。

・図書委員会活動（松本深志高校 蒲生博子さん）

図書委員会で1993年から継続して行っている企画「図書館ゼミ」、多くの生徒が応募する「文芸コンクール」の様子や正副委員長の役選の苦労などが報告された。そのあと参加者全員が自己紹介を兼ねて自校の図書委員会活動について情報交換をした。

・ひとりからひとりへ～司書教諭と学校運営～（中野市立高社小学校 中村仁志さん）

小学校の司書教諭として、「学校図書館整備3年計画」を立案し、学校長・司書教諭・学級担任・視聴覚教育主任・ICT支援員・生徒・外部講師と相談し連携しながら活発に図書館活動をされている様子が報告された。「授業者の授業への願い」を一番大切にして、「授業でつきたい力」と「ゴール（成果物）」を授業者と共有したい、との話が印象的だった。

・司書教諭講習の講師を引き受けてみて（松本大学 蓬田美智子さん）

大学で「読書と豊かな人間性」「学校経営と学校図書館」という科目を教えるうえで意識していることや工夫されていることを報告された。学校司書だった蓬田さんが、感覚でやってきた司書の仕事を理論的な裏付けをしながら生徒たちに説明することで、学校司書の仕事を整理して考えられるようになったこと、司書という仕事に法的な根拠がなく、守られていないと実感したことなどお話をいただいた。

・Google Classroomを使った広報はリアルに勝てるか（南安曇農業高校 竹腰史佳さん）

Google Classroomを活用して、毎日本の紹介をしている実践を報告された。今のところ紙やブラックボードを使った広報の方が効果があり、リアルな広報に勝てていないが、緊急性のある情報を伝えるのに便利。また一人でこっそり情報を見たい生徒には効果があるのでは。本の紹介で使う書影をあげるための工夫なども教えていただいた。

・新書点検読書とビブリオバトル（辰野高校司書 野口操さん）

本を丸ごと読む前に「読む本を決めるために読む」点検読書を行った実践。全部を読まなくても2, 3ページ読めばいいと話したら、真剣に取り組んで普段新書を手にとらない生徒が結構面白かったと感想を言った。また国語表現の授業でビブリオバトルをしたところ、原稿もきちんと書かせ、全国大会のプレゼンも見たので、充実したビブリオバトルになった。

Ⅲ まとめと今後の課題

討議Ⅰでは合同で活発な討議が行われた。討議Ⅱもレポートが出され充実した研究会になった。

I 討議の柱とレポートのテーマ・報告者氏名

〈第1日目〉

※不登校児童・生徒に対して、どのように対応すればよいか。

①「不登校児童との関わりについて」

笠原 弘章さん（長野市立塩崎小学校）

②「教育相談室の現状から」

蟹澤 恵子さん（県教組 教育相談室）

※民間の団体のとりくみから学ぶ

①「どの子もすばらしい どの子ものびる」

吉川 照子さん（フリースクール佐久）

II 報告と討議の内容

〈レポート1〉「不登校児童との関わりについて」

笠原 弘章さん（長野市立塩崎小学校）

友達との関係作りが苦手な子は、友達との関係に悩んで不登校になっている。また、家庭の事情により不登校になっている児童もいる。担任として、毎日、授業で使った学習カードや家庭学習、翌日の予定などを届けたり、保護者と対話をしてきたりとこれまでの担任のとりくみについて紹介があった。

参加者からは、学校全体で不登校児童はどれくらいいるのか、職員間でどのような情報共有をし、サポート体制はどのようになっているのか、学区外通学をしている児童のことを教委はどのように認識しているのか、といった質問が出された。

また、「担任が毎日届け物をするのは大変ではないか。他の先生にはできないことではないか」「家庭での成育歴や、親との関係にも問題があるのではないか」「スクールソーシャルワーカーや医療との連携も必要ではないか」といった意見が出された。

〈レポート2〉「教育相談室の現状から」

蟹澤 恵子さん（教育相談室）

県教組の教育相談室は2021年度から相談時間が月曜日から土曜日の午後1時から5時までと相談時間が減少した。その頃から相談件数が減少した。コロナ禍以降、不登校児童・生徒の数は増え続けているのに、どうして相談件数は減っているのだろうか。

原因として、①不登校になっても学校から責められなくなった、②不登校が社会問題になったので、県や市町村や学校でも相談体制が強化されてきた、③不登校児童・生徒の中で4割弱は支援・相談と繋がっていない、ことが考えられる。

他の機関で相談し、その子にとってよりよい方向に進んでいるのであれば喜ばしいが、そうであろうか。登校刺激を受けなくなった親たちが、次に心配するのは「居場所」。しかし、多額の費用がかかる居場所も多く、経済力によって見放された状態になっている子がいるのではないか。不登校になったきっかけは多様だが、そのきっかけを解決し、取り除いた後も登校できない事例はある。「学校スタンダード」など管理や規律の教育が強まっているからではないかという説もある。「子どもの権利条約」を生かした学校にしていくことも必要ではないか。

〈レポート3〉「どの子どもすばらしい どの子ども伸びる」

吉川 照子さん（フリースクール佐久）

「フリースクール佐久」は、1995年、小諸市の民家を借用して開所。現在は、全農長野県本部から1546㎡の敷地とプレハブの建物を借りて現在に至る。

「フリースクール佐久」の基本方針は①不登校の子どもたちの居場所である、②子どもたちにとって、心のオアシスのような存在であるように努力する、③学校へ戻ることは強制しないが、自主的・自立的に学校へ戻ることは歓迎する、④教育現場との協力提携をし、信頼関係を深める、⑤子どもたちの家庭から月謝は取らないが、寄付については歓迎する、⑥スタッフは全員ボランティアである、の7点。月曜日から金曜日の12:30～16:00まで開所している。春・夏・冬休みもある。

子どもたちが不登校になった原因は様々だが、フリースクールで子どもたちは、勉強したくなると集中して意欲的に勉強している。子ども同士でお互いの「よさ」を見つける。学校のように細かいきまりがなくとも、「集団行動での規律よさ」は驚くばかりである。フリースクールでは、子どもから学ぶことも多い。国連子どもの権利委員会からは、日本の教育システムに対して非常に強い懸念が示されている。子どもたちから遊ぶ時間や体を動かす時間、ゆっくり休む時間を奪い、子どもたちが強いストレスを感じていることが、子どもたちに発達上のゆがみを与え、子どものからだや精神の健康に悪影響を与えていることが指摘されている。学校が「行きたい」「楽しい」と思えるような場所になることが一番ではないか。

Ⅲ まとめと今後の課題

不登校が「学校に行かない」だけでなく、「社会に出ていけない」「社会と関われない」ことにつながらないようにしていかななくてはならない。自分らしさを受け止めてくれる学校や社会が必要。地域と保護者と学校の連携について、社会全体で考えていかななくてはならない。不登校に対して、どう対処していくかが様々な立場から語られた。社会の在り方、そのものを考えていかななくてはいけない。

不登校児童・生徒の増加は社会的な問題であるが、学校現場からのレポートが少なく、教職員の参加も少ないため、「子どもの権利条約を生かした学校づくり」のようなテーマで扱う方がよいのではないか。

分科会報告

I-1 討議の柱①

「ジェンダー平等と教育の課題～杉田真衣先生ご講演～」

- ・人権教育としてのジェンダー教育のアプローチ
- ・なかなか現場で話し合えない状況をどう打破するか

講演 杉田真衣先生(東京都立大学) 「ジェンダー平等と教育の課題」

I-2 討議の柱②

実践レポート① 東海大学附属諏訪高等学校における、包括的性教育の実践より 佐藤良裕さん

実践レポート② 総合学科 『時事問題』での実践

II 報告と討議の内容

【討議Ⅰ 講演】

1. 子供・若者やその保護者の労働と生活の状況

90年代半ばからの雇用形態の変化が、非正規の増加と正規雇用の劣化(周正社員)の増加をもたらした。家族みんなが働いてどうにか生活する、という層が増え、貧困が拡大している。社会の構造は変わっているのに、家族の責任は過去の形に依存し、変わらないという前提のゆがみがコロナ禍で浮き彫りになった。

2. ジェンダーフリーと「伝統的家族間」

「ジェンダー平等」とは「性別にとらわれず行動すること」と定義できる。これに対して「伝統的」家族観を持つ人々は、ジェンダー平等の考えが家族の絆を壊すとしている。1999年の男女共同参画社会基本法への反動の集大成として教育基本法が改正され(2006年)、「家庭教育の責任やあり方」を決めた。ここでは子供の教育に家族、特に母親のみに責任を負わせる考えが色濃い。

3 SDGs 第5のゴール「ジェンダー平等」と教員の世界

このゴール設定のおかげでジェンダー問題を取り上げやすくなった。しかし日常、子供たちの目の前にいる教職員の労働状況がどのようなものであるか。「子供が病気で早く帰るのは女性、管理職の男女比など」結局ジェンダー格差が可視化されることに。これが児童生徒が目にする社会における男女の形となる。男女別名簿、色分け、応援団長、各種会長は男性がなりがち、などの日常の偏った感覚を刷り込まれたまま社会に出て行く子供たちが多い。

ジェンダー平等を実現するのは難しいことなのか。SOGIとは性的指向(Sexual Orientation)性自認(Gender Identity)という生き方、あり方、の視点だが、自分のあり方を男女の区別で決められることで、違和感を持ち、誰とも関わらず居場所をなくす人もいる。支配的な価値基準によって「男女」平等を求めるのではなく、「当たり前や普通とはどういうことか」を考えることがジェンダー平等の実践につながる。

【討議Ⅱ 実践報告】

報告①「人権教育としての包括的性教育～自分を護る、相手を護る～」東海大学附属諏訪高等学校 佐藤良裕先生

1995年から2021年まで諏訪高における包括的性教育を年間を通して行ってこられた詳細な実践を報告頂いた。現在は小学生に対する性教育講話を実施。I am OK. You are OK.のセルフエスティーム(自尊感情)を育てることに留意しつつ、第2次性徴を第2の誕生の時、とし、児童生徒が迎える変化を肯定的に受け止められるよう、わかりやすい中に深い愛情のある取り組みについて伺った。また、年齢相応の講義という点でも大いに参考になるもので、ジェンダー平等で誰もが能力と個性を活かせる社会になってほしいという強い思いが感じられた。

報告②総合学科「時事問題：ジェンダー」での実践、ジェンダーギャップへの気づきを促す公民、国語、家庭科的なアプローチ・プリントワークも取り入れながら、新聞記事やネットでの情報収集など、生徒の主体的な活動を促す実践であった。ユニセフの動画から考えはじめる世界の問題や、ジェンダーギャップ指数についても単に数の提示ではなく、実際に調べさせる。自分で調べることで、遠くの問題と置いていたことも身近なものとして理解できるという効果的なしなかけが印象的であった。これはどのような授業、活動においても有効なものである。このような授業での活動が彼らの中にどう残ったのかは卒業後のずっと後しかわからない事が多い、それが教育というものかもしれない。

【質疑】

杉田先生より、実践報告①における、生徒に「刺さる」トピックを探し現実的に身近な人との関係から考えさせるという個々の悩みに迫った授業、そして実践②における、自分で調べ、ある結果や自己の意見を持つに至らせる授業のアプローチの両方が、方法論として非常に参考になるとのコメントがあった。

参加者からは、時間が無いけれど、実践しなければ、という声と共に将来的に保育士などを目指す生徒に、卒業前に教えたいとの発言もあった。

また、生徒の自己肯定感の有無は彼らの背景に大きな要因があり、それを育てていくことが教育の難しさであり、意義でもあるという意見も聞かれた。

III まとめと今後の課題

「困ったことがあったら話し(相談)に来られる人になれたらいいな」このようなスタンスの杉田先生。前職金沢大学在職中から「レインボー金沢」の共同代表を務められ、現在、性教協幹事や「首都圏青年ユニオンを支える会」にも関わっておられる。先生のお話の根底には、生きることに何かしら困難を抱えた人々への深い共感が感じられ、かつ見据えるべき問題の解説は説得力のあるものであった。時系列に沿って挙げられた事例は明解な解説によって私たちが直面している様々な問題に光を当ててくれるものであった。

実践的なアプローチを知ることで私たちは取り組みへの活力を得る。特別なことでなくても、普段でできることをやるだけなのだ。授業を実践すると生徒の方がそのことをわかっていたりすることもある。どのような問題もジェンダーの問題につながっていることが多い。特別な「ジェンダーの人たちがやってること」ではなく、「みんなのこと」として進めていくことが大切だという声も聞かれた。12月9日の総合研究会では、大阪公立大学教授 東優子先生による「性をめぐるダイバーシティ&インクルージョン：人権としての性の健康と権利」についてお話を伺う。性教育は人権教育、との認識を日々広げていきたい。

分科会報告

I 討議の内容

- ◇「上田市の教育を考える会」（代表 渡辺薫さん）を中心に、参加者とフリートーク
- ◇給食センターの大型化や、学力テストの問題、小規模学校の統廃合、子育てや教員不足など、学校にかかわることについて、身近なテーマを、身近な皆さんと共に話し合う。

II 参加者の感想

- ・先生も子ども保護者も忙しくなってしまう、声を上げる力や協同する力がなくなっていると思います。学生さんから、小中学生時に周りや社会を気にする目がなかった。自分の意見を言えない雰囲気があるということ、テスト勉強で押しつぶされそうという言葉がありました。学校が勉強や競争するところでないことを望みます。人間性を育てること大事ですね。
- ・PTA 会長になるのでこちらに来ました。コミュニティスクール、学校運営協議会などやれることも見えてきました。子どもの権利条約について、PTA で学ぶことも必要で、まずは子どもたちの率直な本音を聞く場としての PTA でありたいと、参加者の 10 代の 2 人の意見から思いました。あと、先生方の多忙化はひどすぎる！非人間的な働き方です。(ほとんど奴隷のようで悲しくなります) その多忙化を解消できる保護者の活動にしていくのが楽しみで、ワクワクします。
- ・上小のように、地域に住むみんなで学校のこと、地域の教育のことを話し合える場を広げていきたい。親がつながり、地域住民としてもつながっていく、がんばりたいです。
- ・小学校の勤務実態、なぜそれを問題視して改善を求めないのか、文科省はなぜ改善しないのか。いや頑張っているが、予算の壁がある。学習支援をもっと増やして担任の負担を減らすのが現実的。well-being、何も無いときに保護者が対面で話をする必要がある。PTA 活動をすると昇進がある会社が増えている。PTA の懇親会を開いても出る人がいない等、いろいろの問題を聞くことができてよかった。
- ・意見が青年から老年まで沢山出てよかった。生徒の現状、問題点などは実はあまり変化していない。それに対応する姿勢が強められる必要があると感じました。
- ・学校現場は大変ですが、保護者とつながり、少しでも現状を共有して改善に向けて声を上げていきたいです。教職員も忙しいを理由に、できない理由探しになっていたかもしれない…。やっぱり声を上げないと始まらないし、仲間を増やさないと広がりませんね。また明日からガンバロー！
- ・教員の忙しさや学力テストとは？PTA の作業など多くの意見が出され良かったです。改めて学力や教育の大事さが分かりました。大人の姿勢が子どもたちに大きく影響する。自分もしっかり言っていこうと思いました。
- ・教職現場の大変さが明らかになった。文科省、教委に従うのがあたり前の雰囲気があり、打開するために誰かが扉を開くことが大事であることが共有出来たのが良かった。人数は 20 人位だったが、深い討議が出来たように思う。次の機会には学生、先生、保護者、一般の人がたくさん一堂に会せることを期待し、積み重ねを大切にしていきたいと思いました。二人の学生の発言がとてもよかった。
- ・勉強だけではない、生徒・学生の自主的な活動のある学校になるといいなと思う。先生を介さない他校の生徒会・学生会とのつながりづくり etc。→先生の労働環境の問題や人権について考えるよう

になるのでは？（学生）

2023 年度

県教研要項

2023 長野県教育研究集会

～いっしょに話ませんか 子ども、学校、教育を～

1. 【主催】 長野県教職員組合連絡協議会

2. 【基本方針】 「平和を守り、真実をつらぬく民主教育の確立」

3. 【基本的態度】

①憲法・子どもの権利条約にもとづき、平和を守り真実をつらぬく民主教育の内容・方法を明らかにし、その充実をはかります。

②学問・研究・教育の自由を擁護し、自主的な研究・実践と交流をすすめます。

③幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校・短期大学・大学間の連携を強め、父母・県民と共同して長野県教育の充実発展に努めます。

④児童・生徒と保護者との共同、県民のみなさんの参加を積極的に呼びかけ、開かれた大きな研究集会へと発展させ、今日的な教育課題の解決をともにはかります。

4. 【全体集会・分科会】

11 / 4 (土) 8 : 3 0 ~ Zoom 入室開始
9 : 0 0 ~ 1 1 : 3 0 全体集会 (開会行事・記念講演)
1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0 分科会
5 (日) 9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0 分科会
1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 分科会

長野県教育研究集会 年表

年度	県 教 組	高 教 組	私 教 連	信大教組・ 市立教組・ 県立大教職組
'51 (昭26)	○日教組 第1回研究大会(日光) にオブザーバー参加			
'52 (昭27)	○日教組 第2回研究大会(高知)に、信教に委嘱した研究をもって参加			
'53 (28)	○日教組 第3回研究大会(静岡) に分科会・テーマごとの研究委員を委嘱して参加 県本部で委員の発表会を行う(第1次県教研)			
'54 (29)	○日教組 第4次全国教育研究集会を長野市で行う ○全国教研に先立って松本市源池小で県教研を開催(第2次)	○第1回集会を 1月長野市で開催		
'55 (30)	○第3次 長野市南部中で開催	○第2次 長野市で		
'56 (31)	○第4次 諏訪市城南小(信教と共催)	○第3次 松本市で		
'57 (32)	○第5次 上田一中(信教と共催)	○第4次 上田市で		
'58 (33)	○勤評闘争で共闘をしたのを契機に共催(信教は後援)、松本市清水小・中で開催			
'59 (34)	○長野市柳町中で(信教は後援)			
'60 (35)	○第8次 信教と共催して上諏訪中・高島小で開催	○第7次 松本美須ヶ丘高校で		
'61 (36)	○第9次 上田二中、清明小で(信教と共催)	○第8次 諏訪二葉高校で		
'62 (37)	○第10次 清水小・中で(")	○第9次 上田高校で		
'63 (38)	○第11次 柳町中で(")	○第10次 長野高校で		
'64 (39)	○第12次 上諏訪中で(")	○第11次 松本県ヶ丘高校で		
'65 (40)	○第13次 上田第一中で(")	○第12次 諏訪清陵高校で		
'66 (41)	○第14次 清水中で(")	○第13次 上田東高校で		
'67 (42)	○長頭組発足、第15次を長野南部中で信教、長頭組と共催	○第14次 長野吉田高校で		
'68 (43)	○第16次 下諏訪中で(信教、長頭組と共催)	○第15次 塩尻高校で		
'69 (44)	○第17次 上田二中で(")	○第16次 諏訪実業高校で		
'70 (45)	○第18次 清水中で(")	○第17次 上田染谷高校で	○第1次集会を 更級教育会館で	
'71 (46)	○第19次 柳町中で(")	○第18次 長野工業高校で	○第2次 文化高校で	
'72 (47)	○第20次 上諏訪中で(")	○第19次 松本美須ヶ丘高校で	○第3次 塚原高校で	市立教組は 高教組教研 集会に参加 してきた
'73 (48)	○中教審答申に対する見解の相違で単独開催。 第21次 上田三中で	○第20次 長野高校で	○第4次 更級教育会館で	
'74 (49)	○ながいあいだの希望であった合同開催が実現。県教組第22次、高教組第21次、私教連第5次、長野市裾花中、長野工業高で			
'75 (50)	○県教連主催で小中高大一貫した教研集会の実現。名称も「長野県教育研究集会」とし、松本市立丸ノ内中、松本県ヶ丘高で開催			

'76	(51)	○県教連主催 ○長野市西部中、長野高、長野吉田高で開催
'77	(52)	○ 〃 ○松本市女鳥羽中、松本美須々ヶ丘高、社会文化会館で開催
'78	(53)	○ 〃 ○上田市市民会館、上田三中、染谷丘高校
'79	(54)	○ 〃 ○諏訪市文化センター、城南小、二葉高校
'80	(55)	○ 〃 ○須坂市民会館、長野市西部中、長野高校
'81	(56)	○ 〃 ○松本市社会文化会館、松本市清水中、美須々ヶ丘高校
'82	(57)	○ 〃 ○上田市民会館、上田第三中学、上田高校
'83	(58)	○ 〃 ○諏訪市文化センター、城南小学校、諏訪清陵高校
'84	(59)	○ 〃 ○長野市県民文化会館、東部中学校、長野東高校
'85	(60)	○ 〃 ○松本市市民会館、女鳥羽中学校、松本美須々ヶ丘高校
'86	(61)	○ 〃 ○上田市市民会館、上田第四中学校、上田千曲高校
'87	(62)	○県教連に長野大教組が正式加盟し、県教連の構成は七団体となる。(県教組・高教組・私教連・市立高教組・信大教組・県短大教組・長野大教組) ○ 〃 ○長野県民文化会館、古牧小学校、長野工業高校
'88	(63)	○ 〃 ○諏訪市文化センター、諏訪中学校、諏訪二葉高校
'89	(平1)	○ 〃 ○松本社会文化会館、松本旭町中学校、松本県ヶ丘高校
'90	(2)	○ 〃 ○上田市市民会館、上田第一中学校、上田東高校
'91	(3)	○ 〃 ○諏訪市文化センター、上諏訪中学校、諏訪清陵高校
'92	(4)	○ 〃 ○須坂市文化会館、長野市立北部中学校、長野吉田高校
'93	(5)	○ 〃 ○松本社会文化会館、旭町中学校、松本美須々ヶ丘高等学校
'94	(6)	○ 〃 以降、2日日程で開催 ○上田北小学校、上田染谷丘高校、上田市文化センター、上田高校同窓会館(ブレ集会を開催)
'95	(7)	○ 〃 ○諏訪中学校、諏訪実業高校、諏訪市文化センター、諏訪市公民館(〃)
'96	(8)	○ 〃 ○長野工業高校、裾花中学校、勤労者福祉センター、高校教育会館、長野市民会館(〃)
'97	(9)	○ 〃 ○松本市社会文化会館、旭町中学校、松本美須々ヶ丘高等学校(〃)
'98	(10)	○ 〃 ○小諸文化センター、小諸商業高校、小諸東中学校、佐久創造館(〃)
'99	(11)	○ 〃 ○岡谷市民総合体育館、岡谷東高等学校、岡谷東部中学校、ホテル岡谷(〃)
'00	(12)	○ 〃 ○長野市若里市民文化ホール、長野東高校、三陽中学校、長野教育会館(〃)
'01	(13)	○ 〃 ○長野県松本文化会館、松本深志高校、旭町中学校、松本市勤労者福祉センター(〃)
'02	(14)	○ 〃 ○上田東急イン、上田千曲高校、上田市立第四中学校、上田勤労者福祉センター(〃)
'03	(15)	○ 〃 ○伊那文化会館、上伊那農業高校、伊那北高校、伊那市民会館(〃)
'04	(16)	○ 〃 ○長野県民文化会館中ホール、長野工業高校、長野市立裾花中学校、ホテル信濃路(〃)
'05	(17)	○ 〃 ○長野県松本文化会館、旭町中学校、松本県ヶ丘高校、本郷小学校体育館(〃)
'06	(18)	○ 〃 ○上田市立第一中学校、上田東高校、丸子文化会館セレスホール(〃)
'07	(19)	○ 〃 ○諏訪市文化センター、諏訪中学校、諏訪清陵高校、諏訪湖ハイツ(〃)
'08	(20)	○ 〃 ○更級農業高校、長野俊英高校、篠ノ井市民会館、信州大学教育学部(〃)
'09	(21)	○ 〃 ○松本美須々ヶ丘高校、清水中学校、長野県松本文化会館
'10	(22)	○ 〃 ○東御清翔高校、東部中学校、サンテラスホール
'11	(23)	○ 〃 ○諏訪実業高校、上諏訪中学校、諏訪市文化センター
'12	(24)	○ 〃 ○長野高校、北部中学校、清泉女学院大学・短期大学体育館
'13	(25)	○ 〃 ○旭町中学校、松本深志高校、キッセイ文化ホール
'14	(26)	○ 〃 ○上田市立第六中学校、長野県上田千曲高校、上田創造館
'15	(27)	○ 〃 ○伊那市立春富中学校、箕輪進修高校
'16	(28)	○ 〃 ○長野市立櫻ヶ岡中学校、長野工業高校、若里市民文化ホール
'17	(29)	○ 〃 ○松本市立女鳥羽中学校、松本県ヶ丘高校、キッセイ文化ホール
'18	(30)	○ 〃 ○上田市立第二中学校、上田高校、サントミューゼ
'19	(令1)	○ 〃 ○諏訪市立諏訪南中学校、長野県諏訪実業高校、諏訪市文化センター
'20	(2)	○ 〃 ○長野県高校教育会館(全体集会・分散会を半日でオンライン開催、分科会中止)
'21	(3)	○ 〃 ○長野県教育会館(1日日程による完全オンライン開催)
'22	(4)	○ 〃 ○長野県高校教育会館(1日日程による完全オンライン開催/当初は松本美須々ヶ丘高、女鳥羽中学校に依頼)
'23	(5)	○ 〃 ○長野県教育会館、長野県高校教育会館、長野県東御清翔高校(2日日程。全体集会はオンライン開催、分科会は参集およびオンラインでの開催。一部ハイブリッド開催。2日目は一部分科会のみ開催。当初は東御市立東部中学校に依頼)

分科会構成

No.	分科会	共同研究者	分科会役員
1	国語教育	小池 由美子 (大東文化大学) 伊藤 和実 (大東文化大学)	藤森 祐介 (仁科台中学校) 遠藤 博史 (丸子修学館高校) 蛭名 優太 (伊那北高校) 高橋 誠人 (中野立志館高校) 坂口 隆子 (旭町小学校) 浅沼 志穂 (上田高校) 小山 洋一 (長野商業高校) 武井 真穂 (中野西高校) 出野 牧子 (岡谷南高校) 新海 颯大 (上田東高校) 仁科 恭子 (木曾青峰高校)
2	外国語活動・外国語教育	室井 美稚子 (清泉女学院大) 中村 洋一 (清泉女学院短大)	室井 明 (須坂高校) 丸山 大樹 (飯山高校)
3	社会科教育	駒村 哲 桂木 恵 (上田小県近現代史研究会)	田澤 秀子 (上伊那農業高校) 佐藤 大暉 (伊賀良小学校) 小須田 太紀 (緑ヶ丘中学校)
4	算数・数学教育	板垣 賢二 (日本福祉大学)	小林 一久 (山ノ内東小学校) 宮川 康浩 (大町中学校) 平栗 静児 (高陵中学校) 植松 明彦 (諏訪実業高校) 田村 敏彦 (上田染谷丘高校) 岡崎 和弘 (飯田OIDE長姫高校) 小山 徹 (篠ノ井犀狭校) 金井 文明 (上田東高校)
5	理科教育	三石 初雄 (教育科学研究会) 竹下 欣宏 (信州大学教育学部)	桑山 雅徳 (源池小学校) 渡邊 秀吏 (辰野中学校) 中村 祥弥 (城北中学校) 松井 聡 (上田染谷丘高校) 駒津 憲雄 (中野西高校) 八代 貴志 (長野南高校) 上松 文枝 (南安曇農業高校) 黒澤 瑞穂 (丸子修学館高校) 木下 通彦 (飯田OIDE長姫高校) 林 新 (篠ノ井高校) 花岡 秀樹 (岩村田高校) 山本 淳一 (諏訪清陵高校) 黒岩 寛明 (長野吉田高校) 寺尾 真純 (岩村田高校) 鮫島 太郎 (長野西高校)
6	図工・美術	大島 賢一 (信州大学教育学部)	三澤 理彦 (穂高北小学校) 長岡 香里 (野沢中学校) 川口 海斗 (富士見中学校)
7	音楽教育	中山 裕一郎 (東京福祉大学)	清住 真達 (松本美須ヶヶ丘高校) 竹松 恵里 (飯山養護学校) 遠藤 広基 (飯山養護学校)
8	書写・書道	工藤 哲夫 (松本深志高校)	小田切 亮 (伊那北小学校) 増澤 遼 (穂高北小学校) 小林 小百合 (長野西望月サテライ)

			ト高校)
9	技術・職業教育	川久保 英樹 (信州大学教育学部)	徳武 晃 (更科農業高校) 藤原 栄治 (長野工業高校) 篠原 章浩 (小諸商業高校) 池田 敏之 (須坂創成高校) 西澤 敏英 (明科高校) 川上 忠志 (穂高商業高校)
10	家庭科教育	大矢 英世 (宮崎大学)	石坂 寿子 (上田千曲高校) 手塚 美穂子 (阿南高校)
11	保健体育教育	岩田 靖 (信大教育学部) 小山 吉明 (学校体育研究同志会)	料治 正和 (田川高校) 垣内 麻以 (西箕輪中学校)
12	学校保健	布施谷 留美子 (元養護教諭、子ども権利条約市民・NGO の会 専門委員、ライフオーガナイザー) 小林 美由紀 (長野県教育委員会心の支援課)	横地 京子 (松代高校) 茨木 洋美 (上田千曲高校) 林 友海子 (伊那弥生ケ丘高校) 丸山 真由美 (信州新町中学校) 齋藤 さゆり (北御牧中学校) 佐藤 智咲子 (高瀬小学校)
13	総合学習・生活科	善元 幸夫 (目白大学)	植木 裕大 (山ノ内西小学校) 金井 和也 (清内路小学校)
14 26	学校づくり・教育課程 高校改革・入試制度	植田 健男 (花園大学福祉学部) 武者 一弘 (中部大学) 原 貞次郎 (信州の教育と自治研究所)	中村 富貴子 (箕輪進修高校) 内山 由香里 (伊那北高校) 寺尾 真純 (岩村田高校) 竹村 真輝 (下高井農林高校) 原 将俊 (本部) 林 茂樹 (本部) 菅沼 達勇 (本部) 田中 聡 (宮田中学校) 鷲澤 拓治 (芳川小学校) 宮澤 弘至 (東部中学校)
15	生活指導	中沢 照夫 (全国生活指導研究協議会) 堀 博志 (中野小学校)	井出 岳 (野沢中学校) 西村 昌子 (本郷小学校) 児平 修一 (上田千曲高校) 柳澤 俊文 (更級農業高校) 倉科 浩彰 (須坂高校)
16	特別支援教育と 障害児の教育	児嶋 芳郎 (立正大学社会福祉学部)	荒井 一也 (山形小学校) 南澤 直樹 (稲荷山養護学校) 松井 敦子 (上田市立南小学校) 北原 恵美 (箕輪進修高校) 宮澤 まどか (高遠高校)
17	幼年期・低学年の教育と 保育問題	影浦 紀子 (松山東雲女子大学)	吉越 栄子 (波田小学校) 横川 しのぶ (吉田小学校) 宮島 あい (浜井場小学校)
18	青年期・定時制・通信制 の教育	鈴木 敏則 (民主教育研究所)	柳澤 宏至 (上田高校) 吉沢 道夫 (長野西高校) 安江 健 (木曾町中学校) 米倉 拓也 (長野養護学校高等部朝陽分室)
19	子ども・青年と進路	加藤 栄一 (富山県立富山いずみ高等学校)	中村 敬次 (下氷鉦小学校) 鎌倉 久至 (原小学校) 工藤 雅史 (市立長野高校)
20	平和・人権と	大串 潤児 (信州大学)	小宮山 勝人 (篠ノ井高校)

	国際連帯の教育	宮下 与兵衛 (東京都立大学客員教授)	井出 健 (野沢南高校) 池上 宏 (田川高校) 渡邊 絵 (松本深志高校) 吉越 敦子 (和小学校) 上島 理歩 (伊那東小学校)
21	教育条件整備	小澤 浩明 (東洋大学社会学部)	西倉 光人 (栄中学校) 小島 直人 (井上小学校)
22	学校給食と食教育	福山 隆志 (西九州大学) 杉木 悦子 (学校給食地産地消食育 コーディネーター)	東方 映里奈 (岡田小学校) 朝倉 恭子 (長門小学校)
23	環境・公害と教育	曾 貧 (埼玉大学) 友川 幸 (信州大学教育学部)	石川 伸次 (松本筑摩高校) 西澤秀夫 (特別会員) 寺島 彰 (長野西高校望月サテライト) 畔上 和也 (上山田小学校) 林 正明 (日義小中学校)
24	現代文化・図書館教育	蓬田 美智子 (松本大学)	小町谷 康 (飯山高校) 祖父江 信一 (田川高校) 押野 佳明 (松本県ヶ丘高校) 野口 操 (辰野高校) 井原 通夫 (松本美須ヶ丘高校) 村澤晃 (長野商業高校) 井出 芽久美 (野沢北高校) 鹿川 和哉 (永明中学校) 中村 智子 (中野西高校) 中村 仁志 (高社小学校) 上田 孝 (長野吉田高校) 塚田 智彦 (長野高校) 蒲生 博子 (松本深志高校)
25	不登校		笠原 弘章 (塩崎小学校) 佐藤 富美子 (教育相談室) 蟹澤 恵子 (教育相談室) 島田 均 (登校拒否・不登校を考える 全国ネットワーク)
27	ジェンダー平等教育	杉田 真衣 (東京都立大学)	中村 万里菜 (伊那北高校) 河合 智子 (辰野高校) 中村 富貴子 (箕輪進修高校) 内山 由香里 (伊那北高校) 料治 正和 (田川高校) 小林 純子 (須坂創成高校) 佐藤 知子 (長野南高校) 河西 綾 (本部) 鶴 秀彦 (米沢小学校) 荒井 彰平 (須坂支援学校)

教研集会役員氏名

集会委員長 細尾 俊彦（高教組）
 事務局長 西澤 桃子（県教組）
 事務局次長 内堀 守（高教組）
 担当書記 河西 綾（高教組） 聲山 佐和（高教組） 香山 菜穂（県教組）

企画推進委員

県教組 清水 幸広 西澤 桃子 相場 瑞樹
 香山 菜穂 杓掛 正喜（上小）
 高教組 細尾 俊彦 内堀 守 原 将俊 唐澤 佑作
 河西 綾 聲山 佐和 寺尾真純（教文議長） 落合 康隆（上小）
 私教連 今井 裕一
 市立高教組 工藤 雅史
 信大職組
 長野大職組 松永伸太郎
 県立大職組 宮下 清

本部実行委員

係	内容	東御清翔高校	県教育会館	高校会館
総務	総括・参加者確認等・レポート対応 HP管理・レポート掲載・全国教研推薦レポート集約	西澤桃子・清水幸広・金井真紀・岩下啓 相場瑞樹 内堀守・細尾俊彦・唐澤佑作	香山菜穂	河西綾・聲山佐和・原将俊
庶務会計	共同研究者・参加者旅費通信費 会場校への支払い・謝礼	○相場瑞樹・下平祥之	村澤加奈子	
受付 電話対応	全体会・分科会の参加者受付案内・名簿用意	○相場瑞樹 下平祥之・齊藤奈月		
	電話対応、参加者問い合わせの対応 オンライン参加者表示確認(22分科会)		○深澤啓子・鷺澤香織・中川優子・香山菜穂 山崎真奈・村澤加奈子・寺嶋美紀	河西綾・聲山佐和 林茂樹・原将俊・菅沼達勇・宮崎考司
会場	本部・共同研究者控室・PV会場 配置図・案内 掲示 受付机設置、分科会会場（8）設営・表示	○金井真紀・岩下啓・相場瑞樹・近藤拓也 唐澤佑作・新楽祐幸		
	分科会会議室設営 （県）幼年期(第4)・（高）高校改革		○今井みどり・中川優子・山崎真奈	原将俊
機器操作	全体会・講演会PC・木村さんの入室確認 全体会オンライン参加者表示確認	○近藤拓也 唐澤佑作・黒澤さと子・新楽祐幸	○胡桃澤宣光・山崎祐貴・香山菜穂	河西綾・聲山佐和
司会	諸連絡（県）、講演会・質疑応答（高）		○牧内優大・鷺澤香織	林茂樹
チャット対応	講演会質疑チャット対応			原将俊・菅沼達勇・河西綾・聲山佐和
情宣・記録	文字起こし(高)、ポスター(県)、 会場の記録写真、分科会の様子写真	○近藤拓也・近藤正・下岡英樹	鷺澤香織	
宿舍・昼食	共同研究者・分科会役員宿舍、昼食手配 共同研究者の接待、輸送	○金井真紀・大久保宏英	香山菜穂	
放送	参加者へのお知らせ等	○相場瑞樹		
駐車場	駐車場案内	○岩下啓・近藤正		

【制作】 長野県教育研究集会事務局

【2023 年度担当】

長野県教職員組合 教文部

〒380-0846 長野市旭町1098

長野県教育会館内

Email : kyoubun@ntu-net.com